

令和5年舟形町議会
第1回定例会会議録

舟形町議会

令和5年舟形町議会第1回定例会会議録

招集年月日 令和5年2月28日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 3月7日 午前10時

応招議員（10名）

1番 叶内昌樹

6番 斎藤好彦

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 奥山謙三

5番 石山和春

10番 八 歙 太

不応招議員（なし）

令和5年3月7日（火曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和5年舟形町議会第1回定例会第1日目

令和5年3月7日(火)

出席議員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森富広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
副町長	鏡裕之	農業委員会会長	叶内栄一
会計管理者	伊藤茂樹	デジタルファースト推進室長	佐藤仁
まちづくり課長	曾根田健	教育長	伊藤幸一
健康福祉課長	鍛冶紀邦	教育課長	豊岡将志
住民税務課長	沼澤一征	代表監査委員	齊藤徹
地域強靱化対策室長	伊藤英一	監査事務局長	相馬広志
地域整備課長	伊藤秀樹		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬広志 主 事 沼澤靖子

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告
- 日程第5 町長挨拶並びに行政報告
- 日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時58分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和5年第1回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名します。1番叶内昌樹議員、6番斎藤好彦議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

会期の発言は、斎藤議会運営委員長よりお願いいたします。

6番 去る令和5年2月28日開催の議会運営委員会におきまして、令和5年第1回定例会の会期について協議いたしました。

その結果、本定例会は本日3月7日より3月15日までの9日間と決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、斎藤議会運営委員長報告のとおり、3月7日から15日までの9日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から15日までの9日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告をお受けします。

町長 おはようございます。

本日は、令和5年第1回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、時節柄、

何かとお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

この冬の降雪は、12月15日に初雪を観測してから2メートルに達するまで6日間という過去に例を見ない記録となりました。このため、町では12月19日に豪雪対策本部を設置いたしました。豪雪対策本部の設置は3年連続となりました。あまりにも異常な降雪であったため、倒木による停電や道路の通行止めが相次ぎ、西又・松橋地区及び舟形地区の一部では停電により暖房機が使用できなくなりました。このため、町では冬期間としては初めての避難所を開設し、1名の方を受け入れました。

現在の積雪状況については、松橋地区の観測地点では3月6日現在で1メートル76センチ、野地区で1メートル48センチ、長沢で1メートル12センチ、舟形地区で98センチ、西又地区で1メートル68センチとなっております。

さて、今回、町議会定例会に提案しております議案説明に先立ちまして、令和5年度町政運営の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国際社会においては、2月6日に発生したトルコ南東部のシリアとの国境付近を震源とする地震により、トルコ、シリア両国の死者が5万人を超えました。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に募金等を通じて支援をしております。まずは「隗より始めよ」で、先日、私ども三役を含む課長会で10万円を寄附させていただきました。

また、ロシアがウクライナへ侵攻してから1年が経過し、ウクライナ民間人の犠牲者は8,000人を超え、負傷者は1万3,000人を超えるという報道がありました。ウクライナ軍の戦死者はロシア側の発表で6万人、ロシア軍の戦死者はウクライナ側の発表で14万人を超えておりますが、現在のところ戦況は膠着し、戦争の終結は見通せず、長期化は避けられない状況であります。

ロシアのウクライナへの侵攻は世界経済にも大きな影響を与え、とりわけ資源大国ロシアへの制裁対抗措置によりエネルギーや鉱物価格が高騰し、欧米では10%前後のインフレ率となり、各国が金融引締め動き、政策金利を引き上げたため、途上国の通貨安を招き、東南アジアやアフリカ諸国では高騰した食料価格で飢餓が深刻化している状況で、世界銀行の報告書では「新興国と途上国経済は数年にわたる低成長に直面する」と警鐘を鳴らしております。

さらに、北朝鮮がミサイル発射を繰り返す中、アメリカ高官が「2027年度までに中国が台湾へ侵攻する可能性がある」と言及するなど東アジアの緊張感が増大している状況であります。

日本においては、政府が5月8日に新型コロナ感染症を感染症法上の2類相当から5類に変更し、新型コロナ感染症により低迷している経済を全面的に回復させ、新たな経済成長の軌道に乗せるとしております。

しかし、ロシアのウクライナへの侵攻により原油などのエネルギー価格や小麦などの原材料

の高騰などで、総務省が発表した昨年12月の消費者物価指数が前年比で4.3%となり、国民生活に大きな影響を及ぼすエネルギー、食料品を中心に物価上昇が続いているため、日本経済への影響が大きくなると予想されます。来年度の経済状況がどうなるのかは専門家の見解も分かれており、情勢を見極めることは極めて難しい状況であります。

そのような状況下でも、しっかりとアフターコロナを見据え、着実に舟形町民の幸せのため、第7次総合発展計画で目指すまちの将来像「住んでいる人が誇れるまちづくり、わくわく舟形」を目指して、6つの目標と1つの基盤に基づき、確実に政策を実施してまいります。

まず、1つ目の目標「いつまでも元気で笑顔あふれるまち」では、100歳元気プロジェクトを一層推進するため、人間ドック等検診事業について、オプション検診補助や人間ドックを5,000円のみでの個人負担で実施する事業では、昨年までの50歳、60歳に加え、40歳にも拡充いたします。また、ワンコインがん検診事業では、子宮頸がん、乳がん検診については1年置きの隔年実施から毎年実施へ拡充してまいります。また、コロナの影響で実施できなかった介護予防通いの場などをはじめ健康長寿に向けた事業に取り組んでまいります。

2つ目の目標「町の宝を守り育てるまち」では、引き続き少子化対策として出産費用の軽減を図るとともに、国・県の伴走型子育て支援と連携しつつ町独自の支援も継続して実施してまいります。また、町の将来を担う子供たちには日本一のおいしい給食食育推進事業のさらなる充実や、小学校にもデジタル教材ソフトを導入し、ICT教育の充実を図ってまいります。また、国宝縄文の女神を舟形町に里帰りさせるため、町職員によるプロジェクトチームにより報告のあった縄文の女神ミュージアム（仮称）基本構想に基づき、展示館の建設に向けての計画を進めるほか、ペーパークラフトコンテストをはじめ、縄文の女神の里帰り機運の醸成を図ってまいります。また、令和6年が町制施行70周年となることから、これまでの町の歴史や伝統文化を映像として後世に伝えるため、各種資料等のデジタル化を図ります。

3つ目の目標「地域の魅力・活力を生み出すまち」では、町独自の農業ビジョンの3つの基本方針「もうかる農業」「次代につなぐ持続可能な農業」「集落の農地を守る」の下、県の魅力ある園芸山形所得支援事業への町独自の補助金のかさ上げや、舟形マイスター制度を拡充するとともに、園芸拡大ステップアップ事業を創設し、さらには舟形町のおいしいお米を差別化するため、衛星を利用したおいしいお米プロジェクトを全圃場に拡大、さらには圃場整備の促進のほか、国・県の補助制度を最大限に利用してまいります。また、令和6年4月開校予定の東北農林専門職大学の学生及び教職員用のアパート整備事業を進めてまいります。さらには、4年ぶりに開催される若鮎まつり等で交流人口の増、農村環境改善センター等の改修事業、商工業者支援の活力アップ推進事業などで、農業、商工業の振興を図ってまいります。

4つ目の目標「つながり、支えあうまち」では、町内ビジョンの検証と新たなビジョン作成

のため、各町内会でワークショップを開催するとともに、地域運営組織の活動支援と新たな組織の設立に向けて努めてまいります。

5つ目の目標「くらし・命を守るまち」では、町道紫山向山線、堀内川端線の道路改良、除雪ドーザーの更新、舟形太郎野線雪崩対策事業を実施いたします。また、消防ポンプ積載車の更新、消火栓の新設、改修を実施いたします。さらには、福祉避難所防災センターにおいて、防災訓練、避難所開設訓練等を実施して、町民の安全、安心に努めてまいります。

6つ目の目標「快適な暮らしを叶えるまち」では、デマンドタクシーを星川タクシーのご協力の下に令和3年度は太折・大平地区でも他地区と同様に月曜から土曜日までの運行を始めました。令和4年度は県立新庄病院への午後便を増便し、利用者の利便性を確保しておりますが、令和5年10月、新しい県立新庄病院が開院することにより、買物等に利用されている方への対応も考慮しながら運行してまいります。また、高断熱住宅を普及させるための支援制度を創設し、さらには民間アパート建設支援の拡充や融雪設備導入支援の拡充をしてまいります。

また、6つ目標全てに関わる重点プロジェクト事業として、デジタル化を進め、町民サービスの向上及び先進的少数社会の実現に向けて努力してまいります。特に、来年度は、住民票及び印鑑証明書のコンビニ交付サービス、さらにはスマート窓口システム導入事業をデジタル田園都市国家構想交付金を活用し取り組んでまいります。また、一つの基盤として情報発信力強化や職員研修を進めるとともに、財政の見える化などに努め、健全財政を堅持してまいります。

まだまだまちづくりの課題は山積しておりますが、しっかりとそれらの課題に真摯に向き合い、職員と一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様、町民の皆様におかれましては、なお一層のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和5年度当初予算の概要については、予算の内示会で説明申し上げましたので、省略をさせていただきます。

次に、12月定例町議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

(1) 令和4年度最上川・最上小国川事業調整会議について

12月13日火曜日、新庄河川事務所と最上川及び最上小国川に係る事業調整会議を行い、事業の実施や災害時の連携について調整を図りました。

令和2年7月豪雨、最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトの策定から2年が経過し、舟形町では本堀地区の最上川左岸災害復旧工事、同じく本堀地区の河道掘削、富長橋下流の支障木伐採が完了し、今後とも河道掘削、支障木伐採が予定されております。また、河道掘削では、掘削土砂約8,000立米を農林専門職大学アパートの造成工事に運搬していただき、およそ3,500万円の工事費の節減となった上に、国と町が連携した活用事例として感謝の意をい

いただきました。

(2) 令和4年度商工行政懇談会について

12月20日火曜日、最上町の観松館において、令和4年度商工行政懇談会が開催されました。懇談会議は、もがみ南部商工会が主催し、最上町、大蔵村、舟形町の各町村長と担当課長及びもがみ南部商工会の各事務所職員が参加し、商工会及び各町村の事業報告と今後の取組について意見交換を行いました。事業者に対するコロナの影響は大きく、今後も継続した支援の必要性を感じたところであります。

また、商工会業務を担う経営指導員の配置について情報提供があり、旧商工会地区、いわゆる舟形町の小規模事業者数が150を下回った場合に県からの補助金が減額され、結果的に現在舟形事務所に配置されている1名の経営指導員数がゼロとなる可能性について情報をいただきました。経営指導員の配置の有無については、小規模事業者や起業を目指す方だけではなく、日常的な住民生活へも大きな影響を及ぼすことが予想されます。この件につきましては、最上地方町村会に経営指導員の継続した配置について要望書を頂いており、今後、経営指導員の配置基準の見直しについて県に要望することとなりました。

(3) LOCAL 2、東京MXテレビとの連携協定締結式について

1月24日火曜日、舟形町、株式会社LOCAL 2、株式会社東京MXテレビの三者間において包括連携協定を締結しました。これは、高性能PCを導入した地域活性化デジタルプロジェクト業務の実施を契機に、情報通信ネットワークを活用して地域課題の解決を目指すものであります。取組の一環として、東京MXによる首都圏での放送番組を使った町の動画配信を行うことで、交流人口の増加や企業版ふるさと納税の獲得につなげてまいります。また、三者が連携した各種事業の展開により、デジタル人材の育成や人口減少対策、健康づくりなどを目指してまいります。締結式は東京MX本社で行われ、東京MXの南専務取締役営業本部長、LOCAL 2の岸本社長が出席し、協定書に調印した後、今後の取組と可能性について意見交換を行いました。

(4) 第15回B&G全国サミットについて

1月24日火曜日、東京ビッグサイト国際会議場において、第15回B&G全国サミットが開催され、舟形町B&G海洋センターが優良センター表彰を受けました。これは、B&G財団が毎年行っている、利用人数、事業開催状況、施設の維持管理などに関する6段階評価において最高位の特Aを10年連続で獲得した施設に贈られるもので、大変名誉のある表彰であります。今後も特Aの評価をいただけるよう適正な管理と円滑な運営を行ってまいります。

(5) 舟形町母親委員会と語る会について

2月5日日曜日、保・小・中の母親委員で組織する舟形町母親委員会主催の「舟形町の未来を語ろうの会」が中央公民館で開催されました。母親委員会からは11名が参加し、「子育てに

ついて」をテーマに、教育長、総務文教常任委員長、副委員長にもご参加いただき、グループトークを行いました。子供の年齢に応じた悩みや課題、母親目線の考え方などをお聞きすることができました。特に、小・中・高の通学に関する話題や雪に関する話題が多く出され、様々な意見交換をすることができました。

(6) ゼロカーボンシティ宣言について

地球環境への危機意識が高まる中、町では2月21日月曜日に、2050年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す舟形町ゼロカーボンシティ宣言を表明しました。山形県では19団体目、最上地域では3団体目の宣言となります。環境問題への意識を共有し、国際社会の一員として、町民や企業、県等の関係機関と連携して地球環境の保全に挑戦してまいります。

今後、町の将来像として掲げる「住んでいる人が誇れるまちづくり、わくわく未来ふながた」実現に向けて、豊かな自然や特色のある産業、文化を未来の世代に引き継いでいくことができるよう、再生可能エネルギーの利用促進、省エネ住宅の普及や公共施設のLED照明化、電気自動車の導入などの省エネ・再エネ事業及びその他必要な事業について検討し、排出削減対策について取り組んでまいりたいと考えております。

以上6件について、行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件につきましては、令和4年度舟形町一般会計、特別会計補正予算について6件、条例の設定について2件、条例の制定について5件、指定管理者の指定について2件、出資金に係る権利の放棄について1件、人事案件について14件、令和5年度舟形町一般会計、特別会計等予算について7件、以上37件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

なお、12月定例町議会以降の主要行事につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

日程第6 一般質問

議長 日程第6 一般質問をお受けいたします。順次発言を許可します。4番小国浩文議員。

4番 おはようございます。

通告に従いまして、私から一般質問を2点させていただきます。

まず1つ目といたしまして、町道舟形一の関線側溝蓋整備状況は。

町では、令和4年度から3か年計画で町道舟形一の関線の側溝蓋の整備を行っているようですが、最初に私が議案審議の中で、小学生の子供が鉄筋蓋に両足を落とした事故があり、大変危険な側溝なので改修が必要ではないかと質問を行いました。その後、2人の議員の方々

が一般質問をしていただき、令和4年度から工事着工となり、スクールゾーンでもある道路なので、小学生が安全に登校できるようになるようなので安堵しております。3か年計画ではどこまで工事をしていただけるのか、また流雪溝側だけの改修なのか、反対側の側溝の改修は考えていないのか、町の考えを伺います。

2番目として、新型コロナウイルスとの共生は。

新型コロナウイルスの第8波は、2月に入り、感染状況に改善の兆しが見え、ピークアウトしてきているように感じられます。一方で、世界に目を向けると、アメリカなどでは新たな変異株X B B1.5などが出現し、予断を許さない状況です。そのような中であっても、厚生労働省では5月8日に新型コロナウイルスの位置づけを2類相当から5類に引き下げるとする政府の方針が決定されました。

それを受け、町として、新型コロナウイルスとの共生に向け、令和5年度の町のイベント等を新型コロナウイルス感染症対策以前の状況に戻す考えはあるのか伺います。

町長 それでは、4番小国浩文議員の町道舟形一の関線側溝蓋整備状況はのご質問についてお答えします。

ご質問の側溝蓋整備につきましては、小国議員からのご質問に始まり、令和元年第3回定例会で佐藤広幸議員から「舟形一の関線、星川タクシー前より子育て支援住宅前までの道路整備の必要性を問う」、また令和3年第3回定例会においては伊藤欽一議員から「通学路の事故防止対策は」についてのご質問をいただき、さらに当該箇所については母親委員会からの要望もありましたので、町としましては、子供たちの通学路の安全確保を図るため、格子状の鉄筋蓋からコンクリート蓋に変更するなどの側溝整備を実施しております。

ご質問の工事の施工状況についてですが、令和元年度に道路維持事業として星川タクシーから定泉寺入り口に向かって右側約90メートルの側溝本体の更新及び蓋の設置を行いました。今年度につきましては、道路新設改良事業として、星川タクシーからハイムひだまり入り口の十字路まで総延長にして約630メートルの全体設計を実施し、さらに星川タクシーから定泉寺入り口に向かって左側約90メートル、定泉寺入り口から小学校に向かって右側約75メートル、合わせて約165メートルの側溝本体の更新及び蓋の設置を行いました。

また、今後の見通しについては、現時点では令和8年までの事業完了を予定しておりますが、鋭意、早期完成を目指して事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、反対側の側溝の改修は考えていないのかとのご質問についてですが、ご指摘の箇所は道路と住宅との高低差もあり、施工困難な箇所も多くありますので、一旦事業を完了させた上で、通学路としての安全性について検証し、町内の他地区との側溝整備の要望とも照らし合わせながら、必要であれば取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスとの共生はについてのご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年1月27日に開催された厚生科学審議会感染症部会において「5類感染症に位置づけるべき」との意見がまとまったことを踏まえ、国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情がない限り、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症において、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとなりました。

これにより、これまで講じてきた各種の政策や措置について見直しを行うこととなりますが、ワクチン接種については感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法に基づいて実施されるため、必要な接種については引き続き自己負担なく受けられるようにしております。令和5年度では、高齢者など重症化リスクのある対象者へは5月から8月にかけて追加接種を行い、その後、全ての対象者において9月から12月にかけての追加接種を行う見通しであります。

基本的な感染症対策については、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取組を改め、3月13日から着用は個人の判断が基本となりますが、一方で引き続き効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行や、医療機関や高齢者施設でのクラスター防止対策は継続しつつ、できる限り面会の希望が実現できるよう取組をお願いしていくとしております。

このような状況を踏まえ、町のイベント等については感染予防に注意しながらコロナ前のイベント等々を行っていく方針であります。例えば、ふながた若鮎まつりにおいては、コロナの影響により、40回記念であった若鮎まつりが3年にわたり中止を余儀なくされ、ドライブスルー販売などを実施してまいりましたが、今年1月に開催された若鮎まつり実行委員会において令和5年度の開催方針を検討し、ウィズコロナという現状において、イベント等の開催に関する国の方針に沿った形で、従前どおりのステージイベントと出店による鮎をはじめとした特産品の販売や食のスペースの設置、お子さんを対象にした鮎のつかみ取りなどを実施していくなど、第40回ふながた若鮎まつりの開催に向けて取り組んでいくことを確認しました。また、関係各課が主催するイベント等についても同様で、小中学校の運動会や文化祭、修学旅行といったものも国の方針を踏まえながらの対応となってまいります。

いずれにしましても、コロナの影響により、3年間にわたりイベント等の自粛や形態を変えざるを得ない状況ではありましたが、イベント等の内容についても、これまでを振り返り、今後のあるべき姿を考える機会でもありましたので、前例を踏襲することなく、内容を精査しながら、しっかりとした目的を持って取り組んでまいりたいと考えております。

4番 それでは、若干ではありますが、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず側溝蓋ですけれども、私の情報不足で「3年計画」と書いてしまいましたけれども、令和8年までだとすると5年計画でやるという状況で間違いはないでしょうか。

町長 はい。今のところそのような形で考えておりますが、先ほども申し上げましたが、早期完成を目指して頑張っていきたいと思っております。

4番 ようやく事業ができて、本当に安堵しているところであります。子供たちが安全に登校するためにも絶対に必要なものだと、私が最初に質問してから大分年月がたちましたけれども、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。そのことについては評価をさせていただきます。

次に、今年度はどこまでの工事なのか。場所的なことが、めどなんでしょうけれども、今年度はどの辺りまでやるおつもりなのかお聞かせ願いたいと思います。

町長 基本的に水路工事については下流側から実施するものですから、昨年度に引き続きから100メートル以上実施するものと思っております。ただ、予算と、どこで工事を終えたらいいかといいますか、計画的に実施したらいいかということについては、今後、現地をさらに調査した上で決定していきたいと思っております。

4番 場所的なことはまだこれからということで、それは分かりました。

もう一つ、側溝蓋、去年までやっていただいたのは側溝も含めて工事をしていただいておりますが、今後のやつも側溝蓋だけでなく、側溝本体も工事していただけるのか、その辺についてお伺いします。

町長 蓋だけの交換ということでいきますと、現在の側溝については現場打ちのかなり古いコンクリートでありまして、底版とかかなり損耗している状況であります。そういったことを踏まえて、その上に蓋だけ交換しても、長期的なことを考えますともたないであろうということで、当然側溝も踏まえて側溝の蓋の交換ということで、今後も上流部まで側溝と側溝の蓋を新設するという形になると思います。

4番 まさに水だけだったら何ら問題ないんでしょう。流雪溝となっておりますので、雪の流れ等を考えたときに、側溝も含めてしていただきたいという思いでおりますので、そういう工事だということですので、安心をいたしております。

もう一つ、舟形1号線、個人的な名前を出さないと分からないのかなと思いますけれども、前の事務局長の斉藤さんのところからほなみに抜ける道路、あの道路も町道だと思っておるんですけれども、間違いはないでしょうか。

町長 議員おっしゃられるとおり、町道であります。

4番 その町道についてですけれども、あそこは真ん中に雨水処理の側溝が入っておるわけです。コンクリート蓋になっておるわけですがけれども、車で通った際に側溝蓋を踏むとかなりの音がして、近隣住民が大変難儀しているというお話も伺っておりますし、町にも改修していただけないかという要望をしているようなんですけれども、そういう要望は上がっているでしょうか。

町長 はい、その話は受けております。

4番 受けているということなので、これも含めて、雨水処理ですので、そんなに大きい側溝でなくても、脇にずらしていただければ、地域住民の方が大変生活しやすくなると思いますので、その辺も含めてお願いしたいなという思いであります。

また、反対側の側溝なんですけれども、あそこは確かに段差もありますけれども、結構な頻度で冬期間になると車が脱輪したり、人が落ちたりしている事案もありますので、私も何回か車を上げるのを手伝ったこともありますので、そんなすぐどうのこうのという考えはありませんけれども、この中にも書いていただいているように、整備が終わったらまた再度考えるという考えもおありのようですので、ほなみにつながる側溝等を含めて今後も検討していただきたいと思っておりますけれども、その辺についてどのようにお考えか。

町長 ほなみに抜ける町道については、私が職員時代に担当した道路でありまして、現在もそうなんです、住宅の間の道路ということでありまして、用地について協力を得られなかったということがございます。その中で苦肉の策として、あの幅員の中で両サイドに側溝を入れますと、車の車輪が側溝の上を歩くことでうるさくなるということで、通常はないんですが、道路中央部に側溝を配置したということがあります。したがって、それを脇に寄せるといことになりますと、また騒音の頻度が高くなると私は思っておりますので、側溝と側溝の蓋を交換しながら、騒音がひどくなった場合については随時そういった修繕をしていかざるを得ないのかなと思っております。

あわせて、今現在、一の関線の舟形小学校に向かって右側の側溝を整備していくことで検討しておりますが、反対側についても、議員がおっしゃられたとおり、その状況等については理解をしているところでありますが、両方同時にということはなかなか、予算の関係もございまして、他地区で進めている側溝整備事業もございまして、まず右側の側溝の危険な鉄筋による格子蓋を改修した上で、改めて左側についてはもう一度検討させていただきたいと思っておりますので、そこはちょっと時間がかかるかもしれませんが、ご理解をいただければと思っております。

4番 町長から前向きな答弁をいただいたわけでありまして、反対側については、本当に車が落ちたり、人が落ちたり、結構危険な状況にもありますので、予算の関係上もありますので、早々にやってくれとは言いませんけれども、それは町としても把握しているんだよということも町民の方々にお知らせしていただければなおいいのかなという思いでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、この一般質問を作成するときには私は持ってなかった情報なんですけれども、その後、ちょっと耳に挟んだ情報がありますので、そのことについて質問をさせていただきたいと思ひます。

それは、大堰の改修工事なんですけれども、ここで質問している側溝、流雪溝という項目で

質問しておりますので、関連づけてなんですけれども、大堰の改修工事が見込まれている、その事業について、町でも把握しているのでしょうか。

町長 実は、平成30年8月、二度にわたる豪雨災害がございまして、大堰、三光堰の用水路からあふれて、舟形町役場の本庁舎も浸水したということがありまして、農業用水路の特徴としまして、受益地を過ぎると水路の断面が小さくなるという基本的な設計方針がありますので、現在の大堰についても野田を過ぎて針生を過ぎてくると断面的にちょっと小さくなっている部分がありまして、それを平成30年の8月豪雨では山からの山腹排水を農業用水路が受ける形で、それがはげなくなったということがありまして、そういう結果になっております。

町としましては、そういった農業用水路による浸水被害というのをなくしていただきたいということで、県にも要望して、余水吐等の対応をお願いしたいということで端的に申し上げておったところですが、このたび大堰の防災事業という形で、一部下流側の水路を広げる、大きさを変えるという事業、もしくはその排水用ということ、さらには田んぼダムということも踏まえていろいろ検討しているようであります。詳細については、来年度から設計の計画をつくるということでありまして、こうするということが決まったわけではなく、県でいろいろな可能性を試しながら、先ほど申し上げました農業用水路からあふれる、溢水することでの浸水被害をなくすということで、県で事業をしていただけないという形になります。ただ、町での負担も当然ありますので、できる限り安価な方法で効果が発揮できるような対策をお願いしているところであります。

議長 小国議員に申し上げます。ただいまの発言は質問の通告要旨から逸脱しておりますので、一応注意を申し上げます。

4番 大変申し訳ないです。後から入った情報だったので、ここに記載することができなかつたので、やはり大変な問題なのかなと。それについて、議長から質問を控えろということで、これはこれで終わらせていただきます。

次に、コロナについてですけれども、3月13日をもってマスクの着用義務がなくなるということで、答弁書にもありますけれども、「着用は個人の判断が基本となりますが」とありますが、この指針に沿って町としても個人の判断に委ねるという考えでよろしいでしょうか。

町長 原則的にそのとおりであります。ただ、国でマスクをしたほうがいい状況の場合についても提示されていますので、そういったことについても、しっかりとそういう施設であったり、そういう状況下にあったときはマスクを奨励することもあるかと思えます。

4番 3年間、マスクの生活になれ親しんだといえますか、今それが当たり前の世の中になっているわけです。これを外すということに対して結構抵抗感のある人もいらっしゃるでしょうし、しかしいつまでもそれを続けていくということも大変難しいのかなという思いもありますので、これに対しては個人の判断に委ねるしかないんでしょうけれども、何とか終息してい

ただきたいなという思いであります。

令和5年は、コロナの影響などなく、イベント等が行われることを願って、私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

議長 以上をもちまして、小国広文議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、2番荒澤広光議員。

2番 それでは、おはようございます。

早速ですけれども、さきの通告書に従い、一般質問を行います。

今回の質問の主題は、専門職大学開学に向けた事業の進捗はと題して行います。

令和6年4月以降に新庄市に開学予定の東北農林専門職大学（仮称）の設立に関し、距離的に一番近い本町で、学生、職員の受皿づくりが必要なのではないかと提案し、令和3年3月定例会で「専門職大学開学に向けて町の対応は」と題して一般質問を行いました。その後、令和3年度には役場庁内に横断的なプロジェクトチームの設立、令和4年度は東北農林専門職大学総合プロジェクト事業費4,585万3,000円を予算化して事業が行われていると思いますが、現段階での事業はどのような状況なのかお聞きいたします。

1. 町で行っている民間アパート誘致対象地の造成工事の進捗状況についてお聞きいたします。

2. 昨年9月時点で1社の民間事業者から問合せがあったようですが、その後、どのような状況なのかお聞きいたします。

3. 大学2年生から行われる臨地実務実習先は、令和3年度末現在で山形県全体での臨地実務実習先は329経営体、うち最上地域は農業が62経営体、森林業が12の事業体の実習先を確保しているようですが、その後、最上地域の状況、舟形町内での実習先の確保の状況はどのようなになっているのかお聞きいたします。

4. 新庄市では中心市街地の空き家等のリノベーションを実施し、準学生寮として学生に住環境を提供する計画のようですが、他近隣町村はどのような支援の計画を行っているか把握しているのかお聞きいたします。

県は、学生や教職員の飲食、居住などによる消費に加え、独自ブランドの商品開発、販売、大学と企業との共同開発による売上げ増など経済波及効果は、開学初年度は5億円強、全学年がそろそろ開学4年後は10億円強、10年後には19億3,000万円の効果が生ずると推計されております。

本町が進めている専門職大学関連事業がスムーズに行われるように、近隣住民、町民に適切な説明が必要だと思っておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、2番荒澤広光議員の専門職大学開学に向けた事業の進捗はのご質問にお答えいたします。

初めに、東北農林専門職大学（仮称）に関する山形県の発表によりますと、令和6年4月の開学に向けて、学生の募集など最終的な準備に入っていくようであります。県は昨年10月に文部科学省へ設置認可申請を行っており、今年8月に認可される見込みであります。現在は校舎本体工事が進められており、計画どおり12月に完成する見込みであります。そのほか、学生の募集や入学試験の実施について着々と準備が進めて進められているとのことでありま

す。

一方で、本町の各事業の進捗事業であります。プロジェクトチームにおいて情報の収集や事業内容の検討を進めるとともに、各担当課において事業を進めている状況であります。

さて、1つ目のご質問である民間アパート誘致対象地の造成工事の進捗については、最上川の河道掘削土砂を盛土材として活用し工事を進め、現時点では盛土工事と造成地外周の水路工事が完成しております。令和5年度は盛土部ののり面工事と造成地内の道路工事を雪解け後から実施する予定であります。

続いて、2つ目の9月以降の民間事業者の状況については、10月に町内でアパートを営んでいる事業所など3社に対しアンケートを実施し、専門職大学アパートに対する意向を調査しております。その結果から、アパート建設及び運営に対して前向きな感触を得たところであります。

アンケート結果を踏まえ、町では事業者の選定方法及び支援制度について検討を進めてまいりました。事業者の選定については、広く希望者を募り、企画、提案された内容を審査し選定する公募型コンペ方式を計画しており、実施スケジュールは、令和5年3月上旬公募開始、4月下旬コンペ実施、5月上旬に事業者の決定を予定しております。

選定事業者がアパートを建設する際の支援制度は、学生、教職員から選ばれるアパートであることを第一に考慮し、学生アパートは月額家賃3万円台を基準とし、Wi-Fi環境及び家具付きの部屋を条件として、学生アパートは1室当たり400万円、教職員アパートは1室当たり160万円の補助を計画しております。

民間事業者の意見を取り入れたコンペ実施要領及び支援制度としておりますので、事業者の前向きなアンケート結果と併せると、専門職大学アパートの建設、運営を希望する事業者がいないということはないと考えております。

次に、3つ目の臨地実務実習先であります。令和3年度末から若干数に変動がありまして、2月22日時点で山形県全体では農業と森林業を合わせて326経営体、3経営体の減となっており、そのうち最上地域においては農業が61経営体、1経営体の減、森林業が15経営体、増減なしとなっているようであります。本町においては、令和3年度末と同数で農業が15経営体となっており、最上地域の市町村では実習先を最も多く確保している状況であります。

さらに、本町の実習先について説明しますと、経営形態は法人が2経営体、個人が13経営体

であります。また、主な栽培品目については、水稻、ソバ、ネギ、ニラ、アスパラガス、キュウリ、トマト、タラノメ、行者ニンニク、ウルイ、サクランボ、ラズベリー、マッシュルームとなっております。

次に、4つ目の近隣市町村の支援計画であります。質問にありました新庄市における準学生寮の整備計画のほかには現時点では住環境を提供する計画は情報が得られておりません。そのほか、通学等の支援に関して、新庄市において運行している路線バスについて、同大学まで運行区間を延長することが検討されているようであります。そのほかの近隣市町村の支援計画については情報が得られていない状況であります。

最後になりますが、本町としましては、先日開催されました令和5年度当初予算の内示会でお示ししましたとおり、民間事業者による学生・教職員用の共同住宅の建築、スクールバス等の交通手段、休日における学生の憩いの場づくり、学生及び就農希望者への総合的な支援について検討をしているところであります。本町としましても、県と連携を図りながら遅滞なく準備を進めてまいります。

また、それらに関する近隣住民や町民への説明については、町内会長会議などを中心に説明するとともに、町広報紙等を活用しながら広く町民に情報提供を実施してまいります。

2番 何点か再度確認をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、現在の宅地の造成工事ですけれども、その経過は町長から説明がありましたけれども、今の状況に関してですけれども、令和4年の当初計画に対して事業は順調なのか、あるいは遅れているのか、その辺一つ確認をしたいと思えます。よろしくお願ひします。

町長 ほぼ予定どおり終わっております。あとは国土交通省新庄河川事務所から搬入していただいた土砂等についての問題がちょっとありますが、そこを除けば、ほぼ予定どおりに進行していると思っております。

2番 予定どおりの事業というところで、まずは一安心したところです。

この事業を振り返ってみますと、令和4年度の当初予算の中では測量設計業務委託料が当初730万円という予算が置かれてあったと思えます。補正予算（第8号）、これから審議になる補正予算の中身ですけれども、570万円の減額になっておりますけれども、その辺の減額になっている要因を質問したいと思えます。お願ひします。

町長 基本的には測量設計会社のコンサルに頼む部分を減らしたということなんです。基本的には担当者レベルでできるものについては頑張ってくださいという方針の下なんです。詳細についてどの部分が減ったかについては地域整備課長から答弁をさせていただきたいと思えます。

地域整備課長 測量設計委託費について減額しているところです。今回執行した委託費につきましては、土地の登記委託料、用地買収に係る登記関係の委託料ということで執行してござ

す。実際工事に係る測量設計については職員で実施しておりまして、その分が減額になったという形になっております。以上です。

2番 職員の皆さんでやれることをやったというところで、大変私としてはいいのかなと思っています。職員でやれるところをやって、事業も計画どおりに今のところ進んでいるということで、私としては大変評価したいと思います。

次に、盛土材というところで、答弁書あるいは先ほどの町長の挨拶にもあったんですけども、盛土材として最上川の河道掘削の土砂を活用したというところで、資源の枯渇だったり環境の保全だったりあるいはお金の面で合理化に寄与できたと認識しておりますけれども、先ほどの町長の挨拶の中で3,500万円の工事費の削減という挨拶がありました。これも当初予算で4,430万円の計上があったと思いますけれども、今現在で先ほどの設計費あるいは工事費等々で4,430万円に対してどのような状況なのかお聞きしたいと思います。

町長 詳細な部分については地域整備課長より答弁をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 工事につきましては予算額2,500万円の範囲内で実施しているところでございます。盛土材として3,500万円ほどの経費削減された部分についてなんですけれども、当初から国交省と打合せの中で盛土材を搬入していただけるようなお話がありましたので、その分については当初予算の中で見ていなかったところでございます。以上です。

2番 最上川の河道掘削で出た土砂を当初から計画していたということで、大変環境的にはいいのかなと私は思っております。

次に、今回土地を整備して、来年度はのり面とかその辺の工事に入るような説明があったと思うんですけども、今回整備した場所に関してですけれども、入り口、その敷地に入る方向といいますか、宅地の南側の町道から入るのかどうなのかお聞きしたいと思います。

町長 現在の短期的な計画の中では、南側と言われました渡辺さんのうちの前から入っていくということになるんですが、いずれ町道としての部分も出てきますので、行き止まりの道路はいかがなものかという思いもありますし、今後、さらなる学生さんの、1学年40人ずつでありますので、4年後を見据えた形でいけば、町としても、さらなる民間アパートを建てていただいて、若い学生君を受け入れたいと思っておりますので、そうした場合に現在の渡辺さんの前からの道路を駅前道路に、清流荘のほうにつなげたいという計画も持っております。いずれそこにつながることで地域の活性化といいますか、土地の利用についても広がるのではないかなと思っておりますし、防災上等についても行き止まりの道路よりは通り抜けできる道路のほうが安全安心ということもありますので、そんなに遠くない将来において、現在の駅前道路に、清流荘側につなげていきたいという考え方を持っております。

2番 私も、この敷地に入る道路に関しましては、先ほど町長から話があった南側・プラス・駅前通りですか、そっち側からも入れるようにして、行き止まりのない、回れるような道路が

ベストだと思っていたところでした。

次に、民間アパートですけれども、今のところ事業者がないという最悪の事態はどうも避けられそうな先ほどの答弁だったんですけれども、民間アパートを誘致する要件で、学生向けのアパートが1棟、教職員向けがアパート1棟で、駐車場付きの計画のようですけれども、それぞれ学生用、教職員用ということで、部屋数ですけれども、何部屋ずつなのかお聞きしたいと思います。

町長 学生向けについては、今のところまだ、コンペをしますので、実際にどれほどのということとは言えませんが、今のところ提案いただいているのは10室ということです。あと教職員用については8室ということで今のところ考えております。これもあくまで町側の考え方ということでありますので、業者が決まった上で、それらを基に出していただけるのかなと思います。そこはまだ確定していないところであります。

2番 部屋数については町の考え方ということで認識したところであります。

次に、アパートに関してですけれども、基本方針というところで町で定めているようですけれども、町道から10メートル、あるいは隣家から10メートル以上離すことという条件つきで応募を待っているような内容ですけれども、その辺に関しまして、さきの全員協議会でも一部話題になりましたけれども、近隣住民あるいは町民の方への説明というところで、私も丁寧な説明が必要だと認識しておりますので、その辺の考え方について、改めてになりますけれども、お聞きしたいと思います。

町長 全員協議会で6番議員からもご指摘のあったとおりでありますし、町としてはしっかりと説明をしていきたいというところがあるんですが、全体的な話と工事の話については第4町内会、第2町内会を中心にお話をさせていただいたところであります。業者が決まって、ある程度の基本的な設計が出た段階で、町としてもしっかりと第2、第4町内会をはじめとして舟形本庁の説明会、さらには先ほど答弁でも申し上げました課長会議の中でも、町として進める政策としてこういうことをやりますよということで全体にもお話をさせていただきたいと思います。

特に、多分、第4町内会の班長になるかと思っておりますので、衛生組合であったりいろいろなことがあります。やはり学生君ですので、地域住民とのいろいろな問題ができるだけ発生しないように、町としてもその間を取っていろいろときめ細やかに説明会を開催しながら、説明会だけで終わらず、その後のいろいろな問題についても学生君と町内会、近隣住民としっかりとうまく共存できるように、町として対応をしていきたいと考えております。

2番 ぜひ、町長から答弁のあったように、具体化してきてからですけれども、特に近隣住民の方へ丁寧な説明をしながら、事業をぜひ順調に進めていただきたいと思います。

次に、アパートに入る際ですけれども、当然契約があると思うんですけれども、契約の年数

ですね、これは1年なのか2年なのか、あるいは4年契約なのか等々あると思うんですけども、その辺の契約の期間ですけども、分かっていたら教えていただきたいと思います。

地域整備課長 アパートの契約期間につきましては、今のところ特に何年という形で定めていることはございません。コンペ、これから業者選定、事業者を選定するコンペをするに当たって、それらについての条件も特には設定しておりませんので、事業者の裁量という形になってこようかと思えます。以上です。

2番 町で学生を対象にしたアンケート、あるいは職員、教職員を対象にしたアンケート等々がありました。このアンケートに関しましては、いつの時点でアンケートを実施されたのかお聞きしたいと思います。

町長 アンケートの実施時期については、農業振興課長より答弁をさせていただきます。

農業振興課長 学生向けのアンケートでございますが、対象者は県内の農業系の高等学校の当時1年生を対象にして実施しました。実施時期は令和3年6月から配付を始めまして、8月ぐらいまでの回収を行いました。

2番 アンケートの結果からもちよっとあるんですけども、新庄市でも準学生寮的な空き家を活用した受皿を準備しているというところで、学生からすると新庄に行くのか舟形に行くのかというところで、舟形は場所的、環境的にはなかなか厳しいのかなと私的には思っているんですけども、アンケートの中からあったと思うんですけども、特に職員に関しましては通勤時間ですけども、10分から20分以内というところで、14人中10名の方がそういう回答をしているようです。距離的には舟形町が一番近いんですけども、舟形駅から大学までが4.9キロ、私の車で約9分ですね。新庄駅から大学までが5.4キロで13分ほどかかっておりますので、距離的、時間的というところで、この辺を一番売りにしていかないとまずいのかなと思っておりますけれども、距離的に一番近い、学生に関しましては交通手段がないというところで、アパートと車あるいは交通手段、通学の手段ですけども、これをセットでと、前回も一般質問で提案したんですけども、その辺の考え方も一部町で計画しているようですけども、その辺の計画について教えていただければなと思えます。

町長 新庄市といいますか、新庄市の民間の方が、具体的に申し上げますと、ふとんの宮城さんのところの空き家になっている部分を改修しながら、リノベーションしながらシェアハウスのようなものを造りたいという意向があるようです。新庄市がやるということではなくて、民間の方がやりたいということで、おおむねこれも10室、10人分ぐらいの受入れということであるようですが、具体的ところはまだ進んでいない状況にあるように思います。

学生君の通学に関しましては、当初車を考えたんですが、アンケートの結果、やはり1年生だと運転に自信がないというのものもあるのかもしれませんが、スクールバスという意向がありましたので、町としては令和6年4月に向けてスクールバスを配置しながら、さらには2年

生になりますと臨地作業とか授業がありますので、そういった場合は最上管内に散らばることも考えられますので、そういったときのために車のリースといったことも二段構えで対応していかなければいけないということと、通学の問題もそうなんです、学生君たちにおいては授業だけしているわけではなくて、土曜、日曜とか休日があります。そういった場合に、アルバイトであつたりさらには余暇の過ごし方というところの中で、町としては、一つは長沢集学校のリングローさんが土曜、日曜も開いておりますし、このたびハイスペックな、学生君向けに言うとeスポーツもできるようなパソコン3台が入りました。そういったところの中で、さらにはリングローさんのスマホとかパソコンの教室等も活用できるということもありまして、そういった魅力を学生君たちにアピールをしていこうと、そして選ばれるまちになっていきたいと考えております。

いずれにしても、オープンキャンパスであつたり学生君への募集が令和5年度中に始まるということもありますので、それに向けてしっかり町としてもPRできるように、選んでもらえる舟形町になるように努めてまいりたいと思っております。

2番 ありがとうございます。

次に、これも学生を対象にしたアンケートからですけれども、家賃についてです。学生のアンケートの結果を見ると3万円まで、月3万円までというアンケートの答えでは71.3%の方が答えられているようです。町としても月額30万円台という計画を示していると思えますけれども、この中でWi-Fiの環境だつたり家具つきというところで、私としては大変魅力的なアパートなのかなと思っております。先ほどの答弁の中で、学生アパート1室当たり400万円、あるいは教職員のアパートに関しましては1室当たり160万円の補助という答弁があつたんですけれども、その具体的な説明、再度よろしくお願ひしたいと思ひます。

町長 基本的に、先ほども申し上げましたとおり、選ばれる舟形町になるためには、私もそうですが、息子とか子供たちのアパート代、かかるものをできるだけ少なくしたいという思いがありましたので、おおむね3万円台、3万5,000円ぐらいであれば非常に安くてということがあるかと思ひます。特に新庄市内のアパートについてはかなり高額でありまして、新築物件ですと10万円近いものがあるという話を聞いております。そういったところについては学生君にはかなり難しいだろうという思いもありますので、低廉な形のアパートにしたいと思ひます。

その詳しい内容等について、400万円であつたり160万円にした理由等については地域整備課から答弁をさせていただきたいと思ひます。

地域整備課長 補助金については、1室当たり学生で400万円、職員で160万円の算定ですが、1室当たり大体概算で建築費を計算しますと850万円の工事費ということで想定しております。家賃10年分と補助金でそれを回収するとして、学生アパートは1室当たり3万円台の家賃、

例えば3万5,000円とすれば1年で42万円、10年で420万円になります。850万円から420万円を差し引いて大体430万円となりますので、400万円の補助金としたところでは、職員アパートは、家賃を5万円台と算定しまして、同様の計算から160万円の補助金と計画したところでは、以上です。

2番 分かりました。ありがとうございます。

次に、学生向けアパートあるいは教職員向けアパートの入居者、先ほど説明あったように、10室あるいは8室ということで、全て学生あるいは教職員、いっぱいになれば最高だと思わんのですけれども、万が一ですけれども、万が一応募者が少なかったというところで、どうも空き部屋になってしまうおそれがあるとなった場合ですけれども、空き部屋にしておくわけには私としてはいかないと思いますので、ぜひぎりぎりまで待って、厳しいような状況になったら、私としては一般の方へも声をかけて、入っていただけるような二段構えも必要なかなと思っていますけれども、その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

町長 その件については大変危惧するところではありますが、今のところは何とか大丈夫だと思うんですが、それでもアパートを建てていただける民間事業者との協議の中ではやはり空室というのは非常に厳しいということもありますので、ただあくまで学生君向けなので、一般の方がずっと住まわれてしまうと、例えば教職員が入りたいといったときに入れないということとか出てまいりますので、学生君もそうなんですが、そうした場合に、保険を掛ける意味じゃないんですが、町外から来ている町職員について、その短期間に住んでいただきたいということで、職員に少しその話をしているところです、できる限り空室を出さないように。新たに学生君が入りたいとなったときには早めに2月末まで出ていってねということで、そういう契約の中で職員にもちょっと進めているところではありました。

2番 最後になりますけれども、本町の子供たちにも専門職大学に関しましてはぜひ興味を持っていただきたいと私は思っています。町で以前からやっておる事業、わくわくワークだったりその辺、子供たちに関心を持たせる意味で、例えばわくわくワークのときに専門職大学の体験というところもぜひ考えていただきたいと思いますが、その辺考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

町長 まだ具体的などころもありませんし、1年目では恐らく学生君も専門職大学の何たるかを理解してないところもありますが、専門職大学についてはビジネス英語も必修となるような、要は農産物を海外にも向けていくような新たな農業の展開が見込まれる大学でもありますので、そういった方々が舟形町の子供たちにしっかりと新しい農業の形、農業に就職できるという新しい形態もつくれるのかではないかなと思っておりますので、その点については今後検討してまいりたいと思います。

議長 以上をもちまして、2番荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時30分 休憩

午後 0時57分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けします。5番石山和春議員。

5番 それでは、さきの通告書に従いまして、一般質問を行います。

初めに、観光振興には情報発信が重要ではと題しまして質問いたします。

観光事業は、相手のあることであり、時々为社会情勢、経済状況により大きく変わり、かじ取りは非常に難しいと考えております。一朝一夕にできることではなく、長期的なスパンで、継続的に取り組むべきものと思います。

第7次総合発展計画にも交流・関係人口の拡大が示されております。5項目の具体的施策が明記されており、全てが重要な課題であると思っております。具体的施策に「観光から交流へ」とあります。主な事業に、都市交流事業の取組、東京友の会との交流事業とありますが、観光と交流は同じ土俵で考えるべきだと思います。どちらもないがしろにできない事業ではないでしょうか。町長のご認識をお伺いします。

特定の事業、取組では上限が見えており、間口を広げ、不特定多数の来町者がなければ関係人口の拡大は見込めないのではと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

これまで町には観光資源となる素材はたくさんあると答弁されてきました。この観光資源を生かすには様々な方法を駆使したPR活動が有効な手段ではないかと考えますが、町はどのような情報発信され、どのような活動をされているのか伺います。

次に、子育て支援策のさらなる充実をと題しまして質問いたします。

政府は、異次元の少子化対策として、児童手当を中心とした経済支援策の拡充、産後ケアなどのサービス拡充、子育てしやすい働き改革などを主要議題として、本格的な議論が始まったようです。

町は、これまで多くの子育て支援策を講じております。成果は出ているものと思っておりますが、なかなか少子化には歯止めがかからないのも現状だと思っております。支援策を講じているとはいえ、年度末、年度初めには保護者の出費がかさむのも事実ではないでしょうか。子育てするなら舟形町として、新1年生にランドセルの無償提供などを考えてみてはどうでしょうか。町長の考えをお伺いします。

町長 それでは、5番石山和春議員の観光振興には情報発信が重要ではについてのご質問にお答えします。

ご質問にもあるように、町の第7次総合発展計画には基本目標3の「産業経済分野で交流・

関係人口の拡大」を基本施策の一つに掲げ、その具体的施策に、観光から交流へと題して、現状と課題、展開方針、主な取組について記載しております。この点については、観光と交流を別のものとして捉えているものではなく、交流事業の展開により交流人口の増を図り、町に興味や愛着を持っていただく方を増やすことが、ひいては観光者の増につながると考えているものであります。

交流人口の増による波及効果は、観光にとどまらず、ふるさと納税や被災地支援などにも可能性が広がります。このような考え方は近年広く認識されているもので、特に観光施設や観光業者が都市部に比べて少ない地方においては、交流人口の増を目指した取組は重要なものとなっております。そのようなことから、観光から交流へという具体的施策を掲げたものであります。

第7次総合発展計画では交流・関係人口の拡大という基本施策を推進していく上で5つの具体的な施策を掲げております。その中では、港区や世田谷区をはじめとした都市交流事業や舟形町東京友の会との交流事業を主な事業、取組としておりますが、その他の具体的施策では地域資源の有効活用や縄文の女神の商品開発、各種イベントや施設情報の発信、ふるさと納税の推進を掲げており、この具体的な施策の総合的な推進により不特定多数に情報を発信することで、交流人口、関係人口の拡大を目指しているものであります。

情報発信については、町ホームページのリニューアルや公式LINEなどSNSの活用、各メディアへのプレスリリース、ふるさと納税の推進、地域おこし協力隊制度の活用、移住定住促進活動などにより取り組んでおります。また、2月に発行した「広報ふながた」において、町の情報発信手段について紹介いたしました。今後もその重要性を認識し、より多くの方への情報発信を目指してまいります。

次に、子育て支援策のさらなる充実をについての質問にお答えします。

国は、子育て支援をめぐり、妊娠期と出産時に計10万円相当を給付する出産・子育て応援給付金制度を新設し、さらに異次元の少子化対策の柱として、児童手当の所得制限撤廃や対象年齢の引上げに関して3月末までにたたき台をまとめるようです。

町の支援については、石山議員からの評価もいただきましたが、町長就任以来、「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」を目指し、ずっと舟形に住んでもらえるように子育て支援を実施してまいりました。

町独自の事業としては、妊娠出産包括支援事業の充実、母子手帳アプリの導入、産婦検診費用の助成、産後ケア費用の助成、新生児聴覚検査費用の助成、のびのび子育てサポート給付金、すくすく赤ちゃん祝い金の支給、中学校制服購入費助成、高校生までの医療費無償化、子育て支援住宅の整備など、物質的支援や制度の創設、人と人をつなげる母親委員会の活性化など、様々な面で妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を続けてまいりました。

また、舟形町PTA連絡協議会との懇談会や、毎年のように開催していただいている保・小・中の母親委員の皆さんとの「町長と気軽に語ろうママカフェ」において、子育てに奮闘しているお母さん方より生の声をお聞きし、子育てしやすい環境づくりに生かしてまいりました。子育てに奮闘されている皆さんとの対話の中で、保・小・中・高のそれぞれの段階で様々な悩みや困り事があるものの、学校等で必要な物品への負担感はあまり感じないとお聞きしましたが、議員のご質問にあるように、進学の際には出費がかさむことと思いますので、何らかの支援が必要と考えております。

今後、国が示す異次元の少子化対策などの動向も注視しながら、引き続き舟形で産み育ててよかったと実感していただけるよう、支援の時期や内容についてはしっかりと検討し、ニーズに合った子育て支援策をこれからも充実してまいります。

5番 それでは、二、三、質問させていただきます。

国は、年末年始に中断していた全国旅行支援を、コロナ禍ではありますけれども、感染対策を徹底してということで、1月10日に再開しました。昨年実施時の1万1,000円から7,000円に縮小しつつも、需要喚起には大きな効果があるものと思っております。

2月上旬だったと思っておりますけれども、朝のテレビのワイドショーで報道されておりましたが、西川町では「隠れ積雪日本一」だということで、遠くからの観光客も来ていたようです。テレビ放映されたということで宣伝効果も非常に大きいだろうと思っております。今期は時期が過ぎましたけれども、来期も多くの観光客が来ていただければなと思っております。

さて、町ではこれまで観光については最上地域全体で考えていくと言っております。最上地域観光協議会でということだと思っておりますけれども、これまでどのような話合いがなされて、どのような施策を講じられてきたのかお伺いいたします。

町長 私の言った意味とは違うんだと思います。要は、舟形町の観光資源ということだけでいくとなかなか多くの人を呼べないので、最上地域がネットワークをつくりながら、それぞれの特徴を生かしながらというところで申し上げたかと思っておりますが、最上地区の観光物産関係の会議の中でどういうことが話し合われたかということについては、まちづくり課より答弁をさせていただきたいと思っております。

まちづくり課長 最上地域の観光協議会といったものが設立、構築しております。その中で、大きな取組といたしましては、通過型の観光から最上地域へ滞在型、宿泊を含む滞在型の観光へ転換していきながら、お金を落とさせていただく観光地域づくりと、あとは交流人口の拡大というのが大きなテーマになって話し合われております。以上です。

5番 地元にお金を落とさせていただくというのが観光事業の一番大きな柱だと思います。このような話合いがなされているということで、ぜひともそれを実現していただきたいと思っております。

冒頭申し上げましたけれども、総合発展計画には5つの具体的な施策がございます。この中に「情報発信」という文字が8か所出てまいります。そのほかに「PR」という文字が3か所、「SNS」という文字が2か所出てまいります。今後、重点的に取組をしなければならないということの表れを示したものだと思えますけれども、いかがでしょうか。

町長 議員のおっしゃるとおりでありまして、情報発信というのは非常に大切だと。何が今変わってきているかということでございますと、紙ベースの観光パンフレットを幾ら置いても、そのときは手に持つけれども、必要なときまで持っていないんだという話でありました。これはデジタル化を進めるきっかけになった、グーグルの方がおっしゃられているんですが、それよりは、数秒間、5秒間流れるコマーシャルだけでも、それだけでインパクトを与えられると、そこから、そこはどういうところなんだということで調べていって、最終的にそこに魅力があるとなると、観光パンフレットを紙ベースで作るよりも全然いいですよというお話を聞きました。

今後の町の魅力発信、交流人口を拡大する上で、町のホームページであったりLINEであったりそういったところを充実させながら、魅力をどんどん他市町村の方々に向けて発信をしていかなければいけないという思いに変わりはありません。今後ともそういったことを進めていくということであります。

冒頭に石山議員からありました、地域にお金を落とすという観光の今までの形態のことについては、恐らく舟形町で観光をなりわいとしている方はいらっしゃいませんので、そういう観光形態では無理だろうと何回も申し上げているところであります。舟形町としては、しっかりとここと関係性を持っていただいた上で、ふるさと納税であったり、コテージ等々そういったところを利用しながら滞在していただけるような、または交流していただけるようなところでのお金の還元といいますか、そういう資金を調達できるものと考えておりますので、一般的な英語で言うサイトシーイング、一般的に流れていくような観光的なものについては、舟形町としては積極的に取り組むというよりは、先ほど申し上げました関係人口をしっかりとつくっていくというところに重きを置いていったほうが現実的だと思っております。

5番 先ほど答弁にもありましたけれども、SNSの活用というのは非常に大きな効果があると思います。ただいまの町長の答弁で、紙ベース、観光パンフレットは効果が少ないというご答弁でしたけれども、私は観光パンフレットというのは非常に大きな効果があると思っております。SNSも当然そうですけれども、そういうものもなくしてはいけないと思っております。

そういう意味で、新庄駅の中に新庄観光協会がございます。そこに観光案内センターがありますけれども、そこには最上8市町村のパンフレットが、観光パンフレットが置いてあります。当然舟形町の観光パンフレットも置いてあります。ご覧になったことがあるだろうと思

いますけれども、ご覧になった印象、どのような印象を持ちかお伺いしたいと思います。

町長 私は、よくできているなと思っておりますし、先ほど言ったとおり、紙ベースからデジタル化というところにシフトしているところもございますので、私が就任してから、「古い」ということで、観光物産協会に勤めておられます舟形町出身の富樫さんからそういうアドバイスがあったもんですから、その後更新をしましたが、それ以降は多分更新してないかと思えますけれども、その段階で内容等を検討してできたものでありますので、その内容等については私はいいと認識をしております。

5番 観光案内センター、私も1月に行って見てまいりました。そして、舟形町のパンフレットというのはどのぐらいあるのかなということで見たところ3種類ございました。1つは「ふなたび」というパンフレット、もう1枚は若あゆ温泉のパンフレットです。それからもう一つはカレンダーがあって、コテージの曜日が書かれているカレンダー1枚と、この3種類だけございました。ほかの町村ではたくさん置いてあったんですけれども、舟形町のパンフレットというのは3種類しかございませんでした。よその町村を見ましたところ、たくさん置いている町村があるんです。最上町、大蔵村、戸沢村というのが非常に多くございました。そういう中で3種類しかない、置いてないと。町には3種類の観光パンフレットしかないのかなと思ったんですけれども、この3種類しかないんですか。

町長 正式には「ふなたび」にまとめて、観光パンフレットとしては1種類しかないという認識だと思います。先ほども申し上げましたとおり、デジタル化を進めていく上で、何種類も紙ベースで作るよりは、1種類のものに今はQRコード等をつけて、そこからスマートフォンなりタブレットでもっと広がりを見せたほうが、もっともっといろいろなことが紹介できると思っていますので、紙ベースのものを何種類も作るよりは、1つのものを作って、そこからSNS上に広げていくほうが、デジタルで広げていったほうが、今後、町の交流人口とかそちらに拡大が進むものと思っています。

5番 確かに町長言われるようにSNSというのは非常に大事だと思うんです。物すごい広がりがあると思うんです。しかし、「ふなたび」1枚に全部まとめてある、あとは温泉の観光パンフレットだけだということでございます。

私は、こんなことがあるのかなと思って、観光物産センター、舟形駅の物産センターにも行ってまいりましたがけれども、やはりこれしかないんです。猿羽根山の観光パンフレットは1枚もないんです、幾ら探しても。だから、その辺はもう少し、もちろんSNSで発信するというのは分かりますけれども、それはそれできちっとやっていかないと非常に大変なんじゃないかなと、SNSだけでは、見る人は見るでしょうけれども、見ない人は見ないわけですから、そういうことを考えれば、せめて新庄駅の観光案内センターぐらいには多くのパンフレットも必要なんじゃないかなと思っております。新幹線で来た場合、最上郡の玄関口とい

うのは新庄駅になるわけです。そういうことを考えれば、その観光案内センターには置くべきだろうという考えを持っておりますけれども、町長、いかがでしょうか。

町長 確かに最上郡の玄関口は新庄駅ということについてはそのとおりだと思います。ただ、新庄を訪れる新幹線利用者については目的を持って来られる方が多いと思います。要は、新庄駅に着いて、どこに行こうかということを考えるのではなくて、新庄に来たら次にどこに行くというプランを立てて来られる方が大半だと思っていますので、その段階でパンフレットを見て、どこに行こうかということについては、今はそういうことはないのかなと思っていますので、その時点で舟形町のパンフレットをだっと並べても、グーグルの方から言われたんですが、「何の意味もない」と言われました。これからは紙ベースではなく、デジタル上に自分たちのいいところをしっかりと出さなければいけない、しかもこれからは動画だと言われました。そういうところを我々も追いかけていかなければいけないと思いますので、必要だというご意見は承りますけれども、今後我々が目指すところとしましては、しっかりとした、動画も含めたSNS上でのデジタルを利用した、そういった町の魅力発信に努めていったほうが、舟形町を目安に、目的に来ていただける方も増えるのかなと思っています。

5番 町長の考えはよく分かりました。先ほど申し上げましたけれども、森町長の考えはそうでしょうけれども、最上町、大蔵村、戸沢村などは非常に多くのパンフレットを置いておく、これも事実です。その辺のところも考えていただきたいなと思います。

それから、先ほど答弁の中で「ふるさと納税の推進」というご答弁がございました。ふるさと納税は順調に推移していると思いますけれども、返礼品には、希望した品物のほかに、そのほかに何か、町長のお礼状ですか、そういうものは入れていると思うんですけれども、そのほかに何か入れているものはございますか。

町長 まずは返礼品に対する確認をしていただきたいと、ちゃんと物が届いているかどうかとか、中身は大丈夫ですか、確認をしてくださいという注意書きと、それから私の「感謝を込めて」という、恥ずかしいんですが、下手くそな字で、手書きで、ふるさと納税をしていただいた方にお礼状を出しております。

5番 実は、友人が、遠くにいる友人ですけれども、三重県的美浜町というところにふるさと納税したんだそうです。そこは伊勢海老の産地で、どのぐらいふるさと納税の金額があるのか分かりませんが、「納税をしたから、送り先はおまえの名前にしているから、おまえのところに届くからな」という電話がございました。それで伊勢海老が届いたんですけれども、伊勢海老が1匹ばかり入っていたんですけれども、その中にちゃんとこういうものが入っているんです。「ありがたい気持ち、美浜町」なんていうことを書かれて、それから伊勢海老の解体の仕方とか、それからこれには観光案内も入っているんです。それから、名古屋市から三重県美浜町までの交通のアクセス、そういうものも全部入っていたんですね。これを見

たら、なるほどなと思うんですけども、そういう交通のアクセスとか、返礼品の中に、交流人口のことも考えてそういうものを入れてやるというお考えはありませんか。

町長 伊勢海老ということで、すごいなと思ったんですが、残念ながら舟形町はお米が返礼品のナンバーワンでございまして、その中に、これが実際の物なんですけど、ここにQRコードがありまして、先ほどから何回も申し上げますが、パンフレットではなくて、QRコードで町を案内したりするところにつながるようにしていますので、デジタル化を進めている中で、確かに観光パンフレットを差し上げるのもいいのかもしれませんが、現実的なものとしてはQRコード、特にデジタル化を進めている舟形町としましてはそういった形で対応していきたいと考えております。

5番 確かにQRコードは入っています。それはそれで大変いいんだと思いますけれども、ふるさと納税している例えば高齢者の方もたくさんおります。そういう方々というのは実際に使えるのかなと私は思っています。若い人だったら全てこなすでしょうけれども、なかなか高齢になるとそういうものに弱い、機械に弱いということもございまして、その辺のところも少し考えていただければなと思います。

それで、一つご提案なんですけれども、町長の考えと違うかもしれないですけども、舟形町の観光案内、「ふなたび」というパンフレット、私はこの内容を全部見まして、非常にいい内容だと思います。いろいろなことが全部書いてあります。1部これを印刷するのにどのぐらいのお金がかかるのか分かりませんが、今、ふるさと納税が順調に伸びている中で、こういうものを1枚入れてやってもいいのかなと。非常に詳しく書いてありますから、そう思うんですけども、どうでしょうか。

町長 確かにそのとおりだと思いますが、現在、ふるさと納税に係る経費については、3割の返礼品と、それから手数料、送料、いろいろ含めても5割以内にしろという総務省のことがあります。当然、町のパンフレットを入れるとその経費にも入ってきますので、そうした場合に、5割ぎりぎりまで持っていくとアウトになる可能性もございまして、今現在、返礼品のお米の競争下にあります。できるだけ安いお金で多くのお米を送るためには、我々としても送料も含めて経費を抑えながらやらなければいけないということもありますので、1部、多分150円とかそのぐらいの経費だとは思いますが、やはり全体的な経費削減という部分もありますので、ふるさと納税で多くの方から寄附を頂くためにも、5割を超えてはいけないというルールもありまして、そういったところをしっかりと捉えるためにも、できればQRコードのデジタル化を進めていきたいということでもあります。

5番 どうしてもQRコードでやりたいという町長の希望だったら、それはそれで私は何も、別に結構だと思います。

それで、ふるさと納税の推進ということには、寄附金の使途とかSNSや封書により寄附者

を中心に全国に発信する取組ということがあります。この使途について、SNSや封書により発信する取組とありますけれども、この取組は今なされているのでしょうか。

町長 これについては、使途を、何々に使いましたということでお知らせをしていますし、公表もしております。また、コロナ前ですと寄附をしていただいた方を東京に呼んで交流会を設けております。その中で、しっかりと皆様からいただいた寄附金についてはこういう事業に使わせていただきましたということも対面でお話をさせていただいた経緯があります。ただ、コロナの関係で、それ以降、対面でそういった交流会を開くことができませんでした。そのときは遠く名古屋からも来ていただいて、舟形町との交流をさせていただいて、舟形町に何か関係あるんですかということをお願いしたんですが、特に関係はなくて、たまたまだというお話で、「舟形の米はおいしいので」と言っていただいたということで、親子で参加した方がいらっしゃいました。そういったところで、寄附いただいた方に、どういった使われ方をしているのか、主に子育てであったり老人の100歳元気プロジェクトとかそういったものに使わせていただいていますということで、その点については、しっかりと説明を申し上げているところであります。

5番 みんなが一堂に会してやる時はそれでいいと思うんですけども、コロナの影響で中止になったというときには、しっかりとSNSあるいは封書でこの取組をやっていただきたいと思えます。短期アクションプランでは目標年度が令和6年度末になっておりますので、ぜひこの点は頑張ってもらいたいと思えます。

それでは、次の質問に入ります。

先ほど町長の答弁でランドセルの無償提供には答弁がございませんでした。この無償提供についてはどうお考えなのかお伺いします。

町長 リングローを中心とした自治体連携ネットワーク協議会をつくらせていただいて、私が1個目であって全国の会長をさせていただきました。その際に副会長になられたのが富山県の立山町長で、立山町長が町内にあるモンブランという会社とランドセルの購入についてコンペをしながら決定し、無償提供したというのがあります。今年の新聞だと思えますが、村山市でも同様に無償でランドセルをとということがあるようです。

その点については非常に素晴らしいなと思ったんですが、一つは、おじいちゃん、おばあちゃんとかお父さん、お母さんのランドセルを買う楽しみというの逆にあるということも言われまして、なるほどなど、そっちの考え方もあるんだろうなという思いもしました。

その際に重要になるのは、先ほども言うておりますが、母親委員会等でどういう子育て支援策がいいのかというときにランドセルという話はあまり出てこなかったというのが現実です。冬期間、舟形本町の子供たちだけスクールバスに乗れないという話とか、冬期間、スキーの授業があるんですが、そのスキー、何週間とかそのぐらいしかやらないのにスキーを買わな

ければいけないというような、そういうのは無駄じゃないかというお話があつて、リュックサックの話には言及されなかったものですから、今後、異次元の国の政策とともに、これから何が本当に必要なのかというものをしっかりと見極めた上で子育て支援策を講じていきたいと考えているところであります。

5番 県内でランドセルの無償提供している自治体というのはおありですか。

町長 先ほど言いましたとおり、村山市がすると言っていたと思いますが、あとほかにするものがあれば教育課より話をさせていただきたいと思います。

教育課長 ただいまご質問は県内のほかの市町村でランドセルの提供というお話だと思えますけれども、ほかの市町村では庄内町が一番古くからやっております。合併前からやっています。それと白鷹町、このたびの村山市ということで、3か所だと認識しているところであります。

5番 先ほど町長の答弁にあったように、保護者からすれば、子供の好みのものを持たせてやりたいとか、男の子であれば黒より青が好きだとか、女の子であれば赤よりピンクのほうがいいとか様々意見があるのも承知しております。しかし、これまで多くの子育て支援をしてこられた、舟形町でやってこられたことは大変私も評価しております。しかし、子育て支援というのは、これでもか、これでもかというぐらいに対策を打っていかなければ、少子化には歯止めがかからないんじゃないかなと私は思っております。将来への投資と考えて、様々なことを考えていただきたいと思います。質問を終わります。

議長 以上をもって、石山和春議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、6番齋藤好彦議員。

6番 それでは、私からは、さきの通告に従いまして3点についてご質問をさせていただきます。まず初めに、温泉を利活用した健康増進支援策をと題してご質問いたします。

国の健康増進法の施行により、人々の健康意識の向上に加え、コロナによるテレワークなど、自宅や限られた場所での長時間作業により、運動不足による体力の衰えを感じ、様々な形でトレーニングを行う人が増え、健康志向が高まってきております。また、以前はマニアの世界であったトレーニングジムも各地に開設され、今では女性、若年層の利用も増加傾向にあり、ライフスタイルの一環として認識されるようになってきております。

このような健康志向が高まる中、温泉の原点である健康増進支援策として、温泉にトレーニングルームを併設した新たな健康支援サービスを検討してはどうでしょうか。他のトレーニング施設にはない温泉との併用、飲食や宿泊も隣接しているなど強みがあります。コロナの影響により、稼働していないスペースの利活用によるコスト軽減を図るなど検討してはと考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、移住から永住に向けた支援策をと題してご質問いたします。

終息が見えない新型コロナウイルスの影響により、東京都の人口は令和4年1月時点で前年比約5万人減り、26年ぶりの人口減少と話題になりました。しかし、このときも東京圏全体では流入超過傾向にあり、東京都の人口減少は地方分散によるものではなく、関東近県への流入という形でありました。このような状況を見るに、コロナという歴史的な影響によっても東京一極集中の流れを変えるまでには至らず、地方への人口移動も進展していないと実感いたしております。

これまで本町として様々な形での移住政策を展開してきましたが、これまでは移住の段階だけに集中してきたように感じております。新たに住み始めて1年から3年を移住段階とすると4年目からが定住段階、そして将来的な永住段階と考えます。移住段階だけでなく、定住、永住の段階における支援の観点が必要であると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

3点目に、縄文の女神の里帰りの実現性はと題してご質問いたします。

県立博物館は、令和5年4月で開館52年となり、施設の老朽化に加え、山形市による霞城公園の歩道整備に伴う山形城跡保存管理計画の合意により、現在地からの移転を迫られております。これを受けて、移転整備に向けた有識者懇談会が開催され、様々な視点から協議されております。この機会をチャンスと捉え、縄文の女神の里帰りに向け、積極的な誘致運動を展開すべきと考えます。

令和3年に立ち上げたおかえり女神プロジェクトでは、縄文の女神ミュージアム基本構想へ向けた検討を進めておりますが、プロジェクト事業の経過、進捗状況が不透明であると感じております。

新県立博物館は、基本構想から開館まで10年程度かかると想定しております。基本構想の段階での積極的な誘致運動が必要であり、町長を先頭に、出土地に展示ができるよう推し進めるべきであると考えます。実現性などにつきまして、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは6番斎藤好彦議員の温泉を利活用した健康増進支援策をのご質問にお答えします。

若あゆ温泉は、交流促進の場であるとともに健康増進の場でもあることから、建設当初は大広間の向かいに健康増進室として卓球台やマッサージ器等を設置してきた経過があります。健康増進室については、利用頻度の低さもあり、令和元年度に中広間として会議や食事に利用できるよう改修しております。

ご質問にある健康増進支援策としてのトレーニングルームの設置については、設置場所として大広間をイメージするものですが、トレーニング機器の設置となるとその重さや固さに耐え得るように、現在畳敷きである床の改修が必要となります。あわせて、ほかのトレーニングジムを見ると専門のトレーナーなどの配置も必要と考えます。

大広間については、平成30年度にさらなる利用者の増を目指し改修工事を行いました。コロナの影響により、現在は利用が少ない状況にありますが、国の方針が変更され、3月13日か

らマスクの着用が個人の判断に委ねられ、5月8日からは2類相当から5類に移行となることから、大広間の活用については、改修の目的であった、休憩する方や宴会などの増に向けて取り組んでいく方針であります。

このようなことから、現時点においてはトレーニング機器の設置を行う考えはありません。ウィズコロナという状況の中で感染者数に落ち着きが見られてきており、今後はこれまで以上に人の動きも活発になっていくことが予想されます。物価や電気料金等の高騰により苦しい経営を強いられるとは思いますが、これまで改修してきた若あゆ温泉の各施設を有効に活用し、利用者の増を目指してまいります。

次に、移住から定住に向けた支援策についての質問にお答えします。

これまでの新聞をはじめとした報道でも、コロナの影響や、国や地方の移住定住支援策、企業のテレワーク推進などによる取組により、東京都の人口流出が人口流入を上回ったことを認識しております。ご質問にもあるように、実態については、千葉県、埼玉県、神奈川県など東京都の近隣県がその受皿となっているのが実情で、コロナが落ち着きを見せている現在では再び地方から東京への流入が前年を大きく上回ってきているのが現状です。

移住、定住、永住の考え方については、農業・農村政策論で有名な明治大学の小田切徳美教授がその著書の中で区分されております。一部内容を拝見すると、移住の長期化を目指した政策が重要であり、移住の長期化について、第一の移住の長期化が定住化、第二の移住の長期化が永住化で、移住者のそれぞれのライフスタイルやライフステージに応じた支援の在り方を議論する時期に来ているという内容で理解をしております。

本町の移住定住の取組については、町の第7次総合発展計画の短期アクションプランに定住・移住プロジェクトを重点プロジェクトとして掲げ、教育文化、産業経済、地域づくり、生活環境の観点から施策を展開し、町への移住と定住の促進を目指しております。この施策の具体的な取組の一例としては、子育て支援住宅や宅地造成のほか、生活していく上で必要な仕事に対する相談にも県や商工会など関係機関と連携し、永住も視野に入れた対応を行っております。

また、移住定住を目的とした取組の一つに地域おこし協力隊制度があります。本町では、隊員の移住後の定住、永住を見据えた取組の必要性を重視し、退任後に収入を得て定住できるように、募集内容については、観光コーディネーター業務、園芸作物栽培の振興、技術習得、鮎の中間育成、水産振興業務、テーマフリーの4つのテーマを設けております。

移住から定住、永住につなげていくことは大変重要な取組であります。第7次総合発展計画を推進し、町外からの移住とともに、今住んでいる人が誇れるまちづくりを目指し、移住から定住、永住につなげてまいりたいと考えております。

次に、縄文の女神の里帰りの実現性についての質問にお答えします。

舟形町から出土した国宝縄文の女神は、今年度、出土30周年、国宝指定10周年を迎え、これまで様々な取組を行ってまいりました。

県外の活動としては、縄文時代の国宝出土地である自治体が連携をしながら全国に向けて情報発信をしていこうと組織された縄文国宝自治体首長懇談会に結成当初から参加し、縄文文化の価値を世界に発信する全国的な官民組織、縄文文化発信サポーターズにも参加し、世界に誇る日本固有の文化、縄文を発信し続けてまいりました。

県内の活動としては、平成30年度より、最上南部3町村縄文文化発信推進会議を立ち上げ、最上町と大蔵村の3町村で情報を共有しながら縄文文化の伝承と情報発信を図り、子供たちや地区住民が縄文文化や縄文の女神の活用を再認識し、郷土への愛郷心を育むことを目的に活動しております。3町村の合同事業は、文化展の巡回展示や広報紙への合同掲載、わくわく縄文講座など多岐にわたっており、令和2年度からは縄文の女神ペーパークラフトデザインコンテストを毎年開催し、周辺住民に興味関心を持っていただけるよう、3町村連携して普及啓発を行ってまいりました。

令和3年度に立ち上げたおかえり女神プロジェクトではありますが、前年度は縄文の女神を展示、保管する施設を整備する際の参考とするため、国宝火焰型土器を常設展示している新潟県十日町市の博物館や、プロジェクションマッピングを導入して展示を工夫している施設などの視察を行い、今年度はそれらを基に縄文の女神ミュージアム（仮称）基本構想をまとめております。

基本構想では、新施設整備の方向性として「集まり、つながる博物館」をテーマに、VRやAR、プロジェクションマッピングなど最新のデジタル技術を用いた展示や体験型演出の導入により、リピート性の向上、町民等への多様なサービスを提供できる複合施設を前提に、幅広い世代や様々な地域の方が訪れたいくなる多様性に富んだ施設を目指すとしております。

また、立地については、東北中央自動車道舟形インターチェンジからのアクセスが比較的容易で、舟形若あゆ温泉やコテージ村、県民ゴルフ場、マッシュルームスタンド舟形、レストラン「ラ・テール」などがあり、相乗効果による集客力の向上が期待できるあゆっこ村地内が適当であるとの報告を受けております。

町ではこれまでも誘致運動を展開しており、過去には山形県立博物館舟形分館整備事業について山形県知事に要望書を提出したこともございますが、建物も建てて運営もしてくださいというお願いでは実現への道りが遠くなると考えます。国宝展示にふさわしい施設整備や運営はしっかり町で行いますので、ぜひ出土地である舟形町へ返還していただけないでしょうかというスタンスで要望してまいりたいと思います。

本来、文化財は出土地に存在してこそ文化的価値があり、大きな意義があるものと思います。国宝縄文の女神が出土地である舟形町に里帰りできるよう、現在の所有者である山形県に対

し、基本構想なども示しながら要望活動を行ってまいりたいと考えております。

6番 それでは、二、三、再質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、健康増進支援策の件でございますが、コロナの感染者数も減少傾向にありまして、温泉の利用客も徐々に戻ってきているということでございますが、まだまだ以前のようにぎわいにはまだ至っていないのではないかなと思っておるところでございます。

利用客が前年並みに戻ったとしても、人口的マックスというのがございます。ですから、それ以上は増えないと思うんですよ。よそから、東京からとか来るのであればそれは話は違いますがけれども、であれば何らかの手だてをして、限られた人数の中で利用回数を増やしてもらうしかない、そうしないと収益が上がっていかないと私は思うんですよ。こういうことを考えれば、町長は何か方策とか、私が提案したほかに何かお持ちであればお伺いします。

町長 議員のご指摘も当然だと思います。ただ、利用客の6割が新庄市の市民であるということもありますので、町外からのお客さんも受け入れながらということになるかと思えます。

あゆっこ村を含め、温泉、マッシュルームスタンド、それからラ・テールも含めて、あそこら一带を美食の丘ということで設定しておりますので、温泉につきましても宴会料理を含めて少してこ入れをしながら、美食の丘の一員として、温泉の宴会料理も少しグレードアップしていれば利用客も増えるのかなと思っているところであります。

6番 お客さんが町外の方、それは当然いらっしゃいます。いらっしゃいますけれども、人口が減っている中で全体的なマックスというものは決まっているわけですよ。それをいかに回していくかというのが方策かと思えます。どんな会社であっても、今こういう物価高騰とかで収益が下がって、業績が上がっていませんが、業績が下がってくればどんな会社でも企業努力といいますか、やります。振興公社が全然やっていないというわけじゃなくて、何か目に見える、我々は頑張っているんだよと、そういう自助努力といいますか、そういうものをやらなければならないんじゃないかなと。それを申し上げたいのでありまして、それがまさに私が提案している、今の温泉の利用客と違った階層の方をターゲットにした方策といいますか、それではないかなと思うんですけれども、そういう階層の違った、さっき町長は6割が町外だと言いましたけれども、そういう階層の違った、若年層の女性の方々がこういうトレーニングをすとか、そういうターゲットを絞った方策についてはどう考えですか。

町長 町内の方から、結構、尾花沢のトレーニング施設に行かれる方が多くて、舟形にもつくってほしいという要望も何回か受けております。そういった意味で、トレーニングジム、トレーニング器具を必要とする方もいらっしゃるんだろうと思っているところです。

ただ、場所が本当に温泉でいいのか、あるいはB&Gセンターの大規模改修というのが迫ってきておりますし、10年連続特Aの中でいくとB&G財団からの補助率も高いものになってきます。そういったところを受けながら、体育施設の中にあっただほうがいいのではないかと

いう検討もあるかと思しますので、そういったところ、直結してトレーニング施設を利用しながら温泉ということがいいのか、それらも含めて今後検討していかなければいけないと思います。

6番 先日の全協でも温泉へのてこ入れというのがありましたけれども、石油の高騰なり物価の高騰というのは誰の責任でもない、外的要因が様々あってなっているわけですが、ただ上がるのを見ているだけでは駄目じゃないかなと。はい、上がったから、じゃあ町で温泉にお金を下さい、それだけでは全然進まないのではないかなと。ある程度何か企業としてやる必要があるのではないかなと私は思っているんですよ。その一つの方策として今提案ただけであって、町長の答弁の中にB&Gを利用した云々とございましたけれども、先ほど私が質問の中で申し上げたのは、温泉と併用、宿泊・飲食、これが強みだと思うんですよ。トレーニングして汗をかいて温泉利用する、そこでお金を頂く、そういう何というんですか、新しい発想が必要ではないかなと思うんですが、B&Gに建てるのもよろしいかと思えますけれども、温泉も今利用客が減っているということでもありますので、そういうことも含めて提案したのであって、温泉と併用というあたり、町長はどうお考えですか。

町長 斎藤議員のおっしゃられるとおりであります。具体的に今すぐ併用で何ができるかということについては、まだ考え方がまとまっていない状況であります。しかしながら、議員おっしゃられるとおり、現状のままでは後退していくとっておりますので、何らかでも一歩でも二歩でも前進をすることで現状維持が保たれると思っておりますので、その点については振興公社をはじめまちづくり課を中心として、観光物産協会などとも協議した上で対応策を検討していきたいと思っております。

6番 あの温泉を何か生かすしかないと思うんですよ。前回の質問でもグランピングの話をしました。あの温泉エリアをにぎわいのあるエリアにしていけないとこの町の活性化ができないんじゃないかなという思いもあって、前回はグランピング、今回はトレーニング施設という形で、あの温泉を何とか生かす方法と思って提案しているわけですので、ご了解いただきたいと思います。

それで、答弁の中に大広間という話がありました。私もトレーニングルームは大広間を利活用するのが一番かなと思っております。答弁書の中に、改修した大広間は宴会等の増に向けて今後取り組んでいくんだとありますが、私が思うに、コロナ後、新しい生活様式では以前のようなああいう宴会というのは、大きな宴会といいますか、ああいうのはだんだん減っていくのではないかなと。大広間を利活用した宴会等々というのはこれからどんどん減少してしまうんじゃないかなと心配しているんですが、町長はそのあたりどう捉えておりますか。

町長 新しい生活様式というものがどれだけ進行していくかということがあるんだろうと思えますけれども、実は舟形町東京友の会で令和6年度あたりにまたふるさと訪問を実施したいと

ということがあります。そうした場合に、大広間というところを使わないとあの人数をこなせないということもありますので、町としましてはある程度の人数を入れられる宴会場というものも確保しておかなければいけないだろうと思っております。そういった意味で、大広間の活用、ふだんであれば、温泉に1日いて休憩する施設として利用者の方に利用してもらいますが、議員ご指摘のとおり、そういう形で大広間の利用がコロナ前と同じようになるかということについては今後その動向を注視していかなければいけないと思いますし、コロナの3年間の中で、今まで利用していた方が高齢化になりまして、利用している人の顔ぶれが大分違うという温泉の話もございます。そうしたときに、そういう大広間の利用形態が継続されるかどうかということも非常に大きな問題だなと思っております。今後、3月13日にマスクが外れるということ、さらには5月8日以降のそういった状況を見ながら、さらに検討を進めていきたいと思っております。

6番 町長がおっしゃるように、私も大広間をそういうふうに使ってしまうと突発的に大きな催物が来たときに使えなくなるかもしれませんが、ただやり方によっては、あの大広間を例えばルームにするのであれば、その機械設備を移動できるような、可動できるような仕組みにすれば、何か大きなイベントが来たときはちょっと寄せるとか、そういうやり方だってあるわけですよ。今、大広間を使って休憩している方が少ないということであれば、向かいの部屋で休憩してもらおうとか、あとそんなに大きな宴会でなければ、10畳を3間続けて新しく造った部屋、あの辺は全然使ってないと思っておりますよ。あの部屋を利活用するとか、様々考えていけばできるのではないかなと思っておりますので、何かそういう手だてを考えていただければなと思っております。

あわせて、答弁書の中で「各施設を有効活用し、利用者の増を目指す」と結んでおりますが、有効活用というのは具体的に何をやろうとしているのかお伺いします。

町長 基本的には、改修前の目的であった小規模の団体の休憩施設であったり、宴会施設ということがありますので、そういったところの利活用をコロナの前に戻した形でそれを実施してまいりたいと思っております。一番はそこであります。

大広場の改修につきましては、先ほど申し上げましたとおり、畳を剥がして、床フローリングに戻して、それでトレーニング機器を設置しなければいけないというところがございますので、そういった面がまた新たな設備投資であったりするということがありますので、そこら辺は慎重に検討させていただきたいと思っております。

6番 確かに初期投資はかかるかと思いますが、一人でも多くのお客さんが来ていただけるようにと思って一つの方策を提案しただけでありまして、今後、先ほど町長もありましたが、公社内で様々議論を重ねていただきまして、よい方向に向かうように検討いただければなと思っております。次の質問に移りたいと思っております。

次に、移住の件でございますが、先日の山新に「地方移住、興味あり60%」というタイトルの民間調査の報告の記事がございました。全国の20代から50代を対象にした調査結果の内容でございますが、町長もご覧になったかと思いますが、数字だけでは何とも言えないと思いますが、これだけ移住に興味がある一方でなかなか進まないという壁といたしますか、理由といたしますか、町長はどうお考えですか。

町長 一番は都市部との距離というものと、それから雪という自然環境の問題があるんだろうと思います。答弁でも申し上げましたが、コロナの影響で分散テレワーク等があって、東京には流入人口が減ったということがあるんですが、しかしながら関東圏域にしかとどまっていないと。遠くは沖縄というところが人口増になってきているというところで、移住定住としては暖かい地域、特に沖縄が人気であって、なかなか雪国というのは厳しいと。ただ、いわゆる北海道的なところについてはまた別の話で、人気があるというのも認識しておりますが、東北の舟形町においては、なかなか移住定住という話でいくと、よほどコアな舟形町のファンを育てないと舟形町に来ていただけないだろうと思っております。

6番 様々理由はあるかと思いますが、先ほど申し上げました新聞記事の中で「移住を検討する際に壁になっていることは」という問いがございました。環境が変化することへの抵抗と移住に係る費用、地方での生活をイメージできないというのが上位を占めているそうです。環境変化というのは、来ていただいて慣れていただく、先ほどの雪もそうですが、慣れていただくしかないかと思いますが、費用については、住むところからして大変壁になっていると想像しております。短期アクションプランにもございます。移住相談件数の目標値がございました。平成30年度で年間2件、令和6年度末目標値で10件とありますが、今年度、令和4年度の実績見込みは何件ほどになっているかお伺いします。

町長 その件につきましては、まちづくり課長より答弁をさせていただきます。

議長 暫時休憩します。

午後2時12分 休憩

午後2時13分 再開

議長 会議を再開いたします。

まちづくり課長 令和4年度の移住相談件数は6件となっております。

6番 私が想像したよりあるなど安堵しているところでございますが、この相談件数、相談の受付のPRといたしますか、こういうものをやっているんだよというPR、宣伝はどんな形で舟形町ではやっつけらっしゃるんですか。

まちづくり課長 移住の相談につきましては、東京の交通会館、有楽町の交通会館内に山形県の移住相談窓口を設置しております。そこに最上管内の8市町村で出向いたり、あと県と一緒に

に出向いたりして、そこで周知をしているところです。

6番 交通会館には我々議員も一度行ってきたことがあるんですが、この6件で実績に結びついたのは何件あるんですか。

まちづくり課長 今年度においては移住に結びついた件数はありません。

6番 分かりました。時間がないので急ぎたいと思います。

次でございますが、答弁書にもありますが、明治大学の小田切教授が移住などをテーマにした著書がございます。田園回帰というのがありますが、いわゆる移住でございますが、先生がおっしゃっている支援ということで、支援の見方といいますか、考え方なんです。先生はこう言っています。移住者の子供の教育費など、家族目線の支援が必要だと言っています。このことは、答弁書にありますライフスタイル、ライフステージに合った支援の在り方、まさにそのとおりだと思います。このことについてもう少し具体的に、町長はどうお考えなのかお伺いします。

町長 確かに小田切先生のお話、1年から3年は移住で、4年から10年までは定住、10年以降は永住だという話の中で、移住の段階で支援する制度はいっぱいあるんですけども、そこから定住、さらには永住するための支援というのがない、教育費に関してもそのとおりだなと思っています。

町としてそれらを支援していくと議論になるのが、福井県の池田町で移住者に対する10か条みたいなチラシを出して、都会の人の価値観を持ってくるなということの話があります。当然、文化が違いますし、価値観も違うという中でお互いにあつれきを生むというところがあって、そういうことを前もってお出ししているというのも、一つそういう情報発信もありだなとは思っているんですが、そうした場合に、先ほどの教育支援という話をさせていただくと、舟形に住んでいる子供たちに対する教育支援と同じものであればそれは大丈夫だと思うんですが、移住者のみに舟形に住んでいる人よりも多く支援をしてしまうと、それは今度町民の感情的なものがそれをよしとするかどうかというものもあるかと思います。そこら辺については、移住定住を含めて、町の人の考え方も入れながら、まずはここに住んでいる人が第一番でありますので、そこを踏まえながら移住定住という話を進めていきたいと思っています。

6番 時間もなくなってきました。先ほど相談件数6件ということでございましたので、できるだけPR等々を考えて、今後とも移住につながるような方向で、方策で進めていただきたいと思います。

最後、縄文の女神ですが、時間がなくなりましたが、ようやくプロジェクト事業の報告が出てきたようでございます。あゆっこ村に町がミュージアムを整備する、返還だけをこれから要望していくということではありますが、私は分館方式が一番いいと思っておったんですが、答弁を見る限りそれは断念したということでよろしいでしょうか。簡単をお願いします。

町長 断念はしておりません。できればということで申し上げるんですが、最終的な目的は縄文の女神を舟形町に返していただくということなので、それができないとなったときには、町でそういう覚悟を持ってこういうミュージアムを造りますよということで申し上げたいなと思っているところです。

6番 そういうことであれば、二段構えといいますか、やり方はちょっと汚いやり方だと思いますけれども、進めていただければなと思っております。町長がそのようにお考えであれば、早い段階で県のトップに取り入るべきかなと思いますが、今後、町長のお願いの仕方といたしますか、やり方とか、そういうのがあれば伺います。

町長 できれば、吉村知事の任期中に、ぜひ返してあげるよというお墨つきをいただきたいと思っていますので、令和5年度中に一度、知事をお願いに上がりたいと思っています。その際には、基本構想を絵にしたような、少し鳥瞰図的なものを持っていきながら、町の構想をしっかりと示しながら、ぜひ返してくださいということを申し上げたいと思っております。

6番 それが令和5年度中ということでございますので、町長一人じゃなくて、副町長もいらっしゃるので、県の方もいらっしゃるので、一緒に先頭に立って進めていただければと思っております。

最後、一言で結構です。私の質問のタイトルに「実現性は」と、それに答えていませんので、それだけ答えてください。

町長 要望には、最上町、大蔵村の村長も含めてお願いに行きたいと考えていますし、実現性については……。

議長 時間となりました。以上をもって、斎藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、1番叶内昌樹議員。

1番 それでは、さきの通告書に伴いまして、一般質問をさせていただきたいと思えます。

1つ目といたしまして、公共施設の今後の利活用は。

令和4年度に大規模改修を終えた生涯学習センターは、体育館を含め10室に冷暖房が整備され、大変利用しやすい環境になりました。施設は、平成7年度に地域の憩いの場、学習活動、サークル活動の利用目的で開設された重要な施設であります。また、昭和61年度に開設された農村環境改善センターは、冷房が設備された多目的ホールを含め6室あります。さらには、町における体育推進拠点としてB&G海洋センターもあり、町内外を問わず多くの方に利用されているようです。これらの重要な施設には、町内、町外を問わず利用の促進が必要と考えますが、通年で施設の利用状況について伺います。

また、施設の主な利用者については、地域団体などのグループやサークル活動で利用されていると思うのですが、生涯を通じる健康づくりの推進と健康づくりの啓発、普及として、会員制やチケット制にするなどして、個人でも利用ができるフィットネスで使用するような運

動器具を備える考えはないのか伺います。

続きまして、2つ目としまして、町長が掲げた公約の執行率は。

舟形町長として2期目も終盤に差しかかることとなるわけですが、森町長が掲げた公約の実効性はどの程度であるのか自己評価として伺います。

町長 それでは1番叶内昌樹議員の公共施設の今後の利活用はについてのご質問にお答えします。

主な町公共施設の利用状況については、令和3年度の実績で、生涯学習センターが552件4,472人、長沢交流センターが34件321人、中央公民館が256件3,242人、B&G海洋センターが683件6,472人、富長交流センターが46件657人、農村環境改善センターが342件7,285人となっております。

これらの町公共施設は、住民の学習活動の支援や文化の振興、健康並びに社会福祉の増進を図るために設置されているものです。ご質問の生涯を通じる健康づくりの推進と健康づくりの啓発、普及については、健康で長生きをしていただくことを目的とした町の重点プロジェクトである100歳元気プロジェクトにおいて取り組んでいるところであります。

また、町公共施設の運動器具の設置については、現在、B&G海洋センターに数台設置しているのが現状です。過去には農村環境改善センターや農林漁業体験実習館のトレーニングセンターにウエイトトレーニングを中心とした運動器具を設置しておりましたが、利用人数の減少と器具の老朽化から、現在は設置しておりません。

個人でも利用できる会員制やチケット制によるフィットネスと同様な運動器具の配置については、専門のトレーナーの配置もなく、運動器具を配置しているだけでは、利用者の安全の確保や正しい運動効果を得ることは難しいと考えます。

B&G海洋センターは、B&G財団の評価において優れた管理、運営を行っている証である最高位の特Aを10年連続で獲得し、令和4年度第15回全国サミットで表彰を受けました。このたびの表彰を受けたのは全国465か所ある海洋センターの中で舟形町を含む15か所だけで、大変名誉ある受賞であります。

この海洋センターにトレーニングルームを整備しトレーナーを配置すれば、健康増進や筋トレ、ストレス発散など多目的に利用いただけると思いますが、トレーナーや運動器具を含めた施設の改築に多額の費用が見込まれておりますので、施設改修補助や備品購入助成について財団へ強く要望するなど、財源の確保が課題となります。このようなことから、現時点においては公共施設の新たな運動器具の設置は考えておりません。

生涯にわたる健康づくりの推進には、自分の体質や体力を把握し、バランスのよい食生活を心がけ、自分自身の健康について考えることで、健康増進や運動することへの意識が向上し、日常生活における運動習慣や、家族や仲間との自主的な活動につながっていくことが望ましいと考えます。

町では、100歳元気プロジェクトにおいて、生涯スポーツ教室の開催やニュースポーツの普及、地域（町内会）スポーツ交流大会への支援を行っております。また、健康への意識を高めていただくために、ウォーキングや健康教室などに取り組んだ方へ健康ポイントを付与し、健康増進の啓発と普及に取り組んでおります。健康で長生きすることと運動の関わりの大切さについて、町民の意識をより高められるよう今後も努力してまいります。

次に、町長が掲げた公約の執行率についての質問にお答えします。

私は、令和2年から2期目として町長の重責を担わせていただいております。公約には「舟形町の元気をつくります」「ずうーっと舟形に住んでもらえるようにします」「オール舟形でまちづくりをします」の3つの基本方針は、1期目より継続して掲げており、またこの公約が実現できるよう、令和2年度からスタートした第7次舟形町総合発展計画において、100歳元気プロジェクト、少子化対策・子供育成プロジェクト、定住・移住プロジェクト、デジタルファーストプロジェクトの4つを重点項目として定め、「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」の実現を目標に全力で取り組んでまいりました。

初めに、「舟形の元気をつくります」については、本町の基幹産業である農業を元気にするため、売れるブランド米づくり、圃場整備の推進、園芸農業の推進、多様な農業者支援などを進めてまいりました。売れるブランド米づくりは、衛星を使った稲育成管理システムの導入により水稻栽培の重要な情報を見える化し、高品質化やコストの低減を推進してまいりました。また、圃場整備については、未整備農地の約37%に当たる4地区259ヘクタールを申請し、県営事業で実施しております。園芸農業の推進については、JA南部営農センターの野菜販売額の推移を見てみると、町長就任1年目である平成28年と直近の令和4年を比較しますと2億6,100万円が3億5,100万円となり、1.34倍に伸びているところであります。また、さらに1期目の最後の年である令和元年と令和4年を比較しても2億9,200万円が3億5,100万円となり、1.2倍に伸びているところであります。市場単価のため、毎年的高低はありますが、特にネギ及びアスパラガスについては、生産者数、栽培面積、出荷量、販売額のいずれも伸びているところであります。多様な農業者支援として、新規農業者はもとより、園芸の新規取組農家や規模拡大を目指す農家、定年退職後の新規栽培者について幅広く支援してきたことが野菜の販売額増加につながったものと考えております。

次に、「ずうーっと舟形に住んでもらえるようにします」については、本町は県内有数の豪雪地帯であり、また3年連続の豪雪となっており、道路交通や日常生活に深刻な影響を及ぼしております。特に高齢者等除雪困難者に対する支援は喫緊の課題と捉え、生活路線の除雪支援や間口除雪、屋根の雪下ろしへの支援等を実施してまいりました。

近年、毎年のように100年に一度、1000年に一度といった豪雨が頻繁に降るようになり、災害に対する備えも喫緊の課題となっております。本町でも平成30年には6月に二度の豪雨に

より甚大な被害を被ったところですが、この災害の教訓を踏まえ、災害対策本部の司令塔としての舟形町防災センターと、高齢者や障害者などの要配慮者が避難できる舟形町福祉避難所「てとて」及び災害時に孤立する太折地区に避難道路を国の都市防災整備事業を活用して整備したところであり、福祉避難所については、災害時に配慮を要する方々が安心して避難できる場所の確保がなかなか難しいと言われる中で、全国的にも先駆けての整備であり、コロナ禍においてもワクチン接種の集団接種会場として大いに活用できているところでもあります。

私は、いつも子供たちは舟形町の未来を担う宝物であると申し上げております。地元愛、舟形愛を醸成するため、日本一のおいしい給食食育推進事業を進めており、地元農産物を使ったおいしいメニューも増えてきております。試食会において子供たちがおいしく食べている姿を見ながら私も一緒に給食を食べることができることに大変喜びを感じているところであります。また、国のGIGAスクール構想に基づき、小中学校のICTの環境整備を進め、児童生徒一人一人にタブレットを配付し、授業や家庭での学習に活用しております。

若者世代の地元回帰につながるようにと、地域の仕事を伝え、知ってもらえるように、ふながたWAKU WAKU WORK事業を実施しており、事業開始当時は18社からの参加でしたが、本年度は36社まで増え、企業においても連携して取り組む機運の高まりが見えてきております。

町民全ての人々が、100歳まで元気に生きられるようにと目指している100歳元気プロジェクトにおいても、ワンコインがん検診や人間ドック等への助成拡充、山形大学の先進技術である重粒子線治療への補助、高齢者の介護予防である外出支援事業など、幅広く展開しているところであります。

次に、「オール舟形でまちづくりをします」については、住民が主役のまちづくりを推進するため、地域運営組織の組織づくりを進めてまいりました。堀内地区と富長地区に1つずつの組織を立ち上げることができました。また、各町内会でワークショップを開催し、自分たちの地域の将来を見据えた計画である地域ビジョンを地域住民自らつくり上げてもらいました。令和5年度には5年間の期間で作成した地域ビジョンの見直しの時期ともなっており、1年をかけて各町内会のワークショップを開催して、ステップアップした次の地域ビジョンを作成する予定としております。

また、これからの少子高齢化や労働人口減少を見据え、デジタルを活用した先進的少数社会の実現に向けた新たな施策にも取り組んでまいりました。第7次総合発展計画の重点事業としてデジタルファーストプロジェクトを掲げ、令和2年度に総務課デジタルファースト推進室を設置し、各課横断的にデジタル化を進める体制整備を図り、町のデジタル化の施策展開の方向性を示す舟形町デジタル化推進計画を県内でも先駆けて策定いたしました。こうした

町の取組は総務省からも高い評価をいただき、令和3年度には自治体デジタルトランスフォーメーション推進の優良事例として全国の自治体に紹介され、翌年には全国の自治体職員向けの研修計画も紹介されました。

令和3年10月には、新たな通信技術となる5Gを活用した新たな学びの体験の場、交流の場を創出するため、東京都港区と遠隔交流の実証実験を行いました。5Gの実証実験は県内初の取組となります。

令和3年12月には町公式のホームページを全面的にリニューアルし、翌年には全国広報コンクルのウェブサイト町村部門において最高賞となる総務大臣賞と、特に優れた作品を制作した団体に贈られる読売新聞社賞をいただきました。総務大臣賞と読売新聞社長のダブル受賞は県内初の快挙となります。

また、分野ごとの取組状況として、デジタルファーストプロジェクトの具体的施策の進捗についてご紹介申し上げます。

福祉健康では母子手帳アプリの導入やデータ分析による健康づくり事業の推進、教育文化ではGIGAスクール構想の推進、産業経済ではスマート農業やワーケーションの推進、防災安全では防災行政無線のデジタル化や防災・防犯カメラの設置拡充、生活環境では町公式ホームページのリニューアル、支える基盤ではデジタル社会に対応できる職員研修等に取り組んでまいりました。

令和5年4月からは、住民票等のコンビニ交付や、子育て、介護手続のオンライン申請が開始され、令和5年当初予算においては、書かない窓口サービスの導入に向けた予算も計上しており、新たな町民サービスのさらなる拡充にも取り組んでいるところであります。

今後も、国や県の最新の動向を踏まえながら、新たな技術を柔軟に取り入れ、町民生活の利便性向上や地域課題の解決につながり、子供から高齢者までの誰もが恩恵を受けられるデジタル化を総合的に検討しながら先進的少数社会の実現に向け取り組んでまいります。

このように、この2期目の間にも、町議会の皆様をはじめ町民の皆様、関係各位のご理解とご協力により、目標である「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」の実現に向け、1期目よりも少しずつではありますが、着実に進めることができているものと考えております。

さて、議員からは、公約の実効性はどの程度あるのかという質問であります。私は以前、2期目に向けての意向についての質問があったときにも「取組について自分で点数をつけるということは大変おこがましいことである」とお答えしておりますが、今でもその気持ちは同様でございます。評価は自分で下すものではなく、町民の皆様から判断していただくものと思っております。したがって、2期目の任期もあと1年と、残り少なくなってまいりましたが、舟形町の未来を担っていただける子供から高齢者まで全ての町民の方が舟形町に住んでよかったと実感していただけるように、第7次総合発展計画を確実に進めながら、多

くの公約を実現できるよう、微力ではありますが、粉骨砕身、全力で取り組んでいく所存であります。

1番 大変長い11ページにわたる答弁書、ありがとうございます。

今日は時間ありませんけれども、答弁という形で、再質問を幾つかさせていただきますけれども、特に公約についてのことに対しては別に返すようなことはありませんので、ただ町長の2期目を通しましての現在の状況を聞いたかったなということでございます。

それでは、1番目の公共施設の今後の利用についてですけれども、先ほど6番議員も温泉施設にトレーニング施設という話もありましたので、似ているようなこともあると思いますけれども、よろしくお願ひします。

早速ですが、交流センターの利用状況について、数値化していただきましたけれども、今現在、この数字で、長沢交流センターと富長交流センターの件数がありますけれども、これは避難所の計算、長沢については避難所の体育館の利用でよろしいのでしょうか。あと富長の交流センターもスポーツ関係の利用的なものでの認識でよろしいのか、その点をお聞かせください。

町長 数字の根拠的なものについては、まちづくり課長より答弁をさせていただきます。

まちづくり課長 ご質問の交流センターにつきましては、今ご質問にありましたように、長沢につきましては体育館部分、あとはグラウンドが入ります。富長につきましても体育館部分と、あとは避難所である校舎部分、それを使われた部分、人数をカウントしているものです。

1番 まずトレーニング的な、その前に、公共施設の今後の利活用はということで、一つお聞きしますが、現在の富長交流センターに農産物処理加工施設が入っておりますけれども、その利用方法が現段階で前向きに方向性を示せないという何か事情があるようですけれども、今後の利活用についての話として、例えば今の段階がクリアできて、何かあそこを利用できる環境になった場合、富長交流センターの利用方法についてはどのような考えがあるかお聞かせください。

町長 富長交流センターの加工施設部分については、補助事業をいただいている関係上、起債、補助金等の縛りがございますので、なかなかその先を申し上げるといってもできないところではあるんですが、富長交流センターについては少し……。長沢交流センターについてはリングローが入っていただいて非常にいい活用方法をしていただいていると思っています。一方で富長交流センターについてはまだまだ足りない部分もありますので、ちょっと、これはまだ実現も何もないんですが、3月24日に麻布支所からサマースクール等での交流ということで、舟形町に対して感謝状を贈りたいということでもあります。それに私が出席する予定なんですが、その後、武井区長に表敬訪問するということがありまして、その際に、ぜひ港区との交流を促進する上での富長交流センターの活用というものを考えていただけないだろう

かというような、ちょっと提案をさせていただきたいなと思っています。麻布支所の後押しもいただきながらいくとすると何か面白いものができるのかなとちょっと思っているんですが、まだこちらの気持ちだけなので、港区との意見交換もしながら進めていって、ぜひ、何とか港区関連も含めて、交流の場としてのもう少し整備ができると利用者も増えてくるかと思っていまして、そういう使い方をやっていければと思っているところでございます。

1番 公共施設の中で富長交流センターがまだ全体的に使われてないということなんですけれども、中の造りを見ても普通の学校とは違うスペースがありますので、いろいろな形で活用できると考えておりますけれども、サマースクールに行かれたときの区長としっかり話して、いい提案を持っていただけたらなと思います。その点につきましてはこれで終わります。

先ほど、6番議員の答弁の中でB&Gの大規模改修が予定されているとありますけれども、海洋センターについては町で手入れができるのか、それともB&G海洋センターでそういう母体的な考えを持ってくるのか、その点をお聞かせください。

町長 B&G財団では多分特Aだと上限3,000万円ぐらいの補助ということがあるかと思いますが、その内容等については、いろいろな全国のB&Gセンターの改修事業の内容等もあるんですが、おおむね町の提案に沿った形でできるものと思っております。

1番 答弁書では町の施設に運動器具等の設備を備える考えはないということがありましたので、堀内地区と長沢地区と舟形に分かれたような、運動ができるような場所があればいいなと思っていたところでした。ようやく春めいてきて、ちらほら歩道を歩く方々も見受けられますけれども、すごい重要なマシーンということではなくて、女性も利用できるような軽度なものが望ましいかなと思って、この地域で歩道を歩くというのは、健康づくりのためとはいえ、若い人がなかなか歩く地域ではないのかなと思っていますので、そういう方々が気軽に1人でも行って運動できる軽度な、トレーナーがいるようなものではなくて、そういうものがあればいいのかなと思っております。

先ほど答弁の中でトレーナーとかそういうものが必要になるとありますけれども、ほかの施設、例えば民間でやっている事業所でも最初の説明ぐらいで、器具の使い方とか説明するぐらいで、トレーナーを置いているのは最上町ぐらいだと思います。真室川町も受付するぐらいで、町内・町外料金を違えながら利用できるようなシステムになっていますので、トレーナーを置くとかということではないことをご理解ください。

それで、例えばB&Gの話に戻りますけれども、公共施設全体を通して、部屋を借りれば有料だったりしますが、例えば庄内町のほたるドーム、下は運動ができて、上はウォーキングスペースがあって、180メートル歩けるところがあって、そういうところが無料で提供できているようです。例えば施設で部屋を使わなくても、階段とか歩くスペースを町民にお知らせして、ここは無料で歩いて健康づくりという形もいいのかなと思っていますので、そ

の点、例えばB&Gの今後の改修に伴っても、そういう無料で例えばウォーキングできたりするようなスペースがあればいいのかなと思っていますので、全体を通してもそうですけれども、B&Gの改修に伴って、例えば町民が無料でその場所は使えるよというような方向性の考えはあるのかお伺いします。

町長 設置上、条例等で使用料を取ることが決められているところの施設については取らざるを得ないだろうと思いますが、今後、運動する施設等の利用について、町民の無料化ということについても、そこは考えていかなければいけないと思います。ただ、使わない人との均衡というところもいずれ考えなければいけないと思いますので、その改修内容と、それから本当に改修内容等についても多くの方からの意見を聞いて、どういった改修をすればいいのかということ十分に検討した上で、その改修内容を精査して、使用料についても無償がいいのかどうかということも踏まえて検討させていただければと思います。

1番 B&Gについては有料という形になるのかなと思いますけれども、B&G自体は町民が利用すればすごい安くプールでも利用できると思いますので、有料にしても何十円とかという形で利用できると思いますので、そういうことも含めて、個人利用も含めて、そういう軽度な運動ができるスタイルも考えていただければなと思っています。ほかの施設につきましても、部屋を使わなければ、歩く、テーブルでも何でもいいので、歩くスペースだよというのをつけながら、気軽に利用してくださいというやり方もあるのかなと思いますので、今後そのような考えもよろしくお願いします。

あとは、後半にあります、健康への意識を高めていくために、ウォーキングや健康教室などに取り組んで健康ポイントをするということでありませけれども、ウォーキングに関することで、そのポイントというのは自己申請なんですよね。その辺、どういう、歩いてどういうポイントがつくのか、その点を教えてください。

町長 健康教室のときにウォーキングした場合に健康ポイントがつくかと思いますが、個人で自由にウォーキングしている方についての健康ポイントの付与はなかったかなと思いますが、詳しくは健康福祉課長から答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 ご質問にありましたウォーキングの件ですけれども、通常、健康教室等でウォーキング教室等に参加していただくと健康ポイントという形でつくようなわけなんですけれども、令和2年度、コロナの時期でなかなか外出が難しかった時期がありまして、その間も自分の身の周りとか、家の中とか、家の周りをとということで健康づくりをお願いした経緯がございます。その際に、期間限定ではありましたが、自宅でラジオ体操やストレッチをしたという申請をして、自己申告制、それからウォーキングを20分ぐらいやりましたという、例えばなんです、そういった申告によって健康ポイントを付与したという期間がございます。以上です。

1番 まずはコロナ禍の施策として考えたということですがけれども、先ほど言いました施設の例えば無料的なもののウォーキングをすればそういうポイント制もすごく利用できるのかなと思っていますので、前向きに、せっかく大規模改修して、一人でも多くの利用者がいればいいと思いますので、なかなか富長地区とか長沢地区から逆のほうに行くというのはありませんけれども、できるならば堀内の方が長沢に行ったりとか、長沢の方が堀内に行くような、別々の考え方があればいいのかなと思っていますけれども、そういう点については同じものじゃなくて、方向性の違うやり方というか、利用者側ですけれども、そういう考えはあるのかお聞きします。

町長 今、提案いただいたことについては、まだ検討しているところはないんですが、せっかくご提案いただいたので、今後、改修とかいろいろな事業に取り組む際に検討して、取り組めるものについては取り組んでいきたいと思います。

1番 時間もないので終わりたいと思いますけれども、今のよう、今後の施設の利用方法、長沢もそうですけれども、今後、堀内も改修とか入ると思いますけれども、町民の方が本当に1人でも参加できて、利用できる施設になればいいのかなと。トレーニングジムとかそういうことは言いませんけれども、運動できる、冬場でもそうですけれども、健康維持できるような、気軽に取り組める何かやり方が必要なのかなと思って今回質問いたしました。

続きまして、町長の公約につきましてですけれども、これは町長の経験というか、これまでやられたことと今後に向けたものでの取組だと思しますので、ここにつきましてはそんな意見を交わすようなことはいたしません。今後、舟形町にとって、よりよい生活や、いろいろなことが幸せでいれるような地域でありますように頑張っていたきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開をいたしたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時59分 散会

令和5年3月8日（水曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和5年舟形町議会第1回定例会第2日目

令和5年3月8日(水)

出席議員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森富広	地域強靱化対策室長	伊藤英一
副町長	鏡裕之	地域整備課長	伊藤秀樹
会計管理者	伊藤茂樹	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤伸一	総務課財政主任	仲野健太
まちづくり課長	曾根田健	デジタルファースト推進室長	佐藤仁
健康福祉課長	鍛冶紀邦	教育長	伊藤幸一
住民税務課長	沼澤一征	教育課長	豊岡将志
代表監査委員	齊藤徹	監査事務局長	相馬広志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬広志 主 事 沼澤靖子

議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 議案第2号 令和4年度舟形町一般会計補正予算(第8号)について

日程第3 議案第3号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について

日程第4 議案第4号 令和4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

について

日程第 5 議案第 5 号 令和 4 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）に
ついて

日程第 6 議案第 6 号 令和 4 年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）に
ついて

日程第 7 議案第 7 号 令和 4 年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につ
いて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時58分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数、10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長 日程第1 昨日に引き続き、一般質問をお受けします。順次発言を許可します。3番伊藤 欽一議員。

3番 おはようございます。

さきに通告をしております「すくすく赤ちゃん祝い金増額を」について質問いたします。

舟形町の子育てなど支援については、他市町村からも評価されている声を聞くと、一町民としても喜ばしく思っております。しかし、少子化が急速に進んでいる現在、その対策に女性議員や給付金、交付金など、様々な名目で子育ての負担軽減を図り、少子化に少しでも歯止めをかけるため、本町はもちろんですが、それぞれの自治体でも努力しているのが現状と思われます。

国でも少子化対策に本腰を入れ、少子化の加速を抑えるための対策とし、出産・子育て応援給付金の名目で2022年度第2次補正予算案に1,267億円が計上され、2023年1月1日から施行されています。支給内容は、妊娠届出時と出生届出時にそれぞれ5万円相当のクーポンなどを支給するもので、町でも令和5年第1回臨時会の補正予算に計上されました。給付する形は、自治体に委ねられており、町長の考えはまだはっきり決定していないように思われますが、方向は決定したのか、給付方法の内容について伺います。

最上郡内で出産祝い金として支給している町村は、金額に差はあるものの、おおむね支給されているようです。舟形町は「すくすく赤ちゃん祝い金」とし、第1子以降一律で10万円が支給されます。最上町では第1子、第2子が10万円で、第3子以降20万円を現金と商品券の組合わせで支給、金山町は第1子10万円、第2子20万円、第3子30万円で、現金と商品券で支給。鮭川村は第1子10万円、第2子20万円、第3子30万円で、現金支給のようです。郡外では第3子30万円で、第4子以降は1子ごとに10万円を増額した金額を支給する自治体もありました。

議会報モニターさんから「すくすく赤ちゃん祝い金」を一律10万円より2人目、3人目と支給額が上がればもっといいと思うとのご意見がありました。私も同意見であります。

さきの臨時会でこの質問に前向きな答弁があったように思われましたが、伺います。

現在の少子化問題に思い切った対策を講ずるべきではと考えます。「すくすく赤ちゃん祝い

金」を第1子10万円、第2子30万円、第3子以降50万円の支給を提案します。

町長の考えを伺います。

町長 おはようございます。

それでは、3番伊藤欽一議員の「すくすく赤ちゃん祝い金増額を」についての質問にお答えします。

先般補正予算において計上した出産・子育て応援交付金等の事業は、国の出産・子育て応援交付金を活用し、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境整備が喫緊の課題であることを踏まえ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行うもので、出産応援ギフト、子育て応援ギフトとして、それぞれ5万円相当を給付することとなります。

国では、クーポン支給との準備が間に合わない等、当面の間自治体の判断で現金給付を実施することもオプションとして排除されないとしているものの、可能な限りクーポン等による給付を推奨しております。

本町としても、子育て目的の消費に用途が限定されるクーポンによる給付を行うことが本事業の趣旨に合致するものと考えておりますが、町内での出産育児関連用品の購入や各種子育て支援サービスの提供事業者が限られている現状では、利用者のニーズに応じられないケースが想定されることから、令和4年度、令和5年度においては、現金による給付で事業実施する考えであります。

次に、出産祝い金の金額についてですが、これまで町が行ってきた類似の交付金として、平成3年度に「舟形町ハピネス養育金」があります。これは、児童の健やかな成長を図る目的で、第3子の出生に対して30万円、その後1人増すごとに10万円を加算した額を支給するというもので、その後改正し、平成15年度から「舟形町こども養育支援金」として、1子につき10万円の支給となりました。現在は、「舟形町すくすく赤ちゃん祝い金」として、出産への祝意を表すために、1子につき10万円を交付しております。

交付対象や金額等の推移については、その当時の社会状況や町の情勢等により判断していたものと考えられます。

今回議員から提案いただいた祝い金の増額についても、第7次舟形町総合発展計画の重点プロジェクトとして位置づけている「少子化対策・子ども育成プロジェクト」による福祉分野、保健医療、産業労働、青少年健全育成、教育などの各課による取組を考慮するとともに、近隣市町村の状況、そして、今国会で議論されている「異次元の少子化対策」により、今後示される経済的支援の強化や子育て家庭を対象としたサービス拡充等の具体的内容を踏まえながら、総合的に検討してまいりたいと思います。

3番 それでは、今の答弁につきまして、何点か再質問をさせていただきます。

まずは、出産・子育て応援交付金の中であります、ちょっと文言についてご質問をさせていただきたいと思います。

この中で、伴走型の相談支援というような文言あります。厚生省によりますと、伴走型相談支援の一環として、妊婦から、妊婦時から出産、子育てで市町村による定期的な面談などによる支援と併せて行われるものという説明がございますけれども、この答弁にある様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実ということとは、ちょっと私は若干意味が違うように思うのでありますけれども、そこら辺の見解をまずお聞きしたいと思います。

町長 国で言っているというものというのは、基本的に町独自でしているよりも後から後づけされているというふうなことで、町としましては、より母子手帳をもらうときからしっかりとサポートしていくというふうな体制でいます。

その中で、いろいろと相談する業務というふうなものの中で、どんな支援があるかというふうなことになるかというふうに思います。

国で言っていることと言葉の違いといいますか、基本的なところは違わないです。表現は違うと思うんですが、やっている内容等々については、基本的には同じだというふうに理解をしています。

3番 そのとおりだと思います。やはり、考え方は、国でも自治体、考え方は同じだと思いますけれども、できれば国で出しているこういうふうなものに関して、町ではそれに逆に言うところの上乗せというか、町でもっと頑張ってるよというような、そういった形があればもっといいのかなというふうに、ちょっと私は思ったものですから、ちょっとそこら辺の言葉のニュアンスの違いがあるのかなというふうな気はしますけれども、言っている内容は同じだと思います。

それから、これに関してももっと町で努力というか、前向きに考えていただければというふうに思います。

国では、妊娠届出時と出生届出時それぞれ支給するというものになっているんですけども、町では現金で支給する形を今回取っているようですけれども、どんな形で支給するのかお伺いしたいと思います。

町長 支給方法については、健康福祉課長より答弁させていただきたいと思います。

健康福祉課長 今回現金の支給方法ということですが、支給方法につきましては、令和4年度につきましては、既に出産を終えられている方もおります。これから出産を迎えるという方もいますので、既に出産をされた方につきましては、5万円プラス5万円の10万円を支給することになります。

それから、妊娠届出時、出産を控えている方に対してについては5万円という形になります

けれども、支給につきましては、申請書のほうを頂きまして、こちらの記載の口座のほうに振り込むというような形での支給となります。

3番 妊娠届出時に一括10万円の支給になるのか、ちょっと今私判断に苦しみましたので、再度お願いします。

健康福祉課長 失礼しました。

既に出産されている方につきましては、一括して10万円という形になります。

それ以降の方については、5万円ずつの時期を見ての支給ということになります。

3番 出産終了された方に一時金、これから出産される方には5万円、5万円を分けて支給するというこのようですけれども、その分ける時期ですけれども、ここに言った届出時と出産時期の分け方の考えなんでしょうか。

健康福祉課長 妊娠された方につきましては、面接、面談を行わないといけないということになっておりますので、面談が終わった方につきまして、まず5万円ということになります。

その後、出生された後に5万円という形になります。

3番 そんなことで、できれば、やはりクーポンよりも、答弁にあるように、なかなか町でこの子供の用品を買うという、なかなかお店屋さんが少ないので、やっぱりできれば現金のほうが付、支給された方も喜ぶのかなというふうに、使い勝手がいいのかなというふうに思いますので、そこら辺よろしくをお願いします。

また、政府の考えでは、この出産・子育て応援交付金を恒久的なものにしたいという、そういう検討しているようなんですけれども、仮にそうなった場合、町の給付方法というのはどういうふうになっていく考えがあるのか。ちょっとお聞きします。

町長 クーポンというふうな形になりますと、先ほど答弁でも申し上げましたが、舟形町で発行する、そういったクーポン等について、まずはクーポンが使える商店を探さなければいけないというふうなことがあります。

そうした場合に、やはり出産なりの時期にそのクーポンが使えるお店というのが数少ないというふうなこともありますので、そうした場合に、町外のお店と提携をしなければいけないというふうなこともありますし、教育関係のクーポン券の話もありました。そのときもやはり実際に使いたいお店というふうなものについては、天童のイオンであったりというようなことがあったりしました。

そうすると、そのクーポンを扱ってくれるお店がどれだけあるかというふうな問題もあるかというふうに思っています。

これは、そういう関係のクーポンと同じ状況なのかなというふうに思っておりまして、そうした場合に、こういう小さい自治体では現金給付のほうがいいだろうというふうな話に必ずなるというふうに思っております。

町としましては、そういった地域事情を国のほう、県を通しながらですが、に要望しながら、町としては現金給付を認めていただきたいという方向でお願いをするか、そうでなければ、国全体としてのクーポン券、どこでも使えるよというようなものでなければ、やはり小さい自治体に住んでいる子育て世帯に不公平感が出るのではないかというふうなことで、国に要望してまいりたいというふう考えております。

この辺については、去年国の制度ができたばかりでありますので、国の制度自体も成熟された制度としてはないのかなというふうに思っておりますので、使い勝手のいいような、本当に子育て世帯のためになるような、そういう給付方法にしていくよう努力していきたいというふうに思っております。

3番 国でこの給付金に関してですけれども、出産育児関連商品の商品券、今言ういわゆるクーポン、あと、妊婦健康診断、交通費やベビー用品の費用の助成、産後ケア、一時預かり、家事支援サービス等の利用料助成、利用料減免というふうなことで、いろいろあるようなんですけれども、最終的にはこれに関しては、クーポンの形を取るか、キャッシュレスまたは現金で給付するかというのは、各自治体に委ねられているというふうなことなので、町長今おっしゃったように、使い勝手のいい給付方法にさせていただくと、本当に頂いた方も喜んでいただけるのかなと。せっかく給付するので、皆さんが喜んでいただけるような給付方法をやっぱり頑張ってもらいたいなというふうに思っているところであります。

続いて、町で支給している「すくすく赤ちゃん祝い金」についてですけれども、舟形町に生まれた赤ちゃん、令和元年から昨年、令和4年まで毎年何人出生しているのかお伺いしたいと思います。

町長 出生者数につきましては、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思っております。

健康福祉課長 出生者数ですけれども、毎年1月から12月までということで、毎年広報にも「舟形町のうごき」という形で掲載しております。

それで、令和元年につきましては15名、令和2年につきましては31名、令和3年につきましては17名、令和4年につきましては20名が出生しております。

3番 ありがとうございます。

それではまた、この生まれた赤ちゃんについてお聞きします。昨年、令和4年に生まれた赤ちゃんが20名ということなんですけれども、この20名生まれた赤ちゃんは、第1子が何人、第2子、第3子何人か、分かれば男女別も併せてお聞きします。

健康福祉課長 ただいまの令和4年度の出生者についてということですが、20名のうち、男子が8名、女子が12名という内訳になります。

それから、そのうち第1子が5名、第2子が10名、第3子が5名という内訳になっております。以上です。

3番 ありがとうございます。

なかなか出生が思うようにいないというのが現実なのかなというふうに思っているところでございます。

これは、よく町長に質問すると、金を増額したからどうのこうのというわけではないというふうな答弁が返ってきましたけれども、いずれにしても、何らかの形で意識を高めるというのはおかしいですけれども、そういった何かのきっかけがあればというふうなことも1つあるのかなというふうに思います。

ここで確認したいんですけれども、平成3年度にハピネス養育金、第3子出生に30万円、その後1人増すごとに10万円加算されたという、支給されたということですが、そして、平成15年から1子10万円の支給になっています。これは、平成14年までこの第3子に30万円が支給されて、15年からぽつと切り替わったのか、ちょっとそこら辺の、若干のクリアランスがあるのか、そこら辺をお聞きします。

町長 ハピネス養育給付金では、多子化を図るというふうなことで、第3子の方に30万円をあげましょうというふうなことになったんですが、その後、議会のほうでも2子までの方との不公平感があるというふうなこともあって、1子目から10万円ずつ差上げましょうというふうな形に変わっております。

3番 1子目から10万円ずつ、1子から第2子、第3子も現在支給されているように、10万円一律ということですか。

町長 伊藤議員がおっしゃられとおりです。

3番 このハピネス養育金、私も30万円頂きました。ありがとうございます。大変助かった記憶がございます。このときは、一気に30万円ではなくて、出生時にもらって、小学校に入学するときには何かお金がかかるか何か分からないですけれども、そんな形でもらったような、私は記憶があります。

昨日石山議員からのランドセルの質問があったようなんですけれども、やはり、そういったものにできれば、私が質問している、やっぱり増額して、そういうふうな形に、小学校入学するときには準備資金が使えるような形の、そういった金額を増額して、そういった形で支給されればいいのかというふうな考えで、ちょっと増額を提案しているところであります。

答弁に、「少子化対策・子ども育成プロジェクト」による等々と、こうありますけれども、要は、舟形町に生まれてきた赤ちゃんにありがたいの感謝を込めた、私は祝い金だと思っております。

各課による取組を考慮するということ言い回しが答弁の中にございますけれども、私の偏屈な考えかもしれませんが、何かこう祝い金の支給額を抑えたいのかなという、変に私は勘ぐってしまったんですけれども、そんなことはないと思いますけれども、ちょっとそこら

辺の言葉をお聞かせいただきたいと思います。

町長 出産祝い金については、各自治体で競争的なことになっているようでありまして、伊藤議員からの指摘がありましたけれども、最上町は1子、2子が10万円で、第3子以降20万円というふうなこと、それから、金山町は1子10万円、第2子20万円、第3子以降30万円、大蔵村は第1子10万円、第2子20万円、第3子以降30万円、鮭川村は第1子10万円、第2子20万円、第3子以降30万円、戸沢村は第1子3万円、第2子7万円、第3子以降10万円というふうなことで、真室川と新庄市は、その祝い金がないんですが、これで祝意を表すというふうなことでのことは、町の今やっている「すくすく赤ちゃん祝い金」と同じ趣旨なんですけど、これで例えば少子化対策になるかというふうなことで行くと、そうではないのではないかなというふうに思います。

やはり、祝意を表す、その言動というふうなものを他町村との競争でやっていいかというふうなこともありますし、そのほかの子育てで、石山議員からも質問あったとおり、その都度都度のかかる費用に対して支援していくというふうなものもひとつ町の子育て支援策というものも当然ありますので、決して祝い金を渋るというふうなことではなくて、それはそれぞれの金額が適当なのかというふうなことも必要ですし、子育てを支援をしていくというふうな、舟形町がアピールする上で必要だというふうなことも当然承知しておりますが、本当に母親委員会とも話をしながら、どういふ子育てがあつたら舟形町の子供たちが増えていくかというふうなこと、それには、子育て世帯の方々が舟形町に来ていただけるような、そういう住宅政策というふうなもの、宅地造成を含めて、そういったことも大きな少子化対策の1つではないかなというふうには思っております。

したがって、決して出産祝い金を渋るというふうなことはなく、アドバラン上げる必要があるとすれば、どんとお金を計上することも必要なんですけど、本当に何が子育て支援に必要なのかというふうなことを見極めながら、その政策にお金を出したほうがいいのかなというふうには考えているところでございます。

3番 大変よく分かりました。

この祝い金と子育て支援するというの、私は一緒くたでなくて、分けて、私は考えているところです。というのは、やっぱり赤ちゃんが生まれて、それがこれから舟形町を担っていただく方になるかもしれませんし、あと、子育て支援に関しては、例えば保育所の入所に関してもいろいろ話も保護者の方からも聞いていますけれども、やっぱりそういった形で、出産祝い金は祝い金、決してこれは他町村と競争していただきたいとかと、そういう思いは一切ありません。ただ、やはり舟形町でどのくらい思いを入れているかというふうな、それが町長は子育て支援、いろいろな支援の方法あると言いますけれども、私は、この「すくすく赤ちゃん祝い金」というのは、これはこれとして、私は単独で考えていったほうがいいのかな

と、私の考えですけれども、そして、この子育て支援、保育所なり小学校なり中学校なり高校なり大学なりと、それはその時々でいろいろ経費とかいろいろかかるので、それはそういうふうに私は考えていただければ、もっと舟形町は子育てに関して考え方が進んでいるのかなというふうに、逆に評価されるのかなというふうなことを私は考えを持っています。できれば、やっぱり「すくすく赤ちゃん祝い金」とは別個に考えられないものかなというふうに思っているんですけれども、そこら辺町長の考えをお聞きします。

町長 伊藤議員の考え方については、十分に理解をするところではありますが、やはり、どの政策を優先して実施するかというふうなことになるかと、現在の例えば高校3年生を持つ親、中学校3年生を持つ親というふうなこと、そういうふうなことでいくと、子育て支援策、そちらのほうにお金を投じたほうがいいのではないかとというふうな考え方もあります。

その出産のときに一時的にお金が行くというふうなこと、さらに、伊藤議員からもお話がありましたけれども、小学校入学時にその分の一部が行くというふうなことになると、小学校入学時の支援をしたほうが、するのと同じというふうなことになるかというふうに思いますので、そうしたときに、伊藤議員の言われる祝意を表すという、その基準といたしますか、やはり町民全員、皆さんからある程度理解をしていただく必要があるというふうなことは、大事なかなというふうに思います。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、対外的に舟形町の子育て支援策というふうなことで、舟形は10万円、30万円、50万円出すというふうなことでPRする必要があるとすれば、これを第一義的に優先するということがあるかもしれませんが、そこら辺は、先ほど申し上げましたとおり、小学校6年生、中学校に入る際、小学校に入る際、高校に入る際にそれぞれお金がかかるというときに支援をするというふうな方法にも使えるというふうなことで、トータルでやっぱり少子化対策というふうなものを考えていく必要があるのではないかなというふうに私は思っております。

3番 トータルのなことは、大変私も賛成ではありますけれども、しいて付け加えるなら、ここには通告書にはないですけれども、結婚祝い金もできればやっぱり今後考えていかなければならないのかなというふうに、常々前から私は提案していますけれども、やっぱり鶏が先か卵が先かというふうな問題になってくると思うんですけれども、やっぱりそこら辺、総合的に考えて、まずは赤ちゃんが生まれる、その前にできれば多くの方が結婚していただきたいというふうな願いもあります。

そういった形で、総合的に、やはり考えて、今後もいただければなというふうに思っているところであります。

それで、この答弁の中で、今後示される具体的内容を踏まえて総合的に検討するというふうなことにありましたけれども、検討して結論を出す、そして、その具体的な内容というのは、いつ

頃まで出すおつもりなのか、そこら辺お聞きします。

町長 現在国会でもいろいろ議論されておりますし、岸田総理が年頭に申し上げた異次元の子育て支援策というものが示されて、具体的に出てくるというふうに思います。

それらを調整しながら、今年中にその対策をしながら、必要にあっては4月1日に遡って該当者に支援するというふうなこともあるだろうというふうに思いますので、まずは、国、県のその子育て支援策というふうなものを見極めた上で、町としてもさらにかさ上げをしたり、新たな独自の政策、要は町独自で敷いた政策が国の政策に吸収されるとすれば、その財源が浮くわけですから、そういったところを新たな政策として展開することもできると思いますので、ちょっと国の動向を見ながらというふうなところが今の現状でございます。

3番 できれば、国の動向も確かに必要かと思えますけれども、舟形町はこれでやるんだという、そういった強い決意を持っていただきたいというふうに、予算が絡むことなので、そこら辺いろいろ町長もお考えがあると思えますけれども、いろいろ考えはあると思うんですけれども、舟形町に生まれてきてありがたいと、あと、これから舟形町の未来を託すであろう人材になってもらうためにも、期待を込めた祝い金であろうと私は考えているところであります。

そんなことで、そういった思いを込め、町長の最良の判断、大いに期待をし、質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、9番奥山謙三議員。

9番 おはようございます。

「子育て世帯へさらなる支援を」、もう1点が「地域おこし協力隊員の採用計画は」について一般質問を行います。

最初に、「子育て世帯へさらなる支援を」

コロナ禍の影響もあり、2021年の合計特殊出生率は1.30にまで低下しました。2022年1月から10月の出生数も66.9万人にとどまっており、1年間の出生者数は過去最少だった2021年の81.1万人を大きく下回る可能性が高い予想となっています。

少子化は、経済の成長力の低下をもたらすとともに、年金、医療など、社会保障制度の安定性を揺るがすことであり、静かなる有事とも言われています。

政府は、3月末までに少子化対策のたたき台をまとめる方向で進めており、6月に策定される経済財政運営の指針と言われる「骨太方針2023」までに子供予算倍増に向けた大枠を示す考えを表明しています。

当町の現状は、2022年、出生数は20人、婚姻は7組となっており、少子化が急激に進んでいる現状にあります。

当町では産み育てやすい施策を先んじて行ってきましたが、それでも現状は解決の方向には

行っていません。さらに、産み育てやすい支援の充実を進めるべきと考えます。

具体的な施策の提案です。

①学校給食費の無償化。

②小学校、中学校、高校卒業祝い金の支給。

これらを行うことにより、親の負担軽減につながり、産み育てやすい環境が進むものと思います。

町長の考えをお聞きします。

次に、「地域おこし協力隊員の採用計画は」

地域おこし協力隊は、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援等の地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組となっています。

現在当町には食をテーマにした隊員1名と、あとデジタル関係の活動をしていただいているリングローさんも広義で言うならば、地域おこし協力隊の活動をしていただいていると感じています。

町以外の視点から、この舟形町を再発見するためにも、隊員の採用は必要と思います。

今回提案したいのは、移住定住を促進するための隊員の採用を行うべきと考えますが、町長の考えをお聞きします。

町長 それでは、9番奥山謙三議員のご質問の「子育て世帯へのさらなる支援を」についてのご質問にお答えします。

全国で出生数が減少する中、婚姻し、舟形町に住み、子供を産んでいただくためには、産み育てやすい環境の整備は大変重要だと考えております。

近年減少している出生数に関して、令和3年の国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査によると、夫婦の理想とする子供の数2.25人に対して、予定子供数は2.01人と、開きがあります。その開きの部分がある理想の数の子供を持たない理由を複数回答で調査した結果、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからが52.6ポイントと、一番多く、次いで、高齢で産むのは嫌だからが40.4、欲しいけれどもできないからが23.0、これ以上育児の心理的、肉体的負担に耐えられないからが23.0となっております。

安心して子供を産み育てるためには、安定した就労や住環境の整備、保育環境の整備、医療体制の確保をはじめ、不妊検査と治療、子育て女性の再就職支援、育児休暇制度の利用促進などのほか、妊娠から子供が社会人になるまでの心理的、肉体的、経済的負担の軽減も重要であり、国を中心に社会全体で考えるべき大きな課題であります。

しかしながら、内閣府の令和4年少子化対策白書には、子育てに関する経済的支援、教育費負担の軽減として、児童手当の支給、在り方の検討、幼児教育・保育の無償化の着実な実施、

高校生等への修学支援、高等教育の修学支援、国民健康保険料の負担軽減を行う地方公共団体への支援が挙げられておりますが、義務教育期間の子育てに関する経済的負担軽減は挙げられておりません。

現在町では25以上の子育て応援サポートプロジェクトを展開し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援により、産み育てやすい環境を整備しておりますが、今後の国や県の動向を踏まえながら、支援の充実を進めていきたいと考えております。

奥山議員ご提案の学校給食の無償化については、現在のところ考えておりません。

私、町長就任以来、学校給食イコール310円のお昼ご飯ではなく、学校給食が子供たちにとって本当に楽しみであり、舟形の農業や旬の食材、伝承野菜を知る機会であり、郷土料理や季節の行事食を味わう機会となる有意義なものであってほしいという思いから、日本一のおいしい給食食育推進事業を実施してまいりました。

児童生徒からは、特別なメニューが増えて味もおいしい、毎日給食が楽しみという声をいただき、調理員の方からは、給食で残す量が減ってきたんですようれしそうと話をしてくださいました。

これからも子供たちが笑顔になる学校給食、子供たちの記憶に残る学校給食を提供していきたいと考えております。

2つ目のご提案である卒業祝い金の支給については、5番石山議員のご質問の際にもお答えしましたとおり、子育て世帯における節目節目の負担は大きいと思いますので、何らかの支援が必要と考えております。

今後国が示す異次元の少子化対策などの動向を注視しながら、支援の時期や内容については、しっかりと検討し、ずっと舟形に住んでもらえるような子育て支援を実施してまいります。

次に、「地域おこし協力隊員の採用計画は」についてのご質問にお答えします。

都市部から地方への移住定住を目的とした地域おこし協力隊制度は、その目的以外にも、町の魅力を広く情報発信し、地域住民との交流により地域を見直す機会や新たな地域資源の発掘や磨き上げなど、多くの可能性を含み、東京をはじめとした都市部から地方へ人の流れをつくる上で、画期的なものであります。

近年の動向を見ても、コロナの影響や地方暮らしに対する若者の意識の高まりもあり、令和3年度における全国の隊員数は、前年度から455名増の6,015人と、過去最高で、受入自治体数も前年度から20団体増加し、1,085団体であり、これも過去最高という結果でした。

最上管内においては、令和4年10月1日現在で20名、7団体となっており、山形県内において115名、29団体となっており、いずれも前年を上回っております。

本町の協力隊については、平成24年から受入れを開始し、延べ9名の協力隊が活動しました。活動内容は、多種多様ではありましたが、全般的に良好であり、退任後は定住された方や、

定住されなくても町と関わってくれている方がいる状況であります。

町では、協力隊制度の意義やその効果について十分に認識しており、これまでも移住定住のPR事業や町ホームページ、移住交流推進機構の募集サイトへの掲載など、隊員の募集については継続して行ってきております。

そのような中で、ご提案のあった移住定住を促進する協力隊の採用については、重要なことと考えます。最上管内の事例として、真室川町の協力隊OBが退任後に起業し、真室川町及び最上地域の移住交流推進コーディネーターとして移住交流促進の一翼を担っております。

協力隊OBによる田舎暮らしの情報発信や相談窓口の設置は、移住を考えている方に大きな影響を与えていると思います。

これまでも本町協力隊OBから移住定住PR事業に参加いただき、田舎暮らしの実体験のお話や町のPRをしていただいたことがあり、移住を検討されている方たちは、協力隊OBの話に興味を持たれておりました。

他自治体を見ると、協力隊による情報発信が次の協力隊の申込みにもつながることがあるようですので、移住定住を促進する協力隊の募集については、今後検討してまいりたいと考えております。

最後に、このたび新たに観光分野に1名の申込みがありました。審査会の結果、合格となりましたので、その旨を通知し、現在は承諾を待っている状況であります。

詳細については、正式な採用が決定した後に、広報やメディアを通じてお知らせしたいと考えております。

9番 まず最初に、町長の認識からお伺いをしていきたいと思えます。

日本では、最高出生数、昔は270万人ほどおったわけですがけれども、2022年では80万人を切っているということで、3分の1以下まで子供の数が減ってきているというふうな状況になっているのであります。

この状況についてどのような認識を持っているのかお聞きしたいと思います。

町長 これは、日本国を存続させる上で物すごい大きな問題だというふうに思っております。

それに対して、政府が今までほぼほぼ無策だったというふうな部分に対しては、本気度が足りなかったのではないかとこのように思っていますし、これからはしっかりとそういったことで、少子化対策をしていかなければ、20年後、30年後の日本の将来はないものというふうに思っているところです。

9番 そのとおりだというふうに思えます。

それでですけれども、日本の場合だと、結婚して子供が生まれるというのがほとんどで、結婚しなくて子供が生まれるというのは、さっき新聞で見ますと、2.2%しかいないと。あとは、圧倒的に結婚した夫婦から子供が生まれているというふうな状況のようであります。

そういった中で、日本での結婚する方が減ってきているという、本当の根本的な少子化の原因になっているんじゃないかなというふうに思っております。

そういった中で、結婚できない理由、結婚しない理由、町長が考えていること、これが原因じゃないかというふうなところがあるとすれば、お示してください。

町長 そこは専門家じゃないんですが、個人的な意見を申し上げさせていただくと、私は東京をはじめとする都市部の一極集中というのが大きな原因だというふうに思っております。都市部の出生率というのは、地方に比べてかなり少ないというのが現状であります。やはり、都市部における生活であったり、そのかかる経費というふうなものの中で、どうしても子供を産まないというふうなことが増えてきているというふうなことがあると思います。

やはり、東京一極集中というふうなものを防いでいかなければならないというふうに私は思っているんですが、東京一極集中による弊害として顕著なところは、地方に残る女性の方が少ないというふうなところにも出てきているというふうに思っています。

やはり、こちらのほうでしっかりと女性の方も地元に残っていただけるような、そういうふうな状況になれば、もっと地方での出生率というふうなものも改善されるのではないかなというふうなことと、昔ですと、あまりにも現代が便利になり過ぎていて、昔私たち青年団の頃については、車を持っている方というのはほぼほぼ数限られていまして、みんな相乗りしながら海に行ったりとか、そういう中で、出会いがあるというふうなことがあったんですが、やはり車が1人1台の状況になってくると、そういうこともなくなってしまうというふうなことで、個人主義がどうしても出てきているというふうな部分があります。

そういったところの中で、自分の楽しみというふうなものを優先する若者が増えてきているのもその原因の1つかなというふうに思っているところです。

9番 私が認識しているのは、単純に1つというふうなことではなくて、1つは全労働者の4割強が非正規労働者になっているというふうなこと、要するに年収が300万円ぐらいでしかないというふうなこと。あと、奨学資金の返済が大学卒業後18年ぐらいかかるそうで、40歳程度まで奨学金の返済になってくると。非正規労働者が増え、さらには、奨学金等の返済等が始まってくるというふうなことで、結婚に踏み切れないというふうな報道もあるようであります。

そのことだけではないというふうに思いますが、先ほど来、森町長が答弁している一人一人の物の考え方も変わってきているというふうなところも原因かと思いますが、何を言いたいかというと、一番の子育てのネックになっているのがお金が一番の原因だというふうなことのようであります。

そういった中で、やはり子供を産んでもらうためには、金銭的な面の負担が一番効果があるというふうに思います。

その中で、特に一番の期待しているのは、教育の無償化が一番期待しているようでありますが、この点については、国のほうでどういうふうな施策を出しているのかというふうなことがポイントになるのかなと思いますが、まずもって、金銭的な負担が一番だというふうなことであるというふうに思います。

そういった中で、まずその前に、結婚、舟形町では7組前年に婚姻があったようでありますが、この結婚支援に向けたやまがたハッピーサポートセンターが導入した人工知能活用新マッチングシステム、「A i ナビやまがた」が今月稼働し、新規申込みが従来の4倍の水準になっているというふうな報道がありましたが、それについて、もし舟形の中で舟形町の中で、利用されているのか。分かるようであれば、教えていただきたいと思います。

町長 県のほうの利用者は、舟形町ではいらっしやらないそうです。

数年前から町独自の出会いの場所の創出ということで、東京のほうの会社と提携して、舟形町の方について、10名ほど登録して、いろいろな紹介をしていただけるようなところがあるんですが、そこでの成果というのも出ていないというふうな状況であります。

9番 分かりました。

それで、今回の私の一般質問の中で、2点しておりましたが、当初は、3番議員に話していただいた出生祝い金、それも私予定しておりました。というのは、一般質問の通告書の中に、産み育てやすい施策というふうなところを重要視したところでした。

それで、産むことに対する支援、それが出生祝い金、そして、中学校における経費の軽減ということで、教育の無償化、あと、節目節目の経費がお金がかかるであろうというふうなことに対する卒業祝い金の支給というふうなことで、3点をセットにした形で一般質問を予定しておりましたが、いずれにしても、支援、子育て世帯への支援というふうなところで、まず第1点が先ほど3番議員の答弁の中で、昔は出生祝い金ですか、が高かった時期もあったようですけれども、それを減額したというのは、先ほども答弁あったようですけれども、もう一回お願いします。

町長 先ほども申し上げましたとおり、当初のものについては、多子という、要はいっぱい子供を産んでくださいというふうなことで、第3子に30万円というふうなことで、1子、2子には祝い金が出なかったんです。

それについて、議会のほうからもそういうやり方ではというふうなことで、1子目から出すようにというふうなこともありまして、1子目から10万円ずつというふうなことで、減額をしたわけではなくて、1子目から支給ができるようにしたというふうなことであります。

9番 出生祝い金について、今100歳になられると、昔は100万円支給しておった時期がありました。現在は30万円のようにありますけれども、要するに、100歳を超える方がたくさん増えてきたから、これを減額した。これは、当然やむを得ないなというふうに思います。

少子化に対しては、子供の数が減ってきているわけですから、逆に増やしても私は何ら問題ないというふうに思っております。

逆に増やすことよっての支援というふうな、舟形町の総合的な支援というのがすばらしいというふうな評価にもつながってくるというふうに思います。

当然少子化が解消にされたときには、その金額というのは減額しても何ら私は差し支えないんじゃないかなと思います。

あと、給食費の無償化の件ですけれども、日本一おいしい給食が求めて、目標にしている事業内容と、給食の無償化というのは全然違うと私思いました。

というのは、愛郷心を育む、地域を理解してもらう、そのための日本一おいしい給食であって、給食の無償化は、親の負担軽減につなげるための方策であって、私は日本一おいしい給食はどんどん進めていただいていたいいなというふうに思っております。

こういったところで、森町長、日本一頑張るというふうな答弁かなというふうに思いますけれども、無償化についても少し考える時期に来ているんじゃないかなと思います。

というのは、県内においても他市町村においては、3分の1程度は無償化になってきているようであります。その無償化についても検討する時期に来ているんじゃないかなと思いますが、町長の答弁をお願いいたします。

町長 本来であれば、少子化対策というふうなことであれば、高等教育、要は、中学校卒業してからも国のほうで授業料を免除、大学まで授業料を免除するというのが本来の筋だと私は思っております、やはりそこにお金がかかるのでというふうな、ためらう部分が多いというふうに思います。

一方で、給食費の無償化というふうな話なんです、これも国でやっていただければ非常にいい話だと思うんです。それを給食費無償化することで、2,000万円とか3,000万円くらいの経費がかかります。そのことで、子供たちがしっかりと舟形町に愛郷心とかを持つというふうなことがなるのかなと。現在の親を支援するというふうなことよりも、今舟形町の未来を担う子供たちをしっかりと支援していくということが大事なのではないかというふうに思っております。

この部分については、長期的な視点の中で、新潟長岡藩の米百俵の精神の中でありました。

今日たまたま教育委員会のほうの小島さんから日本一おいしい給食食育推進事業のアンケートをいただきました。その中で、少し子供たちからのコメントがあります。紹介させていただきます。いつもおいしいご飯をありがとうございます。家のご飯もおいしいけれども、学校の給食はどこの学校よりも一番おいしいです。いつもおいしい給食を頂いています。これからもおいしい給食を期待しています。そして、食材を贈っていただいた方々、食材をおいしくいただいています。本当にありがとうございます。いつもおいしい給食の献立を考え

てくれてありがとうございます。そして、そのおいしい給食を作ってくれる調理師の皆さんにも感謝しかありません。いつもおいしい給食をさらに引き立ててくださる生産者の皆さんもありがたく思っています。毎日の学校で給食を食べる時間が私は大好きです。舟形小学校の給食は日本一おいしいです。いつもおいしい給食を作っていただいております。給食で舟形産の食材のことを知れてうれしいです。これからもよろしくお願いします。

中学校のほうでは、給食大好きです。舟形町の給食を食べれるのはあと1年になってしまったけれども、一日一日の給食を大切に食べます。いつもありがとうございます。いつもおいしい給食を作っております。給食の時間がいつも楽しみです。家でもなかなか食べられない料理を食べられ、おいしいものが大好きです。いつもおいしい給食を作ってくれたり、給食の材料を作ってくださいありがとうございます。おかげで、給食の時間が楽しみです。僕たちのために栄養バランスを考えてくれ、おいしい給食を届けてくださり、ありがとうございます。おいしい食材を運んでくれている方や作ってくださる方々に日々感謝して、残さず食べます。これからも舟形で作られたものを食べたいです。おいしい給食を作ってくださいありがとうございます。学校では給食が一番の楽しみなので、いつもおいしい給食が食べられてうれしいです。いつもありがとうございます。めちゃめちゃおいしいです。ご苦労さまです。いつもおいしい給食と栄養を考えてくださることを感謝します。9年間ありがとうございました。

こういったコメントをいただきました。やはり、この効果というのがこの子供たちが舟形町に残っていただける。そして、舟形町でまた子供たちを、自分の子供を産み育てたいと思うところにつながるものではないかというふうに思っています。

したがって、確かに親の負担は大変かもしれません。それでも、1食、小学校で285円ぐらい、中学校で328円ぐらいですか、の負担は伴います。そこに町として最大限の力を注ぎ込んで、もっともっとおいしいものというふうなことで、考えております。

先ほども申し上げましたとおり、これは長期的なスパンの中で、子育て支援、少子化対策をしているものというふうに私も思っておりますので、ぜひそういうふうにご理解を議員の皆さんも理解していただければなというふうに思っております。

9番 決して日本一おいしい給食について否定するものではありません。ぜひともこの事業については、継続をしていただきたいというふうに思っております。

さらには、教育無償化についても併せて検討をお願いしたいなというふうに思います。

そして、卒業祝い金についても前向きに検討するというふうな答弁でありますので、今後検討をお願いしたいと思います。

あと、時間がありませんので、地域おこし協力隊のほうに移りたいと思います。

本町でこれまで協力隊9名の雇用、9名の方が雇用されたとありますけれども、雇用形態に

ついて教えていただきたいと思います。これまでの隊員の雇用形態。（「雇用形態というのはどういう意味……」の声あり）任用職員とか、そういうふうな内容です。

議長 暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時10分 再開

議長 再開します。

町長。

町長 これは、会計年度任用職員と同じ扱いになります。

9番 そうしますと、役場の労働時間の中での活動というふうになるわけですね。確認です。

町長 原則としては、福場の職員、会計年度任用職員と同じですが、当然その隊員によっては、夜間であったり休日に出向くこともありますので、そこは、普通の会計年度任用職員と同じように、時間外なり時間外というふうなことでの手当の支給というふうになります。

9番 そうしますと、基本的に地域おこし協力隊というのは、定住をしてもらうというのが本来の目的かなというふうに思っております。

そういった中で、定住をするためには当然退任後に食べていかれるような収入というふうな道を確認していかないと、当然この地域には残らないということだと思います。そういったことを考えると、これまでの任用職員というふうな形態での雇用が本当の意味での自分の新たな起業を起こすに当たっての活動というのが非常に制約されてしまうんじゃないか。

これまでの形態を見ますと、私の感じですけれども、役場の一職員として使われているというふうな感じしか見受けられなかったんです。そういったところをちょっと私変だなというふうに思ったところでしたので、これについて、少し考える時期に来ているんじゃないかなというふうに思います。

というのは、国で出している地域おこし協力隊の受入れに関しての手引、この中に、採用については、会計年度任用職員ともう一つ、地方自治体が任用せず、委託関係を締結、この形態が増えてきているということでした。要するに、遊佐町しかり、あと鮭川村もしかり、あと長井とか朝日町とか、もうそっちのほうはほとんどが会計年度任用職員というような採用じゃなくて、嘱託職員としての採用に変わってきていると。

そして、自由に活動させている。自由といっても、勤務時間が月133時間というふうな制約もあるようですけれども、その行政との雇用契約はなしというふうな状況であります。

そういったところで、せっかく今回新たな地域おこし協力隊を採用するのであれば、もう少し自由に活動できるような雇用の在り方というふうなものをぜひ考えていただきたい。

先進的に多くの地域おこし協力隊が来ているところは、ほとんどがこの委嘱というふうな雇

用形態になっているようであります。

そういったところ、もう少しその発端になったのが遊佐町が発端のようであります。そこから波及して行って、県内のあちこちに波及して行って、数多く地域おこし協力隊のところは、嘱託というふうな形の雇用形態に変わってきているというふうなことでありますので、ぜひ今回私のほうから情報提供という形で、任用形態、この委託関係というふうな雇用の在り方についても、ぜひとも検討していただきたいなというふうに思います。

鮭川村には今隊員が5人いるようであります。あと、遊佐町でも5、6人いるというふうなところで、ぜひ地域おこし協力隊の雇用形態について、もう少し自由に活動できるような雇用の在り方について、検討する必要があるというふうに思いますが、町長の考えを聞きたいと思えます。

町長 今までも会計年度任用職員というのが立場、身分はつくりましたが、基本的にテーマに沿って自由に活動させているというふうなことで、町の業務の事務を担わせているというふうなことはなかったかというふうに認識をしております。

また、業務委託契約というような形の契約等について、本人が望めばそれでもいいというふうに思えますので、詳細についてはまちづくり課長より答弁させていただきます。

まちづくり課長 雇用の形、形態につきましては、ただいま町長が申し上げましたように、これまで町の業務を携わらせた、そういった時代もあったかと思われま。ただ、それは町でそういった業務に就いていただきたいということを合意を得た上で就いていただいた経過もありまして、そういった経過も踏まえて、町では、数年前から退任後に町で収入を得て定住していただけるように、4つのテーマを各課からご協力をいただいて、この4つのテーマだと退任後には収入を得て定住していただけるといった協力を得て、現在4つのテーマを設けているところです。

そういったこともありまして、現時点としましては、町の業務に携わらせているといったイメージを持った募集はしていないことになっておりますので、そういった状況となっております。

9番 よろしくお願ひします。

議長 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

日程第2 議案第2号 令和4年度舟形町一般会計補正予算（第8号）について

議長 日程第2 議案第2号 令和4年度舟形町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政主任 （朗読、説明省略）

議長 それでは、これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括で行います。ページ、款項目を明言され、質問は簡潔にお願いをいたします。

質疑ありませんか。

2番 8ページの繰越明許費の項目について質問いたします。

8款の土木費のところの4項の住宅費、堀内地区宅地造成事業が次年度に繰り越されるというふうな金額だと思うんですけども、これは、工事の遅れなのかどうなのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

地域整備課長 堀内地区宅地造成事業につきましては、芝生広場工事について、芝生をおよそ1,600平方キロメートルほど計画しているんですけども、それについて、適切な時期に貼り芝を行い、しっかり育成するべく繰越しして工事を進めたいというふうに計画しております。

2番 宅地の部分に関しましては、今盛んに工事が行われているというふうなところだと思うんですけども、この適正な時期、芝生を含めた適正な時期を含めての完成予定時期ですか、これはいつ頃を見込んでいるのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長 芝生工事につきましては、適正な時期というのが5月頃になるようなことで、現在検討しているところです。5月末日、5月いっぱいぐらいでは完成を目指したいなというふうには考えております。以上です。

2番 分かりました。

先日も一部お願いしたところあるんですけども、今言ったような計画を近隣住民あるいは堀内地区の方へ説明をぜひ適切な時期、早急な時期によろしくお聞きしたいと思います、答弁のほうお願いいたします。

地域整備課長 住民説明につきましては、工事の進捗を見ながらというふうな形で検討していたところなんですけれども、3月16日に住民説明会をするような形で、まず宅地造成のPRを兼ねてということになるんですけども、3月16日に住民説明会を予定しております、広報するというところでございます。以上です。（「よろしくお聞きします」の声あり）

議長 ほかにありませんか。

4番 16ページ、17ページ、新型コロナウイルス感染症対策の17ページに出ている新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金458万4,000円減額になっていますが、減額の内容をお聞かせください。

健康福祉課長 減額の内容につきましては、事業費の精査によるものですが、歳入のほう、歳出のほう、27ページのほうにございます。こちらの新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費で歳出のほうで511万8,000円を減額してございますけれども、こちらのワクチン接種の委託料ということになります。

この部分が接種者数、接種回数等の減をしたものですから、それに合わせて歳入のほうも17

ページのほう、458万4,000円の減額をしているものです。

4番 といいますと、接種回数が減ったということによろしいんですか。

健康福祉課長 接種回数、そうですね、接種回数が減ったということです。

4番 そうしますと、見込みよりも少なかったという認識でよろしいですか。

健康福祉課長 接種回数につきましては、接種対象者のほうで積算しておりましたので、見込みというよりも、接種対象者のうち、接種を希望しなかった方とか、接種できなかった方がいたということでの実数に応じての減額ということになります。

議長 ほかにありませんか。

5番 42ページ、43ページになります。住宅整備事業費、堀内地区の宅地造成事業ですけれども、この中で用地購入費135万円減額になっております。当初予算で135万円になっていたと思うんですけども、そっくり減額と。そうすると、用地は購入していないと、そういうことですか。

地域整備課長 堀内地区の宅地造成事業につきましては、堀内小学校の跡地のみの整備ということになりましたので、用地は買収しておりません。以上です。

5番 そうすると、そこ、そのちょっと上になりますけれども、この登記委託料、これも当初予算では100万円になっているんですけども、そっくり減額と。登記する必要がなかったと、こういうふうなことによろしいんですか。

地域整備課長 今年度につきましては、工事を行いまして、分譲地を決めるわけですけれども、来年度にそれに合わせて分筆登記などをすることにしておりますので、来年度は登記発生しますけれども、今年度は用地買収分がなかったので、その分に対する登記という形では減額にしております。以上です。（「はい、分かりました」の声あり）

議長 ほかにありませんか。

6番 歳入です。18ページ、19ページです。

17款物品売払収入で除雪車売払収入400万円の減、この内容についてお伺いします。

地域整備課長 令和4年度当初、ロータリー除雪車4車になるんですけども、新車1台を購入しまして、予備車2台、現在ある予備車を2台売り払うような計画でありましたが、ロータリー除雪車が3月の10日頃購入ということで、今年度は2台そのまま運用しておりますので、売り払いしていないため減額という形になります。以上です。

6番 そうしますと、今納期が遅れているので、あるやつを使うということ、取ってあるということで、今後入ってくれば、それをまた発生するわけですね。売払いをするということなんでしょうか。

地域整備課長 令和4年度につきましては、予備車2台の売払いを計画しておったところですが、実際新品と入替えの予備車1台新たに出てくるんですけども、1台だけでは

よっと厳しい部分があるということで、来年度予算に対しては、新車が入ったロータリー除雪車1台の入替えとして、1台を売払いという形で計画しているところでございます。以上です。

6番 内容は分かりましたけれども、大きいロータリー車売り払う、買取になっちゃうと買取先が限定されちゃうと思うんですけども、そのあたりは、今回この400万円計上した時点で、売払い先というのは大体決まっておったんでしょうか。

地域整備課長 売払い先につきましては、公募してから売るということになりますので、特にこのこという場所というのは、業者さんについては何もない状態でした。

ただ、必要とされる業者さん、購入する業者さんはゼロではないであろうという見込みを持っております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

9番 ページが18ページ、19ページですけれども、18款1項1目一般寄附金、補正後が6億円強あるようですけれども、このふるさとづくり応援寄附金の寄附の地区別の割合というか、そういうの分かりましたら教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 地区別の割合につきましては、すみません。手元に資料を持ち合わせてございませんので、今お答えできません。（「はい、分かりました」の声あり）

議長 ほかにありませんか。

6番 24ページ25ページです。2-1-8、25ページの一番上ですが、集落支援員、会計年度任用職員報酬ということで、減額になってございますが、これは、年度途中でどなたかおやめになったということの認識でよろしいでしょうか。

まちづくり課長 当初、舟形地区に新たな人材、集落支援員を見込んで3名としておったんですが、適当な人材が見当たらなかったということで、1名の減にした内容です。

6番 これ、前々から舟形地区ということで、配置するというので、前から全然進んでいないようなんですが、当初の計画だと舟形地区については、まちづくり課の中に配置するような話もあったんですが、これは、今回令和4年度の計画ではどこに配置する予定だったんでしょうか。

まちづくり課長 適当な人材が見つかった場合には、まちづくり課内にデスクを追加するとか、そういったイメージを持っていました。

6番 適当な人材いなかったら減額にしたということなので、いなければいけないで、何とかまちづくり課の職員の対応でこの舟形地区の集落支援員の役割は果たせるという認識でよろしいでしょうか。

まちづくり課長 舟形地区につきましては、長沢の学習センターに配置しております集落支援員が舟形と長沢を担当しています。

今質問にありましたように、1人見つからなかったということで、まちづくり課職員と集落支援員が協力して対応しているものです。対応してきたものです。

議長 ほかにありませんか。

2番 同じページになります。2-1-12、交通安全対策費についてお聞きします。

今回の補正で50万円の減額というふうな数字になっています。これは、当初予算200万円に対してマイナス50万円というふうなところだと思うんですけども、この補助金の実績、令和2年が6名、あと令和4年、今年度ですけれども、何名の方が補助対象になったのかお聞きしたいと思います。

住民税務課長 今年度につきましては、2月末現在で20名の方の申請が実績としてあります。以上です。

2番 すみません。参考までにですけれども、令和3年度の実績、教えていただければと思います。

住民税務課長 令和3年度の実績について、ちょっと手元にございませんで、後ほど回答します。

議長 質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時53分 休憩

午後0時59分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

初めに、先ほどの2番議員の質問に対して、住民税務課長より答弁があります。住民税務課長。

住民税務課長 高齢者先進自動車購入費補助金の令和3年度の実績でございますが、10件でございます。

議長 それでは、質疑を続けます。質疑ありませんか。

4番 50ページ、51ページ、11款4項鉦害復旧事業、106万円だか減額になっていますけれども、工事がなくなった、どこがなくなったのか、分かればお願いします。

地域整備課長 11款4項の鉦害復旧事業費につきましては、委託費、実施したのが太郎野地区1か所でございます。

委託費は、職員が測量設計した結果によりまして、50万円の減、工事請負費につきましては、規模が小さかったということで、44万円で完成しておりますので、56万円の減というふうになっております。以上です。

4番 太郎野地区のやつが工事がなくなつたということですね。

議長 ほかにありませんか。

1番 36、37ページですけれども、6の12、若あゆ温泉管理費の右側の17、備品購入費、除雪機購入費の減でありますけれども、小型ローダーを買う予定だと思ったんですけれども、内容について、この減額の内容について教えてください。

まちづくり課長 この除雪機購入費の減額につきましては、新たに除雪機、ホイールローダーを購入するというので、入札を行っております。その差額が出ましたので、それについて減額したものです。

議長 1番議員、いいですか。ほかにありませんか。

2番 私も今1番議員からあった同じところですが、若あゆ温泉管理事業のところ、燃料、電気料高騰ということで、今回補助、補正予算になっているわけですが、今年の冬、紫山方面からの入り口ですが、通行止めになったのかと思っていますけれども、何日間通行止めになったのか教えていただきたいと思います。

地域整備課長 12月の末頃から1月の10日までとたしか記憶しております。以上です。

2番 先日の全協の若あゆ温泉の入館者数ですか、あとコテージの利用者数等々、まちづくり課長から説明受けたんですけれども、その数字を見ると、令和元年対比で今年度は72%まで復活しているようでした。温泉のほうは。コテージのほうに関しましては79%まで復活しているような数字でした。

今町道の通行止めというふうな回答あったんですけれども、振興公社、温泉側からですが、その部分の通行止めにならないような、何か要望か何かあるのか、ないのかお聞きしたいと思います。

町長 先ほどの通行止めにつきましては、12月19日、20日と一気に豪雪になったために、倒木の関係で除雪をしました。通行止めになりました。

併せて、1月の5日、6日等まで豪雪というふうなことがありまして、その区間やはり通行する車両があったというふうなことで、通行する車両の安全確保のために、倒木をというふうなことでありましたが、その後、やはり通行する温泉の利用者のほうからのいつまでというふうなこともありましたので、安全の確保を図りつつ、通行止めを解除したというふうなことであります。

したがって、温泉直接の通行止め解除というよりは、温泉の利用者の方からの要望も踏まえてというふうなことで、通行止めについては安全を第一に考えて解除したというふうなことであります。

2番 私もあそこたまに夏場も通るときあるんですけれども、枝折れあるいは道路への落下等々出ていますので、私からすれば、あの辺倒木とか枝折れが少しでもなくなって、新庄方面からのお客さんが増えるように、さらに改善していただければなど、ちょっと思ったところですが、その辺ちょっと考え方教えていただきたいと思います。

町長 あの道路開設するときもそうだったんですが、非常に路線に対して短冊状に地権者が分かれているというふうなことで、相当数の地権者と用地交渉をしながらというふうなことで、あの道路を作ったわけですけれども、やはり、補助事業上、道路用地のところは立木といいますか、立ち木の補償についても出して、その部分は町で購入することができるんですが、補助事業上買えない部分については、民地というふうなことでありまして、その民地に生息といいますか、立っている立ち木については、やはりその地権者の方々の許可を得なければ勝手に切ることはできませんので、少しずつですが、その危険性のあるところについては、了解を得ながら立木を伐採しているというふうな状況であります。

今後とも通行する車両の安全確保のために、できるだけ地権者の方々とも協力いただきながら、安全確保に努めていきたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

1番 同じページになります。36、37の6-1-12、若あゆ温泉管理ですけれども、燃料等とはお客さんのコロナ禍による影響で回復していないことでの増額ということですが、全協のときもお聞きしましたけれども、温泉全体がコテージ、センターハウス、全部1つだということですが、コテージとセンターハウス等の電力とか、そういうメーター器というのは別々なのか、お聞かせください。

まちづくり課長 メーター器は、温泉、コテージ、センターハウス1つになっております。

1番 1つでということですか。全体をまとめて、1個1個じゃなくて、1つの1つで確認できるというものですか。それとも、単独についているんですか。

まちづくり課長 個別につけているものではなくて、1か所でメーター器を把握しております。

1番 1か所ということでありまして、今回センターハウスのほうの改修をして、レストラン等営業しているわけですが、価格高騰的な用途もあると思うんですが、そこ、物産観光協会等への賃貸料というか、貸出しの料金と費用対効果とランニングコスト的なものが合っているのかなと、ちょっと思いますので、その点の高騰部分につながっている部分というのはあるか、ないかお聞かせください。

まちづくり課長 センターハウスにつきましては、ご存じのとおり、観光物産協会のほうでレストランを始めたということで、いろいろな機器が稼働やはりしておりますので、これまでの休んで、施設を休ませていたときよりも当然電気料、燃料等には影響出ているというふうに感じています。

議長 ほかにありませんか。

5番 36ページ、37ページになります。農業振興事業、これ非常に大きい減額補正になっております。この事業内容を見ますと、実績見込みによる減額というふうになっております。その中でも一番大きいほうと言え、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、当初予算で2,800

万円ですけれども、実績で850万円マイナス2,000万円ほどございます。この実績の減というふうなことから、これは単に申込みがなかったと、こういうふうなことなんですか。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

この事業の減額の理由としましては、申込みと申しますか、別の事業で実施することができたもので、こちらの事業で申請しなかったという案件がありました。

担い手確保経営強化支援事業という、別の2分の1補助の事業がございまして、そちらの事業に採択になったので、産地生産基盤パワーアップ事業は3分の1程度の補助率になっておりますので、こちらのほうは申請しなかったというふうな事業と、あとは、導入時期を今回ではなくて、来年度以降に変更したいというふうな申出があった方がおりましたので、申請しなかったというふうなパターンがございました。

5番 令和5年度の予算ちょっと見たんですけれども、大幅に減額になっていますよね、今年と比べれば。そうすると、その減額になった分というのは、また別の事業で対応すると、こういうふうな考え方でよろしいでしょうか。

農業振興課長 一番大きく減額になった部分というのがミニライスセンターの設備関係、中の機械だけなんですけれども、そちらのほうで1,400万円ほどございまして、そちらが別事業で採択になったということで、今年度も完成しておりますので、来年度以降またやるということでは、ちょっとない状況であります。

5番 これまでパワーアップ事業では、かなり補助金を出してきたわけです。そういうふうな中で、大体皆さん行き渡ったというところと変ですけれども、この事業をお使いになった方が大分いらっしゃって、もうそろそろ底をついてきたのかなというふうな感じもしているものですか、その辺はどうお考えでしょうか。

農業振興課長 今議員おっしゃるとおり、大分事業させていただいたところなんです、条件として、この事業リース事業であることと、あと5人以上のグループで申請しなくてはならないということで、まだまだやりたいという人もおるんですが、その条件が合わなくて実施できていないというふうな状況がありますので、またこれからも申請がちらほら出てくるかなとは感じているところでございます。

議長 ほかにありませんか。

3番 46、47ページ、10款2項1目小学校管理費でございます。

47ページにここに委託料35万円減額しております。教職員健康診断等委託料かと思えますけれども、内容をお聞きします。

教育課長 ただいまご質問の教職員健康診断等委託料でございますけれども、当初については、教職員の数、小中学校に配置されている人数全員が全種目を受診した場合の健診委託料ということで取ってはいるんですけれども、先生方、人間ドックを受診される方が結構多くござ

いまして、令和4年度、今年度につきましても人間ドックを受けた方の分の委託料が減額ということでございます。以上です。

3番 その下の3項中学校も同じく35万円になっているんですけども、これは、小学校、中学校、先生が同じ人数ということなんでしょうか。

教育課長 こちらの減額は、同じ金額にはなっているんですけども、たまたまといいますか、先生の数は別ですけども、ドックを受けた方の人数を引いた場合の金額がこのくらい減額ということでございます。

先生の数は同じ配置人数ではございません。

議長 ほかに。

1番 36、37、先ほどの項目ですけども、12で若あゆ温泉の管理費でありますけれども、先ほど全体でと言いましたけれども、今観光協会のまず貸出し的なもので、個人には貸さないというものでありますけれども、やはり行政的なもので経営とか、そういう商売的なものにはなかなか特化していないような意見聞きますけれども、単純に、まず商売上で考えますと、1テナントを持った場合、光熱水費等含めると数十万円かかるような現状であります。

そういうことも考えて、燃料高騰だけの理由づけで町が補填するような形なのか。普通の商売だったらどこでも同じ状況になっているわけです。燃料高騰。ただそこは、企業努力でどこかで売上げを上げたりとかしていくわけですけども、そういうことが原因というか、そういう燃料高騰というだけのもので対応していいのかと思いますけれども、やはり例えばレストランとなりますと、業務用の機材等入りまして、かなりの燃料と電気代が加算されると思いますけれども、その点は考えているのか。今後考えていくのか。その点お聞かせください。

まちづくり課長 このセンターハウスへの観光物産協会にお貸ししているといった内容なんですけど、あそこ、あの施設を観光物産協会に貸した、貸し付けているという狙いは、あのエリアを食のエリアとして人を集めてにぎわいを創出していきたいといった、まずは町の考えがあつてのことです。

そういった場合に、あそこのセンターハウスを遊休施設のままで置かずに、あの観光物産協会センターがラテールを展開してきたことによって、まずはにぎわいを出していただきたいと。

その結果、コテージに宿泊される方につながっていったり、温泉に入る方につながっていったり、そういった相乗効果を狙っているものです。

そういった観点から、去年は、まずはほぼランチの営業ということで来ているわけなんですけど、観光物産協会からは、まずは試験的にということで、5万円プラスガス代の7万円、12万円をちょっと頂いて、去年は試験的にしてきたところです。

町としては、今後もあの場所のにぎわいを創出していきたいといった考えでありますので、先ほど申しあげましたように、若あゆ温泉、あとは改修をしているコテージ、そういったもののセットプランなどを考えていますので、そうしたことによって、にぎわいを創出して、交流人口の増といった表現になるんですが、そういったものにつなげていきたいというふうに考えているものです。

1番 確かににぎわい創出ということで取り組んでいることは大変よいことだと思いますけれども、今後そのセンターハウスにせよ、個人には貸さないということでもありますけれども、今後独立とか、そういうふうな考えもあるようですねけれども、そうした場合の取扱いというか、今は地域協力隊として従事しているわけですねけれども、そこが例えば独立するといった場合に、観光協会を通してすればいいみたいなことを思っていると思いますけれども、そうなった場合のやっぱり費用対効果等も考えていかないと、やはり確かににぎわい創出とありながら、そこで例えば高騰しているものが負担になるようなのであれば、ちょっとそういう取組の仕方も考えなきゃいけないのかなと思いますけれども、その点はどうか。

まちづくり課長 今現在地域おこし協力隊で働いている、着任しているアベさんについては、今年度をもって退任される予定であります。

令和5年度からは、今議員が質問にもありました独立といったことで、起業の申請を税務署のほうでするように検討しているというようなことを聞いております。

そういった中で、町としましては、あのセンターハウスを独立しても個人に貸すということも考えておりません。あくまでも観光物産協会、こちらをこの団体に貸し付けるというふうなことを考えております。

阿部さんが独立した場合においては、今後の想定として、観光物産協会が阿部さんとの契約なりなんなりが観光物産協会が阿部さんと結ぶのかなといった、ちょっと想定を持っております。

あと、経費につきましては、昨年度は先ほど申しあげましたように、試験的にまずはランチだけでどのような、どれぐらいの収入が入るかもちょっと分からない中でスタートをしております。

そういった中で、昨年は試験的にしていたんですが、今年度改修を終えて、今月の15日にリニューアルオープンということで予定を聞いておるんですが、その後は、そういったことを踏まえて、4月以降は夜のディナー、そちらにも手がけていきたいといったお話も聞いております。

そうしますと、1年間通してどれぐらいの収入があるかということもまだはっきり計画案でしか立てられない状況ということもありますので、まずは今年1年また見て、どのぐらいの収入があるかというのをちょっと見てまいりたいと思います。

そういった中で、当然光熱費等も上がっておりますので、光熱水費等のお話をちょっとして
いかなきゃいけないのかなというふうに考えているところです。

まちづくり課長 すみません。言葉がちょっと説明が足りませんでした。

あの施設に関しては、観光物産協会にと先ほど申し上げたんですが、失礼しました。指定管
理者である、まずは町は舟形町振興公社に貸し付けているものです。

振興公社が又貸しという形になるんですが、振興公社から観光物産協会にテナントとして入
ってもらうといった形になります。大変失礼しました。

1番 にぎわい創出でそういう取組は、大変よいとは思いますが、単純に経営者が店をし
た場合に、例えばそういう変に言うと経費がかからないというような、すごい理想的なもの
だと思います。やはり、物産観光協会だとしても、やはりあそこの場所的なものには、やっ
ぱり単独でもメーターを別につけてするような形でないと、全部夜営業もするとなると、今
よりも倍かかるわけです。ランニングコスト的なものが。やはり、そういうことも鑑みて、
取り組んでいかないと、補填だけが公社側の補填になってしまうということになってしま
うので、やっぱりしっかりした、そのにぎわい創出イコール財政にも影響のないような取組で
していただきたいと思っておりますけれども、その辺の取組については、今後観光協会と話しだ
とは思いますが、ぜひとも検討していただきたいと思っております。答弁あればよろしくお
願いします。

町長 今回の補正予算に計上していますのは、舟形町若あゆ温泉等の管理運営に関する基本協定
書第2条に基づいて、燃油等、光熱水費等の高騰により、その部分を補填するというふうな
ものであります。

ただ、今1番内議員のおっしゃられるとおり、1つは、独立して行って、個人の営業活動
というふうになった場合の光熱水費等の負担というのは当然だろうというふうに思います。

また一方で、前回先ほどまでの一般質問の中で、地域おこし協力隊の起業というふうな部分、
起業に対する支援というふうなもの、または、移住者、定住者の支援というふうなものにつ
いて、やはり手厚くすべきだというご意見もございました。

そういったところをうまく勘案しながら取り組んでいかなければいけないというふうに思
いますので、まずは、その営業の状況がどうなるのかというふうなこと、まして、センターハ
ウスにはコテージの受付をする施設もございまして、まるっきりあの施設そのものを全て観
光物産協会にお貸しするというふうなことでもないわけでありまして、まずは、そこら辺
うまく勘案しながら、費用負担も求めていくというふうなことで考えていきたいというふう
に思います。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、38ページ、農林水産費、6款2項1目の39ページの林業振興費の中の1、これ

のマイナス2つとプラスで、総額してマイナス128万5,000円になっておりますけれども、このマイナス2つと、この1、項目について、それぞれどういう理由であったか説明をしていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

初めに、森林作業道の整備の補助金でございますが、事業実施主体であります林業経営体の都合によりまして、今年度に事業が実施できなくなりまして、150万円、全額の減額ということになりました。

続いて、森林経営等調査業務委託料についてですが、こちらは、請負差額が発生しまして、15万4,000円の減額ということで計上しているところであります。

その委託料の支出額が418万円となりまして、また、森林クラウドシステムというのがここには載っていませんけれども、当初予算にあるんですが、こちらが13万2,000円ということで、支出の合計が431万2,000円となっております。

一方、歳入のほうになりますけれども、こちら今年度交付される予定の森林環境譲与税の見込額が468万2,000円を見込んでおります。譲与税の金額が先ほど申し上げた支出額を上回るものですから、当初町民で支える森づくり基金の繰入金として128万5,000円、こちら予算書で申し上げますと、20ページ、21ページのほうになるんですが、こちらの森づくり基金のほう当初予定していた金額を全部減額というふうなことで、今回出しております。

それを差し引きまして、減額しまして、譲与税とその支出額を差し引きまして、残った残金が37万円というふうな形になりますので、金額になりますので、36万9,000円を増額ということで、基金積立金を36万9,000円増額補正しまして、37万円と、その残額に合わせて金額を基金の積立金というふうな形にしたところでございます。

7番 それぞれ理由があって、基金積立金に充てたということでしょうけれども、私この基金積立金について、もう少し詳しく聞きたいので質問するんですけども、町民で支える森づくり基金というのは、令和元年度が170万円、令和2年度が300万円、令和3年度が650万円というふうに、だんだん増額、基金残高が増額になっているんです。ないよりはあったほうがいいんですけども、それに見合う事業をしているのかなと。こういうことなんです。

つまり、36万9,000円ですか、それが今年の補正での積立てになっているわけですけども、そんなに、あればいいんですけども、そんなに事業の見込みが途中でやっぱり中止になりましたとか、あるいはそういったものの中で、こんなにも積み上げていって事業がそんなに、いや、あまり少ないということであれば、積み立てる必要もないのかなというふうにも思ってしまうんですけども、そこら辺のバランス、事業と積立金のバランスというのを考えてはいらっしゃるんですか。

農業振興課長 ただいまの事業のバランスということでございますが、今年度もその森林経営管

理制度を進めていくための準備行為として、優先順位、整備を進めるための優先順位の委託をしております。

それで、先ほど申し上げた418万円の支出になっているところでございますが、来年度以降また別の事業計画しております、今その森林の材積であったり、木の状況をもっと詳細に把握するために、航空レーダー測量というものが予定されてございます。

令和5年度の予算で出てくるものでございますけれども、そのレーダー測量をほかの市町村や県と共に実施いたしまして、もっと詳細な森林のデータを把握すると。

そうすることで、林業経営体さんのほうでそちらの事業を例えば森林整備であったり、山を買ったりとか、そういった作業を進めていく際に、支出のバランス、支出と収入を計算しやすくなるというふうな内容であります。

町のほうで委託する内容としましては、令和5年度がレーダー測量、6年度がデータの解析という形の業務を委託する予定でございます、そちらをしますと残額がもうほとんどないというか、限りなく少なくなってくるような形になる予定でございます。

7番 確かに令和5年度の予算案を見てみますと、四、五百万円だか多く、前年度より多くなっているようですから、ぜひこの基金を有効に活用して、私は森林というのはすごく好きですし、関心もありますし、ぜひ有効的な森林の活用ということに向けて、こういった予算を適正にもう使っていただきたいなど、こういうふうに思うわけですので、来年度以降の事業の進展に期待したいと、こういうふうに思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。

2番 28、29ページ、29ページの10番ですね。農業用揚水ポンプ等電気料金高騰対策事業というふうな補助金を置いてありますけれども、これがマイナスの281万2,000円というふうな補正ですけれども、今年度この補助を受けた組合あるいは事業者は何件ほどあったのかをお聞きしたいと思います。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

補助を受けた事業者ということですが、農業用の揚水ポンプに係る電気料金の補助金でございますけれども、本日時点で20件の申請がございました。

水利組合であったり、開田組合等の申請でございます。

また、事務委託を受けている組合の部分については、土地改良区、舟形町土地改良区のほうで代わって申請というふうな形のパターンがございました。

2番 20件というところですが、金額的には20件トータルでいいんですけれども、どれほどの金額になったのか教えていただきたいと思います。

農業振興課長 20件合計いたしまして、434万円となっております。

6番 すみません。44ページ、45ページ、10款です。教育費、10-1-2、事務局費で右のほう

の45ページの説明の中に、やまがた就職促進奨学金返還支援事業負担金312万円、全額減額になっているようでございますが、これは伸びないといいますか、利用ないというのは、何か理由ある……、来年度、令和5年度も同じ同額で計上になっているようでございますが、令和4年度で全額減額という要因は何なんでしょうか。

教育課長 こちらのやまがた就職促進奨学金返還支援事業でございますけれども、この事業には大学に進む際に認定申請を行う事業でございます。学生が学生期間を終わって、県内、町内に住んだ場合に3年間住んでいただくと、その後から返った奨学金のうち、最高で124万8,000円を支援していただく、返さなくていいというような事業になります。

こちらに対して、認定の申請があった段階で、まずは積立てという、県と町で半分ずつ積み立てるんですけれども、何年か、平成27年から進んで事業がありますので、申請あったら積んで、翌年申請あった分また積んでというふうにしてはいるんですけれども、事業進んでまいりまして、当初事業認定の申請された方で、それを使わなかった方が大分います。

というのは、県外に転出、県外に就職ですね。県外に就職であったり、県内に就職したけれども、公務員の方とかは対象にならないということがございますので、その方は対象にならないとか、そうすると、積んだ分が余ってきってしまうということがあります。

それについて、県と協議して、余ってきた段階で、昨年度もこれ減額しているんですけれども、それを町に令和4年度戻入して、また積むということではなくて、既に令和3年度なりに申請している方については、またその分を5名なら5名負担金として積むのではなく、平成27年度に使わなかった、認定取消になった方の分を令和5年度の分に充てるということを各市町村、県との協議の中でしているもので、積立金を予算は取っているけれども、過去の分、使わなかった人の分をそこ、今年の分の負担金に充てるために支出していないということで、減額させていただいているものです。以上です。

6番 仕組みは分かったんですが、これせつかく事業やって、県内、町内に就職しなければ使えないという縛りはあるんですけれども、PRというのは、もっとどんな形で学生さんにやっているんでしょうか。

教育課長 こちらのほうのPRについては、もちろん県の事業ですので、県で学校であったり、そういうところを通じてPRというものをしていますし、町としましても、広報紙等でお知らせをして、申請を受け付けているという事業で進めているところです。

実際に、町でも申込みしてくださる方、いるはいるんですけれども、なかなか舟形に住んで県内就職という方が数多くいらっしゃらないという実情でございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

4番 同じ44ページ、45ページ、10款。教育、今の質問について、ちょっと確認させていただきたいんですけれども、これは、新卒、大学を卒業して初めて就職した方に対してのこういう

制度だと思うんですけども、例えばですけども、Uターンとか、当然あるわけですよね。そういう方は、もう対象外になってしまうという制度なんですか。

教育課長 こちらの事業につきましては、まずは、申請については、入るとき、要はお金を借りるときですね。町で言うと、1年生でやっぱり借りるわけですけども、そのときに申請をいただいて、県のほうで認定するという事業が1つございます。

もう一つ、Uターンという話あったんですけども、こちら、学生とは限らずなんですけれども、Uターンしてきて、県内居住の方に対しても、金額の上限は先ほどの124万8,000円からは金額はやや目減りはするんですけども、60万円を上限とした、そういった支援の枠もございます。

4番 Uターンに対しても補助があるということですけども、年齢制限じゃないですけども、40、50になってからでも話にならないんでしょうから、ある程度の年齢制限とか、学校卒業してから何年間以内とかという、そういう縛りはないんでしょうか。

教育課長 Uターン枠について、もう少し詳しくお話ししますと、こちら、基本は奨学金の返済を支援するですので、奨学金を返済残高がある方、かつ35歳以下の方というようなことで、県のほうでは対象者を絞っているようです。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について

議長 日程第3 議案第3号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政主任 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 令和4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について

議長 日程第4 議案第4号 令和4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政主任 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)について

議長 日程第5 議案第5号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政主任 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 先是90ページ、91ページ、8-2-1の事業収入で、ケアプラン作成料14万6,000円、この内容について質問いたします。

健康福祉課長 ケアプランの作成に対して、町のほうで作成したケアプランに対しての収入等に対して町のほうで収入すること、する場合もあるんですけども、町で作成したケアプランへの収入という形で、町で作成するケアプランの部分が aumentato ということで、こちらのケアプランの収入のほう増額となっております。

7番 何名の職員の方がケアプランを作成できる職員がいらっしゃるのかは、私分かりませんが、分かれれば答えてほしいですけども、このケアプラン作成という収入だけ見れば、年度中にケアプランが必要になる人が aumentato と、こういうふうに見るんです。つまり、当初予算を組んで、ケアプラン収入費用何人だったはずなんだけれども、年度が進んでいくうちに介護を必要とする、ケアプランを必要とする方々が aumentato と、そして、このケアプラン作成料というのがここに計上されてきたと、私はそういうふうに見るんですけども、要するに、年度途中に見込みを外れてと、見込みを立てるのは難しいと思いますけれども、そういった状況で、実際にケアプランが必要になった方がこのように aumentato ってきていると。

何名まで分かれればいいんですけども、そういうような状況でこのケアプラン、14万6,000円が aumentato ってきていると、こういうふうな見方でよろしいですか。

健康福祉課長 人数までは、ちょっと把握して……、今回手持ちございませんので、ちょっと答えられないんですけども、作成が必要な方が多かったということでございます。

7番 ちょっとポイントが分かりにくいかと思うんですけども、要するに、昔は徳洲会だかどこかからケアプランを作成する方をたしか借りてきてというか、臨時で雇い受けてケアプランを作成していたような時期があったと思うんです。

私は、本当はそうすべきではなくて、町職員がきちんとケアプランを作成できる方というのを常時備えておいて、そして、こういった作成プランをきちんと町民の健康管理、老いの管理をやるべきなのではないかと、こういうふう思うわけですけども、今そのケアプランの作成できる方というのは、職員の中にいるんですか。まだもってして借りてきた形というのはちょっと語弊があるような表現ですけども、きちんと職員がこのケアプラン作成に当たっているのかどうか、質問いたします。

健康福祉課長 ケアマネジャーがケアプラン作成に当たるわけですけども、町のほうでもケアマネジャーの資格を持った職員おりますので、一般施設のケアマネジャーとか、そういった民間のほうでも作成はするんですけども、町のほうでも作成している部分がございます。

職員のほうで作成している分がございますので、「町長、静かにして」の声あり）職員のほうで作っております。

議長 佐藤君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許可します。

7番 ありがとうございます。

このケアプラン作成に関しては、私の誤解ももしかするとあるかもしれませんが、舟和会の方からたしか以前出向していただいて、何かケアプランを作っていたような時期があったように記憶しているんです。

その流れで、町の職員がそういった施設等のこの要するにこの14万6,000円ですよね。ここの中に舟形町民の方の在宅している方ではなくて、そういった施設関係、民間の施設関係の方のケアプランを作成してはいないのかなと、こういうふうに思うところもあるわけです。

もしかしたら私の誤解かもしれませんが、でも、そういったところがきちんとケアプラン作成において整理されているのかなというところがこの質問の趣旨であります。

議長 暫時休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時15分 再開

議長 会議を再開します。

ここで、2時35分まで休憩をいたします。

午後2時15分 休憩

午後2時33分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

健康福祉課長。

健康福祉課長 ただいまのご質問ですけれども、まず初めに、現在健康福祉課の中に地域包括支援センターという部署ができております。それができる前は、徳洲苑等から人材のほう活用していたという時期があったようです。

現在は、地域包括支援センターのほうでケアプラン等も作成できるんですが、職員の中にその支援センターの中に2名の職員がケアプランの作成に当たっております。

町全体で言いますと、保健師につきましても作成はできますので、部署は係が今は違うんですけれども、町全体で5名のケアプラン作成できる職員がいるという現状でございます。

今回の増額ですけれども、在宅の町民等が要支援の判定をする際にケアプランの作成が必要になりますので、要支援者のケアプランにつきましても、町の包括支援センターのほうでやることになりますので、今回の増額は、当初よりもそういった要支援のケアプラン作成が必要な人数が増えたということで、こちらは、町民の方のケアプランであるということになり

ます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

4番 じゃ、私も同じページで、ケアプランについて質問をさせていただきます。

私の家の事情というか、家の場合は、母親がケアプランを作成してもらって、ケアマネジャーから作成していただいているわけですがけれども、町の職員が私の家に来るのは、障害の認定のときは来ていただいているようなんですけれども、民間事業者がケアマネジャーとしてやっている仕事を町がやっているということなんですか。

町と両方競合して、民間事業者と同じようなケアプランを作成しているという認識でよろしいでしょうか。

健康福祉課長 町のほうでは、要支援のほうの方だけになりますので、施設のほうに入られる、要介護とかの認定を持っている方等については、施設のほうでケアマネジャーのほうで作成するということになりまして、あと、利用者のほうでケアマネジャーのほうも選べますといえますか、お好きな方を指定できますので、施設の方をお願いするという方もいらっしゃるんですけど、その部分については、全部が町全部が施設というふうなすみ分けにはなっていないようです。

4番 じゃ、町のほうでも同じように、民間業者と同じようにやっている認識だとすると、民業圧迫にはならないのかなと。

これ、町がやっぱり障害者の認定に来てくれるのが確かにありがたいですし、町がやる仕事だと私も思っているわけです。

ただ、あと、どこそこの徳洲会のケアマネジャーからケアプランを作成してもらっているわけです。家でも。それを町がやって、民間もやっているとになったら、これ民業圧迫にならないという、別にそれでも問題ないという認識なんですか。

健康福祉課長 そこは、あくまでも利用者の利益ということになりますので、民業の圧迫には、町のほうでも町内の施設のほうでそういったことはやるなど言っているわけでもありませんので、民業の圧迫にはつながっていないというふうに認識しております。

議長 ほかにありませんか。

9番 92ページ、93ページの2款1項で4,380万円、これ減額になってはいますがけれども、その減額になった理由、簡単に教えていただきたいんですけども、1つは、多めに予算を計上しておいたから、今回減額するのか。それともいろいろな町の施策により、健康寿命等が延びて利用される方が減ったから減額するのか、その辺どっちなんですか。

健康福祉課長 当初予算の編成に当たっては、支出が不足ならないように積算しております。

介護保険のほうもそうなんですけれども、やはりちょっとした介護度の上昇とか、移動とか、変化によって多額の金額が発生、動いてしまいますので、当初予算においては、多めに予算

を取らせていただいております。最終的に精算額、精査して減額という形で補正させていただいております。今回は、そういうことになります。

9番 そうしますと、これまでいろいろな町の施策で、健康寿命等についての延伸ということでやってきているわけですが、これらの効果といいますか、そういうのは全然出ていないというような理解でよろしいですか。

健康福祉課長 健康寿命の延伸をどういった指標で評価するのかというところについては、ちょっと今私のほうで分からない部分がございますので、そこは答弁できないところがございます。

ただ、町のほうで取り組んでいる様々な事業によって、健康体操であったり活動に参加してくださる方も増えておりますし、そういった活動を今後も続けていく中で、高齢になっても動ける方々を増やしていくという町の姿勢は今後も引き続き行っていきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

6番 戻って、すみません。歳入です。88ページ、1款の保険料です。毎回この時期同じことを聞いているのかなと、大変恐縮でございますが、今回保険料、特別徴収分1,200万円の減ということでございますが、特別徴収というのは、徴収の方法というのがまず決まっているわけなので、こんなに差が出るのか。何で毎年こう大きく差が出るのかなと、いつも不思議に思っているんですが、今回のこの1,200万円減額になった要因を教えてくださいたいと思っております。

議長 暫時休憩します。

午後2時42分 休憩

午後2時50分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

健康福祉課長 こちらの歳入と保険料のほうにつきましては、先ほど申し上げました歳出のほうを不足にならないように確保しているというお話を答弁をいたしました。その関係で、必要な支出に対して、こちら特別徴収としては23%分を歳入として見ていることによって、こちらも多く見積もられてくると。歳出に合わせて歳入のほうも多く見積もっていることによって、今回同時に歳入歳出を合わせて減額しているということになります。

6番 簡単に言えば、多く見積もったということなんですか。

この23%云々というのは、それはこの舟形町役場での予算立てる上での数字なんですか。町長。

町長 私も詳しくはないんですが、今聞くところによりますと、介護給付サービスをする分の最大限に見込んで予算を立てると。その際に、その介護給付サービスの分の予算の保険料の分については、国の基準として23%を見込むというふうなルールがあるんだそうです。

そのために、保険料全体料としては、介護給付サービスの分の23%を見込んで、あとは特別徴収と普通徴収の分については、過去の舟形町の例により、実績によりまして、その23%のうちの特別徴収分と普通徴収分に分けているというふうなことでありますので、23%については、国の基準だというふうなことだそうです。

6番 要するに、23%云々となれば、今後ともずっとこの差額というのは発生していくと。差額と申しますか、ここで言えば、特徴で1,200万円ほど減額になるという、その現象というのはずっと続くということ。これはしようがないんだという理解するしかないわけですか。分かりました。

町長 どれだけの介護を給付サービスを町のほうで必要とする人がいるかというのをやはり足りないよりも多く見込むというふうなことがあるようですので、そうした場合には、先ほど言いました一定割合、23%というのが国の基準としてあるそうなので、介護給付サービスが抑えられた場合については、歳出の分が抑えられた分については、歳入の分も当然減ってくるというふうなことになろうかと思えます。

引き続き、やはり厳正にというふうなことはあるんでしょうけれども、やはり介護保険に対するサービスというふうなものについては、足りないというよりは多くなるというふうなこともありますので、恐らく今後以降もこういった形で、保険料、特別徴収分も普通徴収分についてもその歳出のほうでの見合いで落ちてくるというふうな形になろうかと思えます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

議長 日程第6 議案第6号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政主任（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議長 日程第6 議案第6号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政主任（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時04分 散会

令和5年3月9日（木曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

令和5年第1回舟形町議会定例会第3日目

令和5年3月9日(木)

出席議員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	地域整備課長	伊藤 秀 樹
副町長	鏡 裕 之	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
会計管理者	伊藤 茂 樹	総務課財政主査	佐藤 拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤 伸 一	デジタルファースト推進室長	佐藤 仁
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 長	伊藤 幸 一
健康福祉課長	鍛冶 紀 邦	教 育 課 長	豊岡 将 志
住民税務課長	沼澤 一 征	代表監査委員	齊藤 徹
地域強靱化対策室長	伊藤 英 一	監査事務局長	相馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広 志 主 事 沼澤 靖 子

議事日程

日程第 1 議案第 8号 舟形町個人情報保護法施行条例の設定について

日程第 2 議案第 9号 舟形町情報公開・個人情報保護審査会条例の設定について

日程第 3 議案第10号 舟形町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第38号 舟形町議会議員及び舟形町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第11号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 6 議案第 1 2 号 舟形町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 1 3 号 舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 1 4 号 舟形町鮎中間育成施設等の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 1 5 号 舟形町サケふ化場の指定管理者の指定について
- 日程第 1 0 議案第 1 6 号 最上広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金に係る権利の放棄
について
- 日程第 1 1 議案第 3 1 号 令和 5 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 議案第 3 2 号 令和 5 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算に
ついて
- 議案第 3 3 号 令和 5 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算につ
いて
- 議案第 3 4 号 令和 5 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算につい
て
- 議案第 3 5 号 令和 5 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算につい
て
- 議案第 3 6 号 令和 5 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 3 7 号 令和 5 年度舟形町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第8号 舟形町個人情報保護法施行条例の設定について

議長 日程第1 議案第8号 舟形町個人情報保護法施行条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 今説明いただきました新旧対照表のところですけども、情報公開審査委員、あるいは個人情報保護審査会委員、これ旧のほうですけども、それぞれ何名ずつおられるのかお聞きしたいと思います。

総務課長 情報公開審査委員については3名、個人情報保護審査会委員については、今、委員の方の委嘱はしていない状況になってございます。

2番 新旧対照表のほうの新しいほうですけども、新しく情報公開・個人情報保護審査会委員、これは新たに何名、新たにといいますか、何名になるのかお聞きしたいと思います。

総務課長 新たに設定になります審査会の審査委員のほうには、現在、情報公開審査会のほうで委員をしていただいております3名の委員の方がいらっしゃいます。そちらの方の任期が令和元年10月1日から令和5年9月30日となつてございまして、今回新しく設定する審査会のほうにはこちらの方々を継続して9月まで就いていただくというふうなことで考えてございます。任期は5年の9月30日までというふうなことで、お願いする予定でございまして。

議長 ほかにありませんか。

3番 これは提出していただけるかどうか分からないんですけども、ここに、新旧対照表に各委員、委嘱されている委員というか、委員会が非常に多くございます。できれば、この委員、名前は個人情報なんていいんですけども、何人委嘱されているのかなということ、できれば、例えばここに観光審議会委員とか、いろいろ委員がございまして。人数だけ、委員会ごとで何人委嘱されているのか、ちょっとそういうのは提出していただけるかどうか、お聞きしたいと思います。

議長 暫時休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時21分 再開

議長 それでは、会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第9号 舟形町情報公開・個人情報保護審査会条例の設定について

議長 日程第2 議案第9号 舟形町情報公開・個人情報保護審査会条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番 先ほどの条例と一緒に設定ではありますけれども、11ページの3条の3番、「委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」とありますけれども、こういう条例の制定とかが変わった時点で、何とかな、残留的な形で9月まで同じ人になるような形になっていますけれども、ちょっとこれできるのか分かりませんが、こういう条例が改定された時期に、新たに2年間とするようなことというのはできないのでしょうか。

総務課長 今のご質問でございますけれども、こちらについては最初から2年間というふうなこともできなくはございませんけれども、今回につきましては、前任者の残任期間もあるというふうなこと、あと委員を選任する期間というものも考慮しまして、今回は前任者につきまして9月までお願いするというふうな条例のつくりというふうにしたところでございます。

議長 ほかにありませんか。

9番 ページが12ページの第4条、「審査会は必要があると認めるときは」と、その次に「諮問庁(個人情報保護法第105条第3項の規定により)、あと「同条第1項」と、あとずっと行き

まして「議会個人情報保護条例第45条」というのは、条が絡んでいますけれども、この諮問庁のこの括弧書きのところ、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

総務課長 第4条の諮問庁の次の括弧内、「個人情報保護法第105条第3項の規定により」という部分につきましては、個人情報の保護に関する法律の第105条の部分につきましては、審査会への諮問というふうな条文でございます。こちらは、国でもこの審査会への諮問をしなければならないというふうな同じ定めがあるということで、町のほうでも、こちらの規定にのっとしてするというふうなことでございます。

あと議会個人情報保護条例第45条につきましては、私のほうで情報をいただいている部分につきましては、こちら審査請求に関する審査会への諮問というふうなことで、同じような中身の条項のつくりというふうに聞いてございます。以上です。

9番 審査会は委員3人、では、諮問庁というのはどういった方が、どういうふうな方が対応するのか、お聞きしたいと思います。

総務課長 諮問庁というのは町長、あと議長というふうになります。町のほうにこういう審査請求があった場合には町長、議会のほうへの審査請求があった場合は議長というふうなことです。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第10号 舟形町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第3 議案第10号 舟形町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

1番 全協のときもちょっとお聞きしたんですけれども、この印鑑証明書の過去に申請するとき

にカードというかありますよね。それがマイナンバーカードで取れるというようなときの手続きで要らなくても、そのまま今持っている人はマイナンバーカードに、もう自動的にその印鑑証明書が入ってしまうのか、あと今後印鑑証明書を取る方がいた場合には、旧のカードが配付されなくて、もうマイナンバーカードに集約されるというようなことでよろしいのでしょうか。

住民税務課長 現在、印鑑登録を町にされている方で、マイナンバーカードを持っている方については、自動的にひもづけされることとなりますので、マイナンバーカードさえ持ってきてもらえば、あと暗証番号分かればコンビニで取れるようになる、窓口でも取れるようにはなりません。

あと、印鑑登録証の交付なんですけれども、印鑑登録カードについては、今現在マイナンバーカードを持っていない方については、それでしか取れない状況、窓口でしか取れない状況ですので、マイナンバーカードを持っていない場合については、同じように印鑑登録カード、印影を押してある、あれは引き続き使用していくということになります。

1番 ちょっと質問の仕方が悪かったですけれども、新たに印鑑登録をする場合に、過去の、もうこの印鑑登録証のカードは配付されなくて、もう申請したら、もうマイナンバーカードに入るんですかということですが。

住民税務課長 マイナンバーカードを持っている方については、そのようなこととなります。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第38号 舟形町議会議員及び舟形町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第4 議案第38号 舟形町議会議員及び舟形町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第5 議案第11号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

7番 人数の確認なんですけれども、これの引上げ、上限額の引上げによって影響の出る国保税の支払いに携わる人、または何人ぐらいいらっしゃるかの積算はできていますでしょうか。

住民税務課長 今現在令和3年分の所得を基に計算しているものでいいますと、今12人が限度額を超えている状況でございます。

7番 12人という数字だと少ないかなというふうに思いましたけれども、今年度から国民健康保険税、安くなったと思っておりますけれども、一旦下がって、そしてこの改正によってまたその上限額が上がって多く支払う方が少なくて済んでよかったなど、こういうふうに思っているわけなんですけれども、令和4年度の、まだ出ていませんけれども、そこでやはりこのぐらいの人数になる見込みなのかどうか、ちょっと今申告中だからあれでしょうけれども、大体こんな人数で終わる見込みなのかどうか質問いたします。

住民税務課長 議員おっしゃるとおり今3月15日まで確定申告中ですので、その結果を見て新年度の賦課をしての結果となりますが、恐らく10人前後、同じぐらいで推移するのかなと見込んでおります。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第12号 舟形町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第6 議案第12号 舟形町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

9番 大変いいサービスだとは思いますが、コンビニ等を利用した場合に、多機能端末なり、回線使用料、回線を使用するわけですけれども、この場合の使用料は無料なのか。もし有料だとすれば1件当たり幾らぐらいの使用料がかかるのかお聞きしたいと思います。

住民税務課長 コンビニ交付の場合のコンビニの手数料でございますが、1枚当たり117円がコンビニの手数料として引かれます。以上でございます。

9番 それでも窓口よりは100円引き下げたというのは、窓口における人件費がなくなるというふうなところで100円引き下げたのか。はたまた使用していただける方を増やすために今回特別に300円に引き下げたのか、この辺はどうなんでしょう。

住民税務課長 今議員がおっしゃられた理由で、私も考えたところでございます。当然、年間3,000件ぐらいの通数を発行しておりますので、それに対する人件費というものは、これに移行することで大分節約になるのかなと思っています。また、今回上げた印鑑登録証明書、住民票の写しに加えて、今後さらに行政からの証明書類については加わっていく予定ですので、開庁時間に問わず、やはり住民の方はいつでも取れるという状況を進めていくということで、マイナンバーカードの推進と絡めてこれを料金改定をさせていただいたところでございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第13号 舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第7 議案第13号 舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番 新旧対照表の18ページの中の、一時金として48万8,000円とありますけれども、全国的な報道では50万円ということが報道されておりますが、この中で、「第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは1万2,000円を加算する」とありますけれども、この必要があるときというのはどういうことなんでしょうか。

健康福祉課長 全国的に報道されております50万ということですが、現在、通常言われております出産一時金42万円、それから50万円に引上げになるというふうな報道でございます。こちらの42万及び50万の中身ですが、条例にあります40万8,000円、それに1万2,000円を加算したものでありますけれども、その1万2,000円の部分につきましては、産科医療補償制度として、出生した子が脳性麻痺等になった場合に補償する制度のために医療機関のほうで支払われるものになります。こちらのほう、医療機関のほうで通常保険に入っておりますので、その1万2,000円分を含まない金額について支出するというようにしているところです。必要があると認めるときというのは、その医療機関等のほうの保険の状況によって変わってくるということになるかと思えます。

4番 そうすると、この1万2,000円というのは、個々に違ってくる、妊婦さん一人一人のあれで違ってくるという認識でよろしいんでしょうか。

健康福祉課長 1万2,000につきましては、ほぼ病院のほうでは、医療機関のほうでは、こちらは加入していると思えますので、といいますかほぼ加入することになっておりますので、これが支払われないということはないですので、これにつきましては42万円、50万円の金額になるという認識でよろしいかと思えます。

4番 分かりました。新旧の新しいほうで48万8,000円の中に、必要とあるときは1万2,000円を加

算するというので、おおむね全国報道の50万円になるんだろうなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ほかにありませんか。

6番 ちょっとすみません、今の課長の答弁ちょっと分からなかったんですけども、はっきり言って50万円になるんですか。さっき小国さんが言った個々によって違ひ、妊婦さん個々に違ひというんですけれども、医療機関によって違ひとか、そこがちょっとよく分からないんですけども、ここにはっきりと48万8,000円と書いておきながら、50万円になるという言い方も課長しているんで、その辺りどっちなのか、その辺りはっきりお答ひいただきたいと思ひます。

健康福祉課長 この金額につきましては、医療機関のほうでかかった経費を町のほうでその医療機関のほうに直接お支払いするものになりますので、出産された方については直接交付されるものではございません。医療機関のほうに48万8,000円のほうで支払われるということになりますけれども、その50万円を、医療機関によっては出産にかかる費用が違ひますので、50万かからないという場合もございます。そういった場合には、かかった48万8,000円との差額の部分は個人のほうにお支払いするという形になりますので、総額としては出産にかかる経費としての50万というのがある、その負担としては医療機関のほうで1万2,000円を負担している、町のほうで48万8,000円を負担しているということ、そこが、この50万円が医療機関に支払われる部分と本人に支払われる部分とということ、総額は50万ということになります。

6番 何かよく分からないな。50万というのは、マックス50万。限度。48万8,000円というのは、これは必ず支払われる部分。そうすると、差額1万2,000円というのは、個人に入るの。何か今課長、差額が個人に入るという。その1万2,000円というのは、妊婦さんの出産時の様々、医療機関において手当てとか様々やった、やることに対する医療費といひますか、そういう考えなんですか。

議長 少し整理して答弁しないと何回も行ったり来たりしちゃうので、暫時休憩をします。

午前11時13分 休憩

午前11時18分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

健康福祉課長 説明が分かりにくかったようで申し訳ございません。

総額が50万円に増額されるということですが、それにつきましては、出産一時金としての50万円は、50万円になるという認識でよろしいかと思ひます。先ほど説明しました町のほうで改正している48万8,000円につきましては、48万8,000円は町のほうで負担する金額でございます、基本的には、それに医療機関のほうで保険に入っております1万2,000円分、そ

こを加算しての50万円ということになりますので、これが全て出産経費に充てられるということになりますので、本人がその50万円、かかった出産費用については本人の負担は全く発生しないということになります。これがマックス、上限ということになりますので、通常の出産で個人が、出産された方に対して50万円がマックスで支払われているというイメージでございます。

6番 大変よく分かりました。これを見ますと、現行は40万8,000円でこれが48万8,000円に増額すると、上がると。まずこれは決まりですね。ここに書いてある1万2,000円というのは、そのほかに医療機関で何らかの何か加算部分があれば、マックスで1万2,000まで出しますよと。最高で、トータルで50万ですよ。医療機関で何か不測の事態が起きて1万2,000円以上かかった場合は、それは個人負担ですよ。あくまでも50万が限度だよと、そういう理解でよろしいですね、町長。

町長 今議員さんおっしゃられるとおりで、マックスが50万です。基本的に公立病院、最上管内ですとか、50万かからない状況なんですけど、民間の産婦人科さんがあった場合なんかは、失礼な言い方ですが、豪華なごちそうが出たりとかいろいろあったときは50万以上かかったりするんですけど、その部分については個人負担ですよというふうなことになると思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第14号 舟形町鮎中間育成施設等の指定管理者の指定について

議長 日程第8 議案第14号 舟形町鮎中間育成施設等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農業振興課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 では、指定管理ということはいいいんですけれども、指定管理の中の状況というか、物を例

えば取りに行ったときに、入り口に入る前に、水が、すごいもう10センチ以上の水で、長靴で行かないと入れないような状況なっているんですけども、それは何か理由があってああいうふうになっているのか、ちょっとその辺、今後どうなっていくのか。

農業振興課長 あちらの水がたまっている部分については、消毒槽というふうな施設でありまして、車に付着した菌等の消毒をするための施設となっております。

1番 だと、変な言い方すると、長靴じゃないと行けないという形ですよ。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第15号 舟形町サケふ化場の指定管理者の指定について

議長 日程第9 議案第15号 舟形町サケふ化場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農業振興課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 ちょっと確認のために質問をいたします。

(1)の井戸なんですけれども、井戸5基、1、2、3、4、6番の掘削があると思うんですけども、前の中間育成と同じ番号になっています。要するに共同管理だと思うんですけども、その管理の方法というのは、ちょっと私も役員辞めてから長くなってしまって、今どういう状況になっているか分かんなくて質問するんですけども、これは1号機、2号機は中間育成施設用とか、3、4、6はサケふ化場とかという、そういう分け方じゃないんですか。全部もうごちゃ混ぜの水の管理になっているわけですか。

農業振興課長 井戸の水についてでございますけれども、まず、それぞれの井戸の水が高架水槽に1回集められまして、そこから両方の施設のほうに配水するというふうな関係で、全ての井戸を両方の施設で使っている状況でございます。

7番 そうしますと、指定管理者を鮎中間育成とサケふ化場、2つに分けるとということは、会計上も2つに分かれていると思うんですけども、そういったところのどっちに何リッター使っているとかというところまで、いや自分ら、我々が、設備は町が設備をやるわけでしょうから、ただその使っているのがもうごちゃ混ぜ、会計は別々なのにごちゃごちゃとなっているようなイメージになってしまうんですけども、そういったところはきちんと分けられているのかどうか質問いたします。

農業振興課長 まず、会計のことをございますけれども、会計については、それぞれ部会というか事業ごとに、鮎事業、サケ事業ということで、分けられているというふうに認識してございます。

また、水の使い方をございますけれども、期間、鮎の使う時期とサケの使う時期がほぼ分かれているというか、一部重複があると思いますけれども、期間で分けられているのかなというふうに理解してございます。

7番 そういった認識なんだろうなとは思いますが、たしかこれ造るときに、サケふ化場が稼働できないときは鮎の中間育成でも使うという、何かそういうような発想というか、そういう目的でも使われていたと思うんです。そこら辺は整理できておるんですか。

農業振興課長 鮎の中間育成施設のほうでの栽培というか飼養の数が非常にこれから増えたりした場合、サケのふ化場のほうの水槽も利用して多くの鮎を飼育できるというふうなことも見込んでの計画だとは思いますが、今のところそこまで鮎のほうは増えてございませんので、鮎として使っていない状況というふうに認識しております。

議長 ほかにありませんか。

5番 井戸の件についてちょっとお伺いします。

先日まで井戸の工事やっていたと思うんですけども、今の進捗状況、どのようになっていますか。

農業振興課長 12月補正予算で予算を確保させていただいた井戸の修繕工事でございます。2号井戸と3号井戸の修繕、無事に終わりました、井戸の揚水量の確保を十分に計画どおりできている状況でございます。

5番 この井戸にはNo.1からNo.6までありますけれども、No.5はどうしたんですか。

農業振興課長 5号井戸と呼んでいるんですが、5号井戸については漁協さんが掘削した井戸となっていて、町の施設ではないものですから、ここに含まれていないところでございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第15号採決します。議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第16号 最上広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金に係る権利の放棄について

議長 日程第10 議案第16号 最上広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金に係る権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 すみません、この議案書で、放棄について議会で議決されれば解約ということになるかと思いますが、今の基金の運用の方法はどういうふうに行っているのでしょうか。

また、これを我々が放棄した場合に、すぐ消防署が工事、まだ着工していませんが、支払いまでの、何と申しますか、7億の基金の運用方法と申しますか、それはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

総務課長 これからの運用方法について中身まで詳しく広域事務組合のほうからは聞いてございませんけれども、今広域事務組合のほうで、この基金全体について管理して運用している状況でございますので、その支払い状況が発生するまで、現在のとおり運用と申しますか、管理になるというふうに思っております。以上です。

6番 そうしますと、今全体で7億ある基金の中から、工事の進捗に合わせて少しずつ取り崩して行って、運用は今の運用でやると。どういう方法で行っているのか分かりませんが、そういうのでしょうか。町長、お願いします。

町長 ふるさと市町村圏基金につきましては、総額で10億円ございまして、簡単に言いますと8市町村で8億、それから県のほうで2億というふうなことで、10億円を定期等の形で運用しているというふうなことになります。そのうち7億円の部分については、新消防庁舎等の建設費に充てるため取り崩すというふうなことで、そのうちの7億円分の舟形町の持分が6,463万8,000円というふうな金額になります。今齋藤議員がおっしゃられたとおり、今すぐお支払いをするということではないので、その間につきましては、支払いをするまでには、従前の

とおりの基金の運用というふうな形になると思います。

6番 そうしますと、この我々が6,800何がし、大体7億、これは各自治体で議決をして、別に基金を設けて、そこで運用していくというのではない、そうではないと、今の状態をそのままにしてそこから工期に合わせて取り崩して支払いをしていくということなんでしょうか。

町長 議員のおっしゃられるとおりでございます。この条例については、まず取崩しをすることができるというようなことを8市町村の議会の中で議決をするというふうなことになる、そういう条例の提案、議決を求めるというふうなことでございます。

4番 私も、だから10億のうち7億が取崩しは分かるんですけども、残り3億、これも含めて、これからはずっとそれ取り崩して、市町村事務組合を解散するという事はないと思うんで、まだこれから使った分の補填ではないんですけども、何がしか8市町村の中で、この事務組合に拠出するという考えなのか、その辺分かればお願いします。

町長 この出資金8,310万6,000円というのは、町で出資したというふうな直接払ったものではなくて、国からそういうもので積立てするとお金行きますよというふうなことだったので、各市町村が持ち寄って、さらに県のほうで2億円出させていただいて10億円の基金を使って、その当時は金利もよかったので、果実運用というふうな形で、そこからの利子の分で今もやっていますけれども、沖縄交流事業とか、物産市、産業市ですか、そういったものをおこなったんですが、金利が安くなってそれが生まなくなると。基金として10億円はあるものの、それから生み出す利益がないので、実際は沖縄交流であろうが、産業物産市であろうが、そこは広域の一般会計の中から繰り出しているというふうな状況なものですから、まずはこのふるさと市町村圏基金については、今喫緊の課題である新消防庁舎の建設に向けて取り崩そうというふうなことでありますので、残った2億円は県のほうに多分お返しする形になると思うんですが、残り1億円というふうな形になるんでしょうけれども、今現在の建設資材の高騰等によりまして、今の目標として7億円としておりますけれども、今後によっては7億円をさらにもっと取り崩すか、もしくは各8市町村で負担金の額を上乘せして負担金を集めるというような形になるかというふうに思いますが、いずれにしても、このふるさと市町村圏基金の在り方等については、先ほど申し上げましたとおり、金利が安くなって利益を生まないというふうな基金なものですから、こういう使い方をすると。今小国議員が言われました活動そのものについては、この基金を利用しないで従前どおり進めていくという形になるかと思えます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時43分 休憩

午後 0時58分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

日程第11 議案第31号 令和5年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第32号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第33号 令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第34号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第35号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第36号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第37号 令和5年度舟形町水道事業会計予算について

議長 日程第11 議案第31号 令和5年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第32号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第33号 令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第34号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第35号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第36号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、議案第37号 令和5年度舟形町水道事業会計予算について、以上7会計議案を一括上程いたします。

朗読・説明を願います。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

議長 ただいま上程されました7会計予算の審査の方法についてお諮りいたします。

議案第31号から議案第37号までの7議案を審査するため、委員会条例第5条第1項の規定により予算審査特別委員会を設置して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、予算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により全議員10名を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、ただいま指名した全議員10名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、休憩をし、予算審査特別委員会の正副委員長互選のため、予算審査特別委員会を招集いたします。

ここで、午後1時20分まで休憩をいたします。

午後1時12分 休憩

午後1時18分 再開

議長 それでは会議を再開いたします。

予算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告願います。

7番 予算審査特別委員会正副委員長の互選結果の報告をいたします。

舟形町予算審査特別委員会で慎重審議した結果、委員長に斎藤好彦議員、副委員長に伊藤欽一議員と決定いたしましたので、以上、報告を終わります。

議長 ただいま報告がありましたように、予算審査特別委員会委員長に斎藤好彦議員、副委員長に伊藤欽一議員が選任されました。

これにて予算審査特別委員会正副委員長互選の報告を終わります。

これより予算審査特別委員会に入りますので、本会議を3月14日まで休会することといたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本会議を3月14日まで休会いたします。

なお、本会議は3月15日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時20分 散会

令和5年3月15日（水曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第4日目）

令和5年舟形町議会第1回定例会第4日目

令和5年3月15日(水)

出席議員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森富広	地域整備課長	伊藤秀樹
副町長	鏡裕之	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
会計管理者	伊藤茂樹	デジタルファースト推進室長	佐藤仁
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤伸一	教育長	伊藤幸一
まちづくり課長	曾根田健	教育課長	豊岡将志
健康福祉課長	鍛冶紀邦	代表監査委員	齊藤徹
住民税務課長	沼澤一征	監査事務局長	相馬広志
地域強靱化対策室長	伊藤英一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬広志 主 事 沼澤靖子

議事日程

日程第1 議案第31号 令和5年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
議案第32号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第33号 令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
議案第34号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

て

議案第35号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

て

議案第36号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第37号 令和5年度舟形町水道事業会計予算について

日程第2 議案第17号 舟形町教育委員会委員長の任命について

日程第3 議案第18号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第4 議案第19号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第5 議案第20号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第6 議案第22号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第7 議案第23号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第8 議案第24号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第09 議案第25号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第10 議案第26号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第11 議案第27号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第12 議案第28号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第13 議案第21号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第14 議案第29号 舟形町人権擁護委員の選任について

日程第15 議案第30号 舟形町人権擁護委員の選任について

追加日程第1 発議第1号 舟形町議会の個人情報保護に関する条例の設定について

日程第16 閉会中の所管事務調査報告

総務文教常任委員会

産業振興常任委員会

日程第17 舟形町議会地域活性化特別委員会報告

日程第18 舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会報告

日程第19 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時13分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから9日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第31号 令和5年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第32号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第33号 令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第34号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第35号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第36号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第37号 令和5年度舟形町水道事業会計予算について

議長 日程第1 議案第31号 令和5年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第32号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第33号 令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第34号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第35号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第36号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、議案第37号 令和5年度舟形町水道事業会計予算について、以上7議案について議題といたします。

予算審査特別委員会付託事件の報告を求めます。

予算審査特別委員長 令和5年3月15日 舟形町議会議長殿。予算審査特別委員会委員長 齋藤好彦。

予算審査特別委員会審査報告

令和5年3月7日招集の3月定例会において、3月9日に付託されました議案第31号 令和5年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第32号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第33号 令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第34号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第35号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第36号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、議案第37号 令和5年度舟形町水道事業会計予算について、以上7議案につきまして、本委員会は3月9日より3月14日までの3日間、慎重に審査した結果、賛成多数により原案どおり可決すべきと決しましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

議長 ただいまの委員長報告について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第31号から議案第37号までの7議案について、一括して原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第31号から議案第37号までの7議案については原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

議長 再開いたします。

日程第2 議案第17号 舟形町教育委員会教育長の任命について

議長 日程第2 議案第24号 舟形町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。

議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第17号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

日程第3 議案第18号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長 日程第3 議案第18号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。

議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第18号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第19号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第5 議案第20号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第6 議案第22号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第7 議案第23号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第8 議案第24号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第09 議案第25号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第10 議案第26号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第11 議案第27号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第12 議案第28号 舟形町農業委員会委員の選任について

議長 日程第4 議案第19号 舟形町農業委員会委員の選任についてから日程第12 議案第28号 舟形町農業委員会委員の選任について、以上9議案を一括議題といたします。

議案第19号及び議案第20号、議案第22号から議案第28号については、一括提案、審議し、一

括して採決することといたします。

提案者の説明を求めます。

町長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

3番 確認をしたいと思います。私の聞き間違いであればよろしいんですけども、23ページ、議案第19号の法律でございます。昭和26年法律第88号、これが私は「83号」と聞こえました。この確認。

あともう1点、24ページ、議案第20号の大場清志さんの任期でございます。令和5年4月1日から令和8年3月31日、これが「3月13日」と聞こえましたので、この確認をいたします。採決してからではちょっとまずいなと思います。

町長 失礼いたしました。眼鏡はかけたんですが、ちょっと字が細かくて、あれだったかもしれません。

改めて、議案第19号の法律の番号を申し上げますと昭和26年法律第88号でございます。

それから、24ページの任期につきまして、令和5年4月1日から令和8年3月31日までです。大変申し訳ございませんでした。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第19号及び議案第20号、議案第22号から議案第28号まで、一括採決いたします。議案第19号及び議案第20号、議案第22号から議案第28号までを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、議案第19号及び議案第20号、議案第22号から議案第28号までは原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第13 議案第21号 舟形町農業委員会委員の選任について

議長 日程第13 議案第21号 舟形町農業委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 （朗読、説明省略）

議長 ここで、質疑に入ります前に、地方自治法第117条の規定により、8番叶内富夫議員は除

斥の対象となりますので、退場を求めます。

暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時48分 再開

議長 会議を再開します。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第21号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

議長 会議を再開します。

日程第14 議案第29号 舟形町人権擁護委員の推薦について

日程第15 議案第30号 舟形町人権擁護委員の推薦について

議長 日程第14 議案第29号 舟形町人権擁護委員の推薦について及び日程第15 議案第30号 舟形町人権擁護委員の推薦についてを一括議題といたします。

議案第29号及び議案第30号については、一括提案、審議をし、採決については各個別に採決することといたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案ごとに採決をします。

初めに、議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第29号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、文書配付のため暫時休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前10時56分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

ここで、本日の日程の追加についてお諮りをいたします。

ただいまお手元に配付いたしました議事案件を追加議事日程のとおり本日の日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 発議第1号 舟形町議会の個人情報の保護に関する条例の設定について

議長 追加日程第1 発議第1号 舟形町議会の個人情報の保護に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第5 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

伊藤欽一総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和5年3月15日、舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長 伊藤欽一。

所管事務調査報告書

総務文教常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期 日 令和5年2月13日(月)

2. 調査内容 令和4年度所管各課主要事業の成果について

○総務課

(1) 総務課

①健全で持続可能な財政運営

ア. 実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率等の推移と今後の予測

②県内他市町村の財政状況(財政状況の見える化)

ア. 町の財政状況と県内他市町村の現状について、散布図を使って説明

(2) デジタルファースト推進室

①舟形町デジタル化推進計画の推進方針

ア. 第7次舟形町総合発展計画を実現するための具体的施策について説明

②町民サービスの向上・地域活性化のためのデジタル化

ア. 令和6年度末目標値に対し、令和4年度事業(2月1日現在)の実績説明

今後の対応について

デジタル化推進計画13の具体的施策で令和6年度末目標値を設定しているが、5つの施策は既に目標を達成しており、評価できる。8施策の早期の目標達成に期待する。

○住民税務課

(1) 交通安全教育における本年度の取組について

①保育所、小学校、中学校を対象にした交通安全教育

ア. 保育園は、かもしかクラブや新庄警察署などの他、各団体からの協力を得て、園児と保育士が参加し、年間7回実施した。また、本年度県内で初めて通園バスを利用しクラクショ

ンを鳴らす訓練を実施した。

イ. 小学校は、新1年生(31名)にランドセルカバー、「1年生6つのお約束」の冊子、反射リストバンド、マスクを配付。全校児童(194名)に自転車安全教育の冊子を配付。町内各子供会において舟形駐在所員指導による自転車安全教室を実施。

ウ. 中学校は、新1年生(35名)に自転車の交通ルールについてのチラシを配付、全校生徒(119名)に反射リストバンドを配付。

②高齢者を対象にした交通安全教育

年間11回の交通安全教育を実施、延べ147名が参加した。新たに手押し車・シニアカーの安全な利用に関する教室を各老人クラブに1回実施した。

今後の対応について

今年度、新たな取組とし保育園では3項目、高齢者を対象にした交通安全教育も実施され、評価できる。

反射リストバンドは使用状況を検証し、有効な安全対策の検討が必要である。

○保健福祉課

(1) 健康増進事業における本年度の取組について

①人間ドック等拡充検診

腹部超音波検査、心筋疲労度検査、甲状腺機能検査のセット価格9,130円を1,000円で受診可能とした。

令和4年度目標400名に対し1月末現在582名受診し、目標を達成した。

②ゲンキー介護予防教室

おおむね60歳以上の町民を対象にし、介護予防に関わる講話や実技講習を外部講師指導で実施。実施日数38日76回、1,002名(1日平均26.4名)が参加した。

今後の対応について

1,000円でのセット検診は146%の実施状況。ゲンキー介護予防教室の参加者は令和3年度の実績を大きく上回り、評価できる。

生涯学習センター、農村環境改善センターを会場にした介護予防教室は今後も継続を望む。

○教育課

(1) ICT教育の推進について

①小学校ではアプリを使用したドリル学習、タブレットで写真等を編集し、学習のまとめを作成、デジタル教科書の活用、Z o o mでの世田谷との交流学习。

②中学校ではA I ドリル活用による個別最適化した学びの実現、各教科でアプリを使用した学習、デジタル教科書の活用、Z o o mを利用した保護者への配信。

③教員の働き方改革

統合型校務支援システムによる成績管理、通知表の作成等、職員会議資料のペーパーレス化、勤怠管理システムを使っての勤怠管理。

今後の対応について

家庭への持ち帰りを行っていること等でタブレットの故障や破損が増えているようである。また、学習以外の使用もあるようで、さらなる指導が必要である。教職員のICTスキル向上のため、外部で研修した職員が講師になるなどし、スキルアップに努めてもらいたい。

以上であります。

議長 ただいまの総務文教常任委員会の所管事務調査報告について、質疑を求めます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定をいたしました。

続きまして、佐藤広幸産業振興常任委員長より報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和5年3月15日、舟形町議会議長殿。産業振興常任委員会委員長 佐藤広幸。

所管事務調査報告書

産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和5年1月31日(火)
2. 事業の概要・調査事項
 - (1) 大雪による被害状況について(農業振興課)
 - ア. 農業用施設被害
 - ① 有限会社長田マッシュルーム(令和4年12月30日被災)
 - ② マッシュルーム栽培舎の天井部が雪の重みにより一部損壊
被害額100万円以上 保険加入済み
 - イ. 農作物被害(マッシュルーム)
 - ① 6割程度を回収、残りは廃棄:被害額100万円

(2) 積雪による倒木被害について (地域整備課・地域強靱化対策室)

ア. 住宅

①西又、舟形1において、住家裏からの倒木により屋根軒先一部破損

②堀内空き家：雪の重みで倒壊

イ. 道路への倒木

①舟形1号線の他11路線 (町道)

②新庄次年子村山線の他4路線 (県道)

ウ. 電気 (停電)

①長沢1 (1戸) 12月19日から21日

②舟形1 (32戸) 12月30日、計画停電、復旧工事

③西又・松橋 (16戸) 12月20日から21日、避難所開設、避難者1名

エ. 公共施設

①12月21日、西又・松橋地区、光ファイバー線50メートル断線、5世帯
舟形小学校トンボモニュメント一部破損

②12月27日、舟形中グラウンド脇、倒木により照明電線切断、野球場ネット一部破損

オ. 町の対応

雪崩等危険箇所パトロール、町道除雪作業事故注意喚起 (業者)

民生委員による高齢者などの見守り、スクールバス交通事故注意喚起

全戸配付や町ホームページによる注意喚起等

(3) 土砂災害警戒区域などについて (地域整備課)

ア. 砂防三法指定区域の位置図確認

①急傾斜地崩壊危険区域 13か所

②地すべり防止区域 3か所

③巡視員11名で巡視

イ. 土砂災害 (特別) 警戒区域の位置図確認

指定区域95か所、うち特別警戒区域53か所

(4) 舟形町センターハウス改修工事 (まちづくり課)

ア. 工事目的

センターハウスの機能強化を図るとともに、より魅力ある施設として整備し、快適な空間を創出することで、利便性の向上を図る。

イ. 工事請負額3,058万円、設計監理517万円、落札率99.3%

ウ. 工事内容

①建築

倉庫、食事室、更衣室、トイレの新設、コテージ受付改修、一部屋根の修繕

②電気設備

照明のLED化、空調設備改修に伴う電源工事

③機械設備

厨房、トイレの給排水配管の改修等、レストランのシーリングファンの新設

3. 所感

(1) 12月15日から連日大雪警報が発表され、町内全域で倒木による被害が多数確認された。異常気象によると思われる豪雪の対処法は難しく感じられるが、予想される被害への対処方法などは早めの周知が必要である。

(2) 土砂災害警戒区域については、さらなる住民への状況の周知徹底を図る必要がある。

(3) センターハウス改修工事によって利用者が増加することを期待する。また、センターハウスは観光物産協会への貸しテナントによる運営をしているが、時代に合った賃貸料に見直す必要があるのではないかと。

以上です。

議長 ただいまの産業振興常任委員会の所管事務調査報告について、質疑を求めます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定をいたしました。

日程第17 舟形町議会地域活性化特別委員会報告

議長 日程第17 舟形町議会地域活性化特別委員会報告を議題といたします。

奥山謙三舟形町議会地域活性化特別委員会委員長より報告を求めます。

舟形町議会地域活性化特別委員会委員長 令和5年3月15日、舟形町議会議長殿。舟形町議会地域活性化特別委員会委員長奥山謙三。

舟形町議会地域活性化特別委員会報告書

本委員会に付託された事件について、舟形町議会会議規則第76条の規定により、下記のとおり

り報告します。

1. 調査事件

町の地域活性化及び議会改革を推し進めるための課題抽出を行い、各項目について方策の検討及び開かれた議会を推進するため、調査を行いました。

2. 経過

議会まち活性化特別委員会（平成23年設置）、議会活性化特別委員会（平成25年設置、平成27年設置）、議会改革特別委員会（平成29年6月設置）、議会活性化特別委員会（令和元年9月設置）の取組を継続しつつ、さらに時代に沿った議会運営を目指し、地域活性化及び議会改革をさらに推し進めるため「舟形町議会地域活性化特別委員会」を設置し、活動を行ってきました。

委員会設置期間 令和3年6月10日から令和5年4月30日

委員会構成はご覧になっていただきたいと思います。

3. 委員会開催経過

（1）特別委員会の開催

令和3年6月10日、第1回特別委員会から一番下の下段ですけれども、令和5年3月14日、第19回特別委員会を開催しております。

次のページをご覧になっていただきたいと思います。

（2）先進地視察研修の報告

①期 日 令和4年10月12日（水）

②目 的 議会の情報発信、議会中継等の取組について

③場 所 山形県最上町議会

④調査内容

ア. 議会の情報発信（議会中継等）の取組について

- ・ 議会中継システム導入の経過について
- ・ 議会中継システムの内容（システム構成、費用等）について
- ・ 議会運営上の課題と今後について

⑤所 感

議会中継システム導入により、開かれた議会の実現に寄与しており、さらに議員の資質向上にもつながっていると実感しました。

4. 調査検討事項

（1）地域活性化について

①町内会人口差異への対応について

ア. 町内会の再編の必要性

イ. 人口増に向けた対策

②地域づくりと地域のリーダー育成について

ア. 都市部にはない田舎づくりを進める

イ. リーダーとなる人材が不足している、人材育成が必要

ウ. 地域運営組織の取組が重要

③交流人口の増を進めるための観光整備について

ア. 温泉と総合的な観光施策に力を入れる

イ. 若あゆ温泉エリアの開発を進める

ウ. 国宝「縄文の女神」による活性化

④企業誘致と働く場所について

ア. 廃校等を活用した最先端企業の誘致

イ. 生活圏を舟形町にするための対策（ベッドタウン）

ウ. 企業誘致は最上広域で進める

（2）女性の政治参画について

①議会報告会や各種団体との意見交換会で自由に意見を述べることのできる環境づくり

②町民との触れ合いの場を多く持ちながら女性に関心を持たれる議会を目指す

③議会としての女性議員の受入れ体制を整え、それらの情報を発信していく

（3）議会改革について

①傍聴者への対応

ア. 全日程分の一般質問通告書の要旨を傍聴者に配付

イ. 町ホームページに一般質問通告書の表題一覧を掲載

ウ. 傍聴者にアンケートの実施

エ. 上記の取組について、令和4年9月定例会より実施

②議会の情報発信（議会中継等）の取組

ア. 開かれた議会を推し進めるための情報発信として、議会中継システムの早期導入を進める

イ. 議会改革に関する建議書を令和4年12月8日、町長に提出

5. まとめ

地域活性化について項目ごとに検討を重ねましたが、一朝一夕では解決策を見出すことは困難であり、引き続き議論を重ね、議会としての提言を推し進めていくべきとの結論に達しました。

議会改革については、傍聴者対応など早期に実施できたこと、舟形中学校3年生による議会傍聴を実施できたこと、議会中継等については建議書の提出により導入が早められたことは

一定の成果と考えています。

コロナ禍で議会報告会、各種団体との意見交換会等が開催できなかったことは残念ではあり
ました。

以上です。

議長 ただいまの舟形町議会地域活性化特別委員会の報告について、質疑を求めます。質疑はあ
りませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

舟形町議会地域活性化特別委員会報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、舟形町議会地域活性化特別委員会報告は委員長報告のと
おり決定いたしました。

日程第18 舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会報告

議長 日程第18 舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会報告を議題といたします。

斎藤好彦議会新型コロナウイルス感染症特別委員会委員長より報告を求めます。

新型コロナウイルス感染症特別委員会委員長 それでは、私から、朗読をして報告に代えたいと
思います。

令和5年3月15日、舟形町議会議長殿。舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員
会委員長。

舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会報告書

本委員会に付託された事件について、舟形町議会会議規則第76条の規定により、下記のと
おり報告します。

記

1. 調査事件

新型コロナウイルス感染症の影響から町民の安心・安全を確保し、一層の感染予防対策と町
民生活及び地域経済に及ぼす影響の軽減を図るために必要とされる取組を調査するとともに、
国・県、町の施策に対し必要に応じ、提案、要望を行っていくことを目的とする。

2. 経過

議会として、新型コロナウイルス感染症対策について積極的に関わっていく必要があることから、感染症についての情報収集に努め、国・県、町の施策に対し、提案、要望を行っていくため、前回（令和2年6月11日から令和3年4月30日）に引き続き特別委員会を設置しました。

特別委員会設置後は、地方創生臨時交付金事業の提案など協議を重ねてきました。また、本町の感染状況などにつきまして、舟形町新型コロナウイルス感染症対策本部と連携し、オンラインによる会議を開催するなど活動してきました。

特別委員会設置期間 令和3年5月1日から令和5年3月15日

次のページをお願いします。

委員会構成はご覧のとおりでございます。

3. 特別委員会開催経過でございますが、令和3年5月1日に特別委員会を設置しまして、以降、都合7回、特別委員会を開催しております。詳細については省略します。

3ページ目をお願いします。

4. 調査検討事項

(1) 地方創生臨時交付金事業の要望・検討について

①議会案として各委員から17の事業案が提案され、意見交換をした。

これまでの執行部案に対する協議、検討と違い、各委員が事業案を提案する機会があったことは大変に有意義であった。

②令和4年度第2回目の交付金事業案について、原油価格・物価高騰対応分を含め11事業について協議検討した。

(2) 地方創生臨時交付金による整備事業の現地調査について

①舟形小学校ピロティー改修事業及び換気設備設置事業

小学校が避難所として開設された際のピロティー活用に伴う改修及び換気対策として、職員室ほかの換気設備の設置状況等について視察をしました。

②舟形町農村環境改善センター施設環境整備事業

避難所開設時に感染対策を万全に行うための床置き型エアコン（2台）の設置場所の適否等について視察をしました。

(3) オンラインによる特別委員会の開催

町内の感染者が急増したことに伴い、舟形町新型コロナウイルス感染症対策本部より町内の感染状況等について説明を受ける目的で、防災センター会議室と各委員の自宅間でオンラインによる特別委員会を開催した。

感染者が急増する中、委員が一堂に会することなく意見交換ができたことは、今後の委員会等の開催方法について一定の成果があったものとする。

5. まとめ

一時期に比べ感染者数も減少傾向にはあるが、完全な終息には至っていない現状の中、3月13日からはマスクの着用を個人の判断に委ねる方針や、5月8日からは新型コロナウイルス感染症の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行するなど、コロナに対する姿勢に変化が見えてきている。

しかしながら、まだまだ自己責任による感染予防対策は必要であり、町議会としても町民の安心・安全確保のため、情報収集に努め、今後も調査検討を継続する必要性があると考えます。
以上です。

議長 ただいまの舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の報告について、質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、舟形町議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会報告は委員長報告のとおり決定をいたしました。

日程第19 議員派遣の件

議長 日程第19 議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の内容については、議会事務局長より朗読させます。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして、3月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。

町長よりお礼の申出がありますので、お受けいたします。

町長 令和5年第1回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

3月7日から9日間の日程で、令和4年度一般会計ほか特別会計の予算の補正が6件、令和

5年度一般会計特別会計歳入歳出予算が7件、条例の設定が2件、条例の制定が5件、出資金に係る権利の放棄についてが1件、指定管理者の指定が2件、人事案件が14件、合計37件につきまして、ご決議賜りまして、心より御礼を申し上げます。

本定例会は、職員のコロナ感染により議会日程や説明員に変更を生じさせてしまいまして、大変申し訳ありませんでした。心よりおわびを申し上げます。

さて、先日3月10日に国からデジタル田園都市国家構想交付金交付事業の内示がありました。令和5年当初予算では1次申請時の国の反応から事業採択が難しいと判断し、一般財源としていた東北農林専門職大学総合プロジェクト事業、国費3,384万円が採択されました。

また、スマート窓口システム導入事業以外、今年度の採択は難しいと判断し、予算計上していなかった積雪深モニタリングシステム導入事業、デマンド型乗合タクシー予約システム導入事業、公開型GIS導入事業も含め4事業に3,033万4,000円、東北農林専門職大学総合プロジェクト事業と合わせまして6,417万4,000円が採択されました。

議員の皆さんにも報告を申し上げます。

このことは、関係各課の職員が横断的に年末年始休み返上で計画書を作成し、国に申請し採択されたものです。デジタル田園都市国家構想交付金交付事業に採択されたことで、一般財源の削減とデジタルファーストプロジェクト事業の推進を図ることができました。

この場をお借りして、職員の皆さんのご労苦に心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、令和5年度は、第7次総合発展計画4年目の年で、短期アクションプラン5か年の検証と次の短期アクションプラン5か年の計画準備の年となります。第7次総合発展計画の目指すまちの将来像「住んでいる人が誇れるまちづくり、わくわく未来ふながた」の実現に向けて、6本の柱とそれを支える1つの基盤、これら7つの基本目標を達成できるよう全力で取り組んでまいります。

また、ご決議賜りました令和5年度予算については、職員と一丸となって本来の目的が達成できるよう経済的かつ適正な執行に努めてまいりますので、議員の皆様、町民の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。また、一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は真摯に受け止めまして、行政運営に努めてまいります。

そして、このたび全国町村議長会、県町村会議長会の自治功労表彰を受けられました八鍬議長、奥山副議長、佐藤議員、斎藤議員、受賞、誠におめでとうございます。職員を代表して心からお祝いを申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましては、4年に一度の改選の春となり、その準備にご奮闘されることと思いますが、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、再び議場でお会いできますよう心からご祈念を申し上げます。そして、引き続き舟形町発展のために、ご

指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、今期でご勇退される議員さんにつきましては、今後も健康に留意されまして、引き続き舟形町発展のためにご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

3月定例会、9日間、誠にご苦労さまでした。ありがとうございました。

議長 これで本日の日程は全て終了いたしました。

以上で会議を閉じます。

ここで、議員を代表して、執行部の皆様に、大変高いところからではございますが、御礼を申し上げます。

我々議員の任期も来月で満了となり、今定例会が一つの締めくくりとなります。新型コロナウイルス感染症の影響により大変複雑な時期ではありましたが、町長をはじめ管理職の皆様には真摯に丁寧にご答弁をいただき、感謝申し上げます。

今後も議会と行政が一体となって、舟形町発展のため、努めてくださるようお願いを申し上げます、一言、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

令和5年第1回舟形町議会定例会を閉会いたします。

9日間にわたる慎重審議、ご苦労さまでございました。

午前11時42分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 焯 太

署 名 議 員 叶 内 昌 樹

署 名 議 員 斎 藤 好 彦